矯正図書館

刑政

第四十七卷　十一月號　第十一號

囚人分類の實質主義（卷頭言）	正木亮	2
刑法の過去、現在及び將來	牧野英一	5
去勢の効果と適應に就いて	吉益脩夫	24
責任・意志と操行と	寺光忠	44
英國に於ける行刑政策の進展（一）	シスリー・エム・クレーヴン	61
海外時報		70
ベルヌだより		73
雜報		74

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政



第四十七巻
第十一號

囚人分類の實質主義

囚人分類がその罪質、犯數、年齢等を標準として行はれることは從來の監獄學上不變の原則であつた。殊に、初犯と累犯との間に嚴然たる區別の行はれねばならぬとされることに對し吾人は些の異議をさしはさむものではなかつたのである。

然るに、先頃アメリカのある釋放者がニューヨークの行刑當局に對して監獄學に於ける此の不變の原則に抗議してそれは徒らに形式にとらはれて行刑處遇の實質を遠ざかるものであるとしたことであつた。初犯と累犯とを區別することはよろしい、しかし、その最も危險視されて居る累犯者によつてむしろより多く累犯に陷るべからざるの理を示教される場合の多いことを閑却してはならない。

累犯者が初犯者を屢一層惡に導き輕き罪より重き罪に至ることを誘らかに教ふるものであると考へられた從來の觀察はむしろ偏見であつて、累犯者こそ眞に社會生活を翹望し、出來ることなら犯罪生活から足を洗ひたいとの氣持ちを抱くものが多いのでそんな累犯者はむしろ初犯者と雜居せしむることが望ましいのではないかといふのがその釋放者の抗議の大要をなしたものであつた。

わたくしもこの釋放者の抗議に對して十分に耳をかたむける必要のあることを痛感したものであつた。しかるに、ここに一九三三年八月一日のプロシヤ行刑法及恩赦法を讀むに及んでわたくしは玆に再びナチスの行刑方針の中からさきの釋放者のいふところと同じ意味のものを示教されることになつたのである。卽ち右

行刑法及恩赦法第九條には既決囚の分類といふことが規定されて居りそれには分類の根本としては從來の如く前科者と非前科者とを分離拘禁することにして居るが、その外に同條第二項はたとひ前科者にあらずと雖その動作により同囚に對し有害なる感化を及ぼすか又はその人格に基き將來善行を期待すべからざる種類の既決囚は之を監督官廳の同意の下に前科者の爲めの刑務所又は前科者にあてたる分界内に收容すべきであると規定された。更に同條第三項によれば逆に前科者の爲めの刑務所内にある受刑者と雖その前生活の如何に拘らずその全行動により組織的生計を營まんとする熱誠なる意志を有するときは監督官廳の同意を以て前科なき受刑者を收容する刑務所に拘禁することが出來る。但し職業犯人及慣習犯人はたとひさやうな意志を持つて居ても之を除外するといふ規定を設けた。

ナチスのこの囚人分類法は從來の形式主義に對する反動であつてさきにいつた囚人の抗議と全くその性質を同じくするものだとわたくしは思ふ。

抑も囚人分類の形式主義は從來の刑法の立てまへが恐るべきは犯罪行爲そのもので犯罪人そのものであると考へなかつた結果に外ならなかつたのである。さればこそ犯人の惡性はいかに濃くとも敎唆が獨立して罰せられることなく行爲の未遂が輕くあつかはれて居たのである。しかし事實に於てわれわれの現實生活に於て一つの犯罪行爲よりも、執拗にして陰險なる人の性格がいかに始末のわるいものであるかを考へねばならなくなつたことを何人も肯定することが出來る。

さやうな見解は少くとも近時の刑事立法の思想を支配するに至つたことを否定することが出來ない。近くは一九三四年四月二十四日に完成したフランス刑法草案の說明に於てフランス司法大臣アンリ・シエロン氏

は「人が恐れねばならぬのは只犯罪のみにあらずして特にその人格に藏されて居る累犯可能の點である」といふ理由から新刑罰は犯人の行爲よりもむしろ犯人に重きを置いたといつて居るが、之によつて見ても今日の刑事學に於ては最早犯人の分類、犯罪防壓策に付き形式主義を捨てて實質主義をとるべく要望されて居ることを見逃すことが出來ないと思ふ。

わたくしは嘗て數度此の卷頭言に於て犯人分類、犯人の個性探究に關して科學的審査法を用ふるの必要あることを繰返したが、わたくしのその要望は刑法上行爲よりもむしろ人に重きを置かねばならぬとされるに至つて益々之を强からしむるに至つたのである。

ナチスの刑法は徒らに彈壓的な思想を藏しては居るがしかし囚人分類の實質主義を止揚した點に於ては吾人の學ぶべきことの多きを感ずる。われわれは立法上に於て、常に分類をこととせねばならぬ行刑の實際に於てこの傾向を特に參考に資せねばならぬと思ふ。

昭和九年十月二十三日夜

正木亮

刑法の過去、現在及び將來（講演）

牧野英一

一 三箇の社會問題と三箇の法律問題
二 舊刑法における三箇の原則
三 現行刑法における三箇の原則
四 民法商法における法律の新傾向
五 刑法における新らしき課題
六 國家の文化性

一

刑法の改正といふことが、今、世界的の問題になつてゐる。世界大戰後、諸國では、すべての事物が一新されねばならぬとされてゐるのであるが、刑法も亦そのうちの一つである。わが國も亦刑法の改正に從事して、さきに大正十年に臨時法制審議會に對して刑法改正のことが諮問され、大正十五年に改正綱領が議決された。それに基いて、昭和二年に、司法省內に刑法並監獄法改正調査委員會が設けられて、昭和六年に總則に關する總會決議（未定稿）なるものが發表されてゐるのである。

わたくしは、刑法の將來が教育刑主義に在るといふことを考へてゐる。そこで、刑法の過去を舊刑法に依つて代表せしめ、その現在を現行刑法に依つて代表せしめ、さうして、草案に依つて將來の刑法をいかにすべきかを問題としつつ、刑法に於ける思想の推移を考へて見たいとおもふ。

二 事を考へるに方つて、わたくしは、われわれが、今、三箇の社會問題と三種の法律問題とを持つてゐるといふことからはじめたい。

三箇の社會問題といふのは、第一が貧乏で、第二が病氣で、第三が犯罪である。現代の社會機構においては、社會の多數が貧乏の境遇から免れがたいことになつてゐるとされてゐる。道德上の言論がいかに努力とか忍耐とかいふことを教へてもそれでは貧乏から脫出することができないのであるし、宗教上の教說がいかに諦めといふやうなことを諭しても、それに從ふべく生活があまりに悲慘であるといふやうな次第である。次に、病氣として、文明の進歩に比例するものが、結核と精神病と性病とである。これが、又、貧乏と、互に因となり果となるのである。文明の進歩は、勢ひ生存競爭を激甚ならしめるのであり、そこに、右の三種の疾病が增加するの傾向に在ることは已むを得ないことだともいはねばならぬのである。さうして、最後に犯罪で、その大部分は竊盜である。殺人は犯罪中の犯罪であるが、その數は比較的に少ない。强盜とても、さまで多くはない。犯罪の大部分が竊盜だとして、それを個別的に見るときは、情狀のむしろ輕いものが多い。さうして、直接間接に、貧乏又は病氣がその原因を爲してゐるのである。しかし、この小さな輕い竊盜が甚しく多數なることにおいて、われわれの生活の安寧は常に脅やかされるのであ

る。

三 さて、右の三種の社會問題に對應して三種の法律問題がある。まづ刑罰を擧げよう。次に所有權が考察されねばならぬ。さうして、最後に、國家の主權といふことが問題にされるのである。

一定の犯罪に對し、應報的害惡として刑罰の科せらるべきであるといふことについては、由來それは先驗的な自明なことだとして考へられてゐる。しかし、刑罰を科するの結果として、犯罪人がむしろ增加するといふ皮肉な現象があるとも、たに絶えず發生しつつ、しかも古い犯罪人はそのまま改善されないのである。ここに、刑罰の觀念乃至使命が再吟味されねばならぬといふことになつた。實は、刑罰が應報的な害惡であるとされる以上、犯罪人がそれに因つて改善されるや否やは、刑罰の與り知るところでないともいひ得るのである。しかし、犯罪人が監獄内において却つて不良化されるといふ事實は、刑罰をしておのづから應報以上、害惡以上の或ものたらしめねばならぬことになるのである。しからば、刑罰はこれをいかに理解し、いかに組織立てるべきであらうか。これが第一の問題である。

次に、所有權について考へるのに、所有權の絶對性といふことは、これ亦、先驗的な自明な原理として取扱はれて來たばかりでなく、これが現代法律制度の基本原理だとして理解するのが、從來の思想であつた。所有權の觀念の當然の論結として更に契約の自由といふことがある。所有權の絶對性と契約の自由との二つの原理の上に全民法商法が組織立てられてゐるものと考へ

られて來てゐるのである。しかし、現代社會における貧乏の原因は、まさしく、この二つの原理に存するものとされることになつてゐる。畢竟、この二つの原理は自由競爭を意味することになるので、そこに、生存競爭が露骨に行はれることになるといふのである。されば、所有權は、社會的の見地から當然に統制されねばならぬものとされることになつた。さうして、この統制を豫定して所有權の概念を理解しようとなると、所有權の定義は甚しく困難なものたらざるを得ないのである。これが第二の問題である。

四　右の二つの問題の結果として、第三の問題たる國家の主權が、又、困難なものとなるのである。從來の考へ方では、國家は無限の權力の主體であるとされてゐる。しかも、所有權の絶對性と契約の自由との二つの原則の結果、國家は個人の活動に對して放任主義を採るべきものとされてゐる。それで、立憲制度の下においては、國家は個人の權利自由を尊重すべきものとされるの結果、その活動は最小限度に縮少される傾向に在つたのである。又、刑法の領域においても、國家は正義の名において應報的刑罰を宣告すれば足りるので、それ以上に積極的な國家の任務といふものは考慮されなかつたのである。しかし、今や、國家は放任主義を捨てねばならぬことになつた。さうして、賢明に所有權を統制せねばならぬことになつた。怜悧に犯罪の防遏を畫策せねばならぬことになつた。これは、單なる權力の加へるに技術と好意とをもつてせねばならぬことになる。斯くして、權力本位の國家理論が批判され吟味されねばならぬことになつたのである。

われわれの法律論は、右の三箇の社會問題を解決するために、右の三種の法律問題を論究しつつあるわけである。刑法上の問題は、之を刑法の上のみで考へることができない。右の意義においてこれを理解し、これを論評せねばならぬのである。

二

一　舊刑法は明治十三年に制定せられ、明治十五年一月一日から實施された。明治四十一年九月末日まで四半世紀餘、わが社會を規律した。明治の法律としては、明治三年の新律綱領と明治六年の改定律例とがあるが、これは文化的の法律とはいひ得ないものである。右の舊刑法は當時の模範刑法であつたフランス刑法に依つてできたものであり、現代的なものであつた。規定が明白であり、論理的であり、內容が人道的であり合理的であるとされたのである。これを舊律すなはち右の新律綱領及び改定律例の兩者に比ぶれば、全く種類と性質とを異にするものであつたのである。

さて、この舊刑法の基本原理とも見るべきものが三點ある。その一は罪刑法定主義であり、その二は罪刑權衡論であり、その三は應報刑主義である。

二　罪刑法定主義は舊刑法の第二條に規定され、法律に正條なきものは何等の所爲といへども之を罰することを得ずとされてゐるものである。この原則は、今日では法律上の常識としても取扱はれてゐるのであるが、沿革的にいへば、世界的にはフランス大革命の人權宣言第八條に依つて明かにされたところだといひ得よう。さうして、わが國においては、舊刑法第二條に依つて

はじめて意識されたところのものである。この原則は、個人の權利自由が、法律に依り、國家の權力に對して保障されねばならぬことを要請するので、立憲主義法治主義を樹立したものである。

この原則は、一方において、法治主義を成し、人をして免れて恥づるなきに至らしめるものといひ得るのであるが、他方において、個人の行動の自由を保障して、その活躍を自由ならしめたものである。一見、法律が道德と相離れるの顯著な點とされながら、その實、法律の文化的機能を著大ならしめたものであるのである。

そこで、刑法が一定の行爲を犯罪とする場合においても、その刑は緩和化されたのであつた。すなはち、罪刑法定主義に內在する精神は、處罰について重き刑の科せらるるはそれとしても——例へば殺人は死刑又は無期懲役に處せられること、これは當然とせねばならぬが——輕き罪については刑は輕からねばならぬ。竊盜について、舊律には贓額二百圓以上は斬とあつたが、舊刑法では原則として二月以上四年以下の重禁錮(懲役)とされることになつたのである。罪刑權衡論の實際上の機能は、結局、刑の緩和化といふことに在つたのである。

三　さて、右の刑法上の組織を理論づけたものが、應報刑主義であつた。應報刑主義は、哲學者の手に依つて理論的に說かれ、われわれの規範意識において適確に理解されるところとなつた。それに因つて、刑法は、單純な便宜的な法律でなく、爲政者の權力的な行動でなく、倫理的な要求として論理上當然承認されねばならぬものとされることになつたのである。十九世紀の法律論

は一方において、法律と道德との區別を說いたのであつたが、他方においては、刑法に關する限り、刑罰の應報的意義を說いて刑法を道德的ならしめたのであつた。丁度、それは、民法に關する限り、所有權の絕對性を人間の人格に結合せしめて、これを契約の自由と聯絡せしめることに因つて、おなじく、自由主義的個人主義を倫理化したのとおなじであつた。

三

一　右は、今日では過去の理論であるといつてもいい。何となれば、明治の末期において、現行刑法は、右の三箇の原則に對し重要な修正を施したからである。(民法においては、明治三十一年、から實施されるに至つた法典が、今なほ、そのままに、形式上、所有權の絕對性と契約の自由とを基本原理としてゐる)。

現行刑法は、第一に、主觀主義に從つて、舊刑法の客觀主義を修正した。舊刑法に存する罪刑權衡の原理は、要するに、犯罪事實をもつて科刑の基礎としたのであつた。しかし、現行刑法は、重い犯罪についても刑の必しも重からざることを認め、(例示するまでもなく、殺人については、刑は、重きは死刑であるが、輕きは懲役三年である)、又、輕い犯罪についても刑の必しも輕からざることを認めた(例へば、竊盜については、刑は、最下限が懲役一月であるが最上限は懲役十年、さうして、累犯の場合には二十年に至ることを得るのである)。これは、犯罪人の性格を、量刑上新たに特に重視すべきものとした結果である。ここに、從來の客觀主義に依る刑法の組織が崩壞せざるを得なくなつたのである。しかも、主觀主義に依る新らしき刑法の組織は完う

されないままに、現行刑法は制定され、實施されてゐるのである。今日なほ、罪刑法定主義は基本原理として承認されてゐるのである。しかし、主觀主義がしかく從來の刑法組織を崩壞せねばならぬの點において、罪刑法定主義の實質は段段に失はれ、一定の犯罪に因る刑罰は、裁判上いかになるべきかを法律上逆睹することはむつかしいことになつたのである。現に、たよりのない刑法だといつてゐる人もある。

二 かやうな修正は、社會防衛主義に依つたものである。これが現行刑法における第二の原理である。刑法をもつて社會の保全を目的とするものだと考へて見ると、特に刑を科すべき必要のない者に對しては刑の執行猶豫を許してもいいわけである。それで、現行刑法は殺人について さへ、酌量減輕を許與した場合には、更に執行猶豫をさへ宣告することができることになつてゐるのである。同時に、頑强な犯罪性の者に對しては、それに相當な離隔處分を採ることにせねばならぬ。かくして、現行刑法は、舊刑法に比し、累犯例において特に一種の重い處分を規定したのである。この社會防衛主義は、まさしく、舊刑法の罪刑權衡論を根本的に修正したものである。

現行刑法における第三の原則として擧げるべきは、裁判所の權限の擴大である。裁判所は具體的の事件につき刑を適用するに方つて廣い權限を與へられてゐるのである。既に一言したやうに、現行刑法が殺人に對して、重きは死刑より輕きは執行猶豫の範圍において事を論じ得るものとしてゐるのは、一方において現行刑法の特色を爲すものだとされつつ、他方においては現行刑法に對する非難も亦この點に注がれることになつてゐるのである。裁判官をもつて單に法律を適用するものだとするの傳統的な立場から考へて見ると、かくの如きは、あまりに舊時の擅斷時代に立かへるもので、罪刑法定主義は全く蹂躙されてしまつたものとも考へられ得るのである。

三 しかり、現行刑法の最も大きな弱點とされてゐるものは、右に一言したやうに、客觀主義の刑法組織を打破しながら、未だ主觀主義の刑法組織を大成してゐない點に存するのである。客觀主義の刑法に依つて刑政が法律化させられたといふことは、文化の發展上重大な出來事であつたのである。之に對し、主觀主義の刑法は、その法律化を崩壞せしめたのである。幸にして、今日の裁判所には、十分信賴し得るものがあるために、かやうな刑法がそのまま現に實施されてはゐるものの、しかし、これは法律本來の組織と使命とを全うしたものといひ得るものであらうか。斯くして、特殊の事情に因る犯罪については、裁判所が果して量刑の統制を全うしてゐるかにつき、疑ひを挾んだ論者もあるのである。例へば五・一五事件の如し。ここに現行刑法に對する難點がある。右の非難に對して、他の一派の論者は、現に裁判所の量刑が相當に統制を全うしてゐることを答へた。五・一五事件に關する裁判についての批判の是非は別として、裁判所の量刑を通觀して見ると、おのづから事態の輕重に依つて刑罰の大小が定まつてゐるといふのである。

しかし、量刑の統制といふことをかやうに考へてゐるならば、難ずる者も、答へる者も、共に客觀

主義を基本として事を論じてゐるものと考へるの外ない。若しかやうな意味においての量刑の統制が欲せられるのであるならば、舊刑法に立ちかへるだけでいいわけである。しかし、舊刑法を捨てて新たに主觀主義に依る現行刑法を必要なのだとして見ると、そこには、新らしく主觀主義に基づく量刑の統制といふことが必要になつて來るのである。しかも、この點については、現行刑法を難ずることは甚だ容易なのであるが、新らしい刑法組織を構成することは、學界において、不幸にも未決の問題になつてゐるのである。

四

一　しかし、新らしき理念に基づく法律組織の新構成といふことは、ひとり刑法の範圍において行きなやんでゐるばかりでない。われわれは、おなじ現象を民法の組織においても認めるのである。

まづ、權利の濫用といふことが問題となるのである。權利の濫用に關する理論は、比較法上、判例の上にも、立法の上にも、今日までおよそ三段の階程を經て發達したと稱せられてゐる。これをフランスの判例について見ると、はじめは主觀的な標準として害意が濫用の標準とされた。すなはち他人を害するの目的をもつて權利を行使することは不法行爲を構成するとされたのである。しかし、それでも、この第一の時期においては、仕事が無意識的に斷片的に爲されたに過ぎなかつたとされてゐる。これが第二の時期に至り、害意主義の主觀說から權利の目的を考定して事を論ずるといふ客觀說に移り、構成的に事が運ばれることになり、最近に第三の時期に至

つてそれが擴大的に展開されることになつたといふのである。これを、ドイツ民法からスイス民法へ、それからソヴイエト・ロシヤ民法への推移について考へると、おなじく、はじめは狹い主觀說から事がはじめられ、漸次修正を重ねて、廣く權利の社會的經濟的目的に反する行使は不法行爲だとされることになつたのである。かやうにして、權利の濫用といふ觀念は、それ自體として承認されることになつたものの、その輪廓は概念的に未だ進化の過程に在るものといはねばならぬ。それで、やはり、法律論は、今なほ、所有權と契約とを出發點にして構成されるの外ないのである。

そこで、考へつかれることになつたのは調停制度であつた。民法を民事訴訟法に依つて論理的に展開することを避け、別に調停制度に依つて法律生活における爭議を解決しようといふのである。調停法は、第一に、實情主義を高調してゐる。調停の申立は爭議の實情を明かにしてこれを爲せといふことになつてゐるのがそれである。これは、形式的な法律論を無用視するものといはねばならぬ。第二に本人主義を高調してゐる。調停には本人自身出頭せよ、といふことになつてゐるのがそれである。これは、法律家たる辯護士を無用視するものといはねばならぬ。第三に素人主義を高調してゐる。調停は學識經驗ある調停委員が之を爲す、といふことになつてゐるのがそれである。これは、法律に依つて定められた裁判官をさへ無用視せむとするものである。調停主義は、傳統的な權利本位の法律論を避け、新らしく信義誠實の原則に依つて法律生活を律しようとするがために、法律的な訴訟制度を排斥しようといふのである。

されば、民法商法と民事訴訟法とがしかく調停制度に依つて按排されることが事物の解決に必要だとされる限り、新らしき法律上の理念は、未だ法律的構成を完うするまでに至つてゐないのである。

二 そこで、今、法律制度の展開として注意されつつあるものに、社會保險の制度がある。損害を社會的に分散するの制度に因つて事態を解決しようとするのである。

社會保險の前程として考へらるべきものに無過失損害賠償理論がある。理論として過失主義は甚だ明白であるが、事態の救濟には甚だ事足りないものがある。かくして、例へば工場法は工場災害に關して事業主の無過失賠償責任を認めることにした。しかし、その無過失賠償責任論は、理論として今なほ晦澁を免れないものとされ、それが論理的にいかなる範圍にまで擴張され得るかにつき、學說上の爭が未だ容易に落着しさうにもないのである。

そこで、理論上、何人が損害を負擔するを合理的なりとし正義に適合するものとするか、といふ問題を正面から解決するの方法を避け、社會保險の制度に依つて事を解決することになると理論として未だ透徹せざるものあるにかかはらず、事は、實際には適切なることを得るのである。

社會保險の制度は要するに賠償關係を公法化するものといふことを得よう。そこに論理の明かでないものがあるとしても、思想としては社會連帶主義を基底としてゐるものといはねばならぬ。ここに、この制度の文化的な意義があるのである。

三 ひとり賠償關係が公法化するばかりでない。まづ、所有權の公法化といふ現象が漸次顯

著になりつつあるのである。所有權に對する法令上の制限は、はじめ極めて狹い範圍において理解されてゐたのであつた。それは公用徵收と徵發との外には、主として警察上の必要に限られたのであつた。しかし、今や、保育行政の發達は、所有權を漸次公法化しつつあるのである。わたくしは、その一例として株式會社法の改正問題における企業それ自體の原則を擧げたい。株式會社は從來株主の所有に屬するものとされたのである。しかし、今後の株式會社法は、株式會社の企業を株主から遊離せしめ、企業をそのものとして保護することに因り、株式會社の利害關係人、すなはち、株主と使用人と債權者と、さうして更に社會一般の利益を保全しようといふのである。すでに電氣事業法は、主務大臣が怠慢なる電氣會社の重役を解任し得るまでになつた。かやうな規定は、裁判所が株式會社を統制するの方法として、全株式會社にわたつて認められることにならう。これを稱して株式會社の公法化といふことを得るのである。會社法といふが如きむしろ單に經濟的技術的なものとされてゐる法律までが、しかく公法化しようとしてゐるのである。さうして、そこには、社會連帶主義に基づく新らしい法律理念が、背景として活躍するのである。

五

一 そんな見方から、刑法の赴くべき新らしい趨勢を考へたい。そこには、まづ、罪刑法定主義が全く新らしい意義に轉向せしめられることになるのである。

現行刑法は、量刑について裁判官の權限を著しく擴大しつつ、しかも、この權限を行使するにつ

いて裁判官を統制するの規定に關しては、何ものをも設けてゐないといはねばならぬのである。そこで、諸國の草案と共に、わが刑法改正草案は、量刑の標準に關して詳密な規定を設けることになつたのである。

さて、その詳密な規定は、裁判所に對し、法律關係として何等の拘束的なものをも規定してゐないのである。裁判所は量刑に方つてその數多い條件を考慮せねばならぬといふだけで、その條件と裁判との間に成立すべき論理的な關係は規定してないのである。換言すれば、その規定は單なる訓示規定に過ぎない。しかし、かやうな規定が必要だとされるのは、法律は裁判所を拘束するものではなくして、指導するものであり、鞭撻するものである、といふことになるのである。學者はいふ、從來の法治國において法律は國家を制限するものと考へられた、しかし新らしく文化國においては、法律は裁判所に對する指南車であるのだ、と。

この精神を發揮したものとしては、わたくしは、昭和六年の假釋放審査規程を注意すべきものだと考へる。これは單なる司法省訓令たるに過ぎない。しかし、假釋放につき、行刑當局が常に事を審査し進捗せしめねばならぬことを指示したものである。從來の思想においては、假釋放は行刑當局の受刑者に對する恩惠としか考へられなかつた。原則としては、やはり、受刑者は宣告された裁判の刑期を服役すべきものとされた。さすれば、刑の執行に從事する行刑吏員が假釋放を上申しないことは必しもその怠慢と見るべきものではなかつたのである。

しかし、假釋放審査規程といふ一種の訓示的法規に依つて、行刑吏員は、刑法の許容する限度において裁判の宣告に對し自己の干渉を試み得るのであるし、又、干渉を敢てせねばならぬことになりつつあるのである。裁判の宣告は、行刑上、假釋放の實施に依つて刑期三分の一までに減却され得るのであつて、さうして、實にわが改正案は、これを四分の一に修正してゐるのである。かくして、わたくしは、刑法の重點は、今や、行刑に移りつつあるものと考へてゐる。行刑の實績如何は、刑法と裁判とに對し、合法的に重要なる反逆を爲すことになるのであり、さうして、實に、この反逆は、法律の精神上、むしろ爲されねばならぬものでもあるのである。

二　かく、假釋放を促進せねばならぬとなると、行刑は、受刑者が、假釋放に適すべくおのづから改悛するのを待つべきでなく、行刑當局みづからが、その改悛を計畫し、進捗せしめねばならぬものになるのである。教育刑の原則がかくして確立されねばならぬことになるのである。

教育刑の原則を宣明したのが、昭和八年の行刑累進處遇令であつた。この法規は、その形式としては單なる司法省令に過ぎない。しかし、これに因つて、全刑法の論理的體系がコペルニカス的に轉回されたわけになるのである。

從來の行刑においては、受刑者に對し、國家の科する應報的害惡への屈從が强制された。これに對して累進處遇令は、責任と希望との二つの原理を行刑に設定したものとされるのである。すなはち、第一に、受刑者はそれぞれ自己の擔任とされるところに對してみづから責任を感ずることにならねばならぬ。さうして第二に、受刑者がその責任を全うするに從つて處遇が向上されることになる、といふのである。この二つの原理は、實は、われわれが全社會の機構に對して要

求してゐるところである。國家は全社會の機構としてこの二つの原理を實現することにせねばならぬのである。さうして、全社會に先立つて、行刑の內部にこれが實行されようといふのである。

かくして、行刑は勞働を本位にする。――ムツソリーニの行刑法第一條がこれを明言してゐる。――教育の方法として勞働が施設の中心を爲さねばならぬのである。その勞働に關してわれわれは三つの原理を設定する。第一に、人はすべて働かねばならぬ。第二に、人はすべてその働きに因つて修養せねばならぬ。さうして、第三に、人はすべてその働きに因つて能率を發揮せねばならぬ。この三者を合一して、これを有用勞働の原則と稱する。人は常に生活上意義ある勞働に從事せしめられ、その勞働に因つて、社會に對しても、自己に對しても、有用に行動するの機會を與へられねばならぬといふのである。されば、ハワードの昔から、人をして勤勉ならしめよ、しからば人は正直であるであらう、といふことが行刑の標語とされて來た。しかし、これはひとり行刑の原則たるに止まるべきでない。社會政策そのものが、すべて、この原理の上に構成されねばならぬわけである。

教育刑の原則は、國家がその社會防衛の方法として科する刑罰に、功利的な意義を高めて、倫理的な性質を與へるのである。應報刑論は、倫理的なものだと稱せられながら、その內容においては全く空虛なものであつた。之に對する社會防衛論は、當初においては不幸にも、單に功利的なものたるを免れなかつたのであるが、今や、國家は刑罰に因つて犯罪人をも之を再社會化し、これを自己に包容せねばならぬとすることになつて、その社會防衛論を醇化し、高次化し、倫理化することになつたのである。

三

かやうな原理にあらはれた國家は、もはや權力の主體ではなくして好意の主體である。國家は、この好意と技術とを盡うするがためにその權力を行ふものなのである。

國家は、犯罪人の最後の一人までに對して好意を持つのである。ドイツの行刑法案は、行刑者を人らしく處遇すべきことを規定してゐる。人として之を理解し、之をいたはり、之を保護し、之を指導せねばならぬのである。故にまづ好意を持たねばならぬのである。しかし、同時に技術なき好意は畢竟空虛なものであることを考へねばならぬ。それで、好意を賢明ならしめ、合同的ならしめ、效果的ならしめるがために、更に技術を要するのである。

行刑における技術といふのは、畢竟、實證諸科學の所與を適當に利用するといふことである。曰く心理學、曰く社會學、曰く精神病學、曰く教育學、等等。これ等の諸科學はその發達において未だしきものがある。しかし、又、すでに相當の發達を重ねてゐる。これを適當に理解し、適當に應用せねばならぬのである。否、實に、教育刑論が理論として構成せられるに至つたのは、これ等の諸科學がすでに實踐として數多のものをわれわれに教へてゐるからである。

すなはち、好意なき技術は盲目である。技術は更に倫理的な基準に依つて統制されねばならぬ。技術の發達はおのづからわれわれに教育刑の理念を指示しつつ、この新らしき倫理的基準

に依つて、技術が又進歩を重ねねばならぬことになつてゐるのである。

國家は、今、從來の原理――國家は絶對なる權力の主體なり――から去つて新たな原理に就かむとするのである。すなはち、國家は好意と技術との主體として理解されねばならぬのである。さうして、刑法の範圍においては、刑法は、これを目標として發達することに因り、もはや、國家の權力に對する制限として理解せらるべきものではなくして、實に、國家の行動の指南車として構成されねばならぬことになりつつあるのである。

しかし、仁の弊は弱なりといふ語がある。われわれの提言が動もすれば誤解されて、刑政における嚴肅性と眞摯性とが觀過される虞がある。されればこそ、國際刑務委員會の受刑者處遇規程は、この嚴肅性と眞摯性とを揚言してゐるのである。惟ふに、害惡に向つての屈從を強ひるところには、時代おくれの悲慘なる滑稽味があるだけである。そこには嚴肅と眞摯とは待ち設け得られない。嚴肅と眞摯とは、實に教育刑主義において期し得られるところなのである。

六

一　刑法ばかりでない。民法の領域において所有權公法化といふことが論ぜられつつあるのも亦おなじ傾向に在るものである。

されば、刑法の將來を考へることは、やがて國家理論の發展を論ずることになるのである。刑法の改正がすべての國家問題を解決するものだと考へてはならぬ。しかし、刑法をいかに改正すべきかの理論は、やがて國家をいかに經營すべきかの理論にまで到達せねばならぬのである。

さうして、しかく解することに因り、刑法上の理論が思想的意義を具備することになるのである。

二　國家の變遷は、今、法治國から文化國へ、といふ標語に依つて示されてゐる。法治國では法律に依り、個人の權利自由を國家の權力から保障することが考へられた。そこに十九世紀の過程におけるその思想の文化的意義が成立したのであつた。しかし、今、われわれは、法治國主義における自由主義的個人主義を批判せねばならぬことになつてゐる。國家は、法律に依り、個人の生存を確保し、その行動を保育助長すべく行動せねばならぬものとされることになつたのである。さうして、國家の具有する、絶對的な權力といふことは、そこにはじめて、その合理性を明かにし、その倫理性を完うし、さうして、その文化性を發揮することになるのである。

去勢の效果と適應に就いて

吉益脩夫

一、緒　言
二、去勢の概念決定
三、去勢の歴史的考察
四、去勢の性生物學的考察
五、結　論

一、緒　言

去勢の問題は斷種の問題と共に刑事學上のカレント・トピックの一つである。外國に於ては之を論ずる者甚だ多く、その效果に關する有益な研究報告が少くない。遺憾ながら我國に於ては此問題の科學的考察は全く閑却されて居る。それだから時に去勢を行ふべからざる者に對して去勢の行はれたのを耳にすることはあるが、此論文の資料とすべき確實な研究報告を發見することは出來なかつた。從つて私の考察の基礎となるものは總て外國に於ける研究の結果である。此等多數の研究結果を比較檢討し、去勢の正しい知識を獲得することは徒爾ではない。此論文が將來醫師の無知による適應を誤つた去勢の手術を防ぐと共に、立法、司法、行刑上聊かたりとも參考とならば望外の光榮である。

二、去勢の概念決定

去勢(Kastration)とは生殖腺即ち男子に於ては睾丸、女子に於ては卵巢を除去する手術を云ふ。之に反して斷種(Sterilisation)は生殖腺を除去することなく、單に精絲或は卵の出る道を遮斷することによつて生殖を阻止する手段であるから、兩者は同じく生殖を阻止する方法であつても、その心身に及ぼす影響に於て大きな差異があると云はなければならない。去勢は生殖腺の內分泌の作用をも奪ふことになる。

去勢は最初男子に限られ、而も男子の生殖腺の故意の除去を意味して居た。之が男性剝奪(Entmannung)即ち、狹義の去勢である。昔は多く陰莖までも切斷したものであるが、之は本來の去勢ではない。

其後動物飼養の經驗、生物學的實驗、醫學的手術の影響の下に、女子に於ける卵巢除去の手術に對しても去勢と云ふ名稱が用ひられるやうになつた。此際も子宮まで共に除去する手術は本來の去勢に屬しない。

去勢は自身に行はれた場合と、他人によつて行はれた場合とがあり、又自發的に行はれる場合と强制的に行はれる場合がある。(*)

* Marcuse: Handwörterbuch der Sexualwissenschaft, 1923. 氏は (1) Selbstkastration (2) freiwillige Fremdkastration (3) unfreiwillige Fremdkastration の三種に分類して居る。

三、去勢の歴史的考察

去勢は遙か昔から民族の風習として方々で、而も種々な動機から行はれて居る。宗教的動機は一つの大きな役割を演じて居た。卽ち之は先づ祭祀の行爲或は宗教的消魂大悅(Extase)の結果として行はれた。ローマ人によつてガッレ(Galle)と呼ばれたキベーレ(Kybele)(一)の僧侶の多數が自身に去勢を行つた。そのとき多くは鋭利な貝殻又は石の双物によつて恍惚裡に行はれ、切り取られた器官は祭祀の行列を先頭に立てゝ運び去られると云ふことである。一種の男根祭祀(Phalluskulte)と見ることが出來る。

キリスト教徒の中には既に西歴二世紀頃から禁慾の行爲として多數の人が自發的に去勢を行つた。現今尙之を行つて居る有名な宗派がある。それはロシヤに存在するスコプツェン(Skopzen)と稱する奇妙な去勢者宗派(Kastratensekte)である。十八世紀の後半にクリュステン教(Chlüstentum)から分れたものであるがクリュステン教が明るい靈感を持つに反し、スコプツェン教は暗いファナチスムスによつて特徴づけられて居る。彼等は神への奉仕として自發的に去勢の手術を受ける。此禁慾的思想は大きな暗示的な力を持つて居るものであつて、政府が盛に壓迫を加へたにも拘らず廣く普及して居る。教祖ゼリヴァノフ(Selivanow)はキリストとパウロとを一身に集めた人と見られ、キリスト自身も去勢されたものと信ぜられ、從つて此宗派に屬して居るとされて居る。此宗派では稀には女子にも去勢が行はれると云ふことである。

去勢は同性愛的な衝動から行はれることがある。キベーレの僧侶の去勢に於ても既に之が看取され、それのみならずそれが鷄姦的儀式と結合された。シリアに於ても女神のために自ら去勢した僧侶が同性愛的な殿堂賣淫(Tempelprostitution)に身を獻げると云ふ風習があつた。

尙宗教的動機を全く離れて同性愛的な衝動から自ら去勢或は之に類似の行爲をなすものがあつた。其他又或る者は女性化(Effeminatio)の衝動に驅られて醫師に去勢を依頼した。

それのみならず、此動機から他人に對して强制的に去勢が行はれた。最初の去勢は全く同性愛的な行爲によるものであるとさへ主張する者があるが、之は證明のない臆說に過ぎない。然し、一人の男が他の男を女と見る場合暴力或は奸計によつて去勢を行つたと云ふ例は傳へられて居る。例へばネロは彼の熱愛した男を女にならせたいと云ふ慾望から去勢せしめたと云はれる。

以上述べたものとは違つた動機から行はれたものに所謂宦官(Eunuch)なるものがある。遙か昔から東洋の諸國殊に支那に於ては後宮に仕へる男子(Haremwächter)に對して盛んに去勢が行はれた。それは此等男子の婦人に對する性的危險を防止することを主なる目的とするものである。今日尙北京やコンスタンチノープルには二千人內外の宦官が居ると云はれて居る。

尙藝術的な動機から行はれた去勢がある。十八世紀の法王領に於ては一年に二千人以上の子供が去勢されたと云はれて居る。聲變りをさせないためである。數十年前になつて始めて法王の樂園は之を放棄した。

其他闘争、復讐行爲として行はれたことがある。ホーマーの中には英雄が敵を去勢を以て威嚇することが書かれて居る。今でもエチオピヤでは殺した敵に去勢を行ふ習慣がある。それは死者にも効果があると見る原始的な考へ方である。

反坐思想(Talionsgedanke)も之と同じカテゴリーに入ると見ることが出來る。ギリシヤ、ローマ、其後勾奴、スペインなどに於て強制的に去勢が行はれた。之は犯人の刑罰をその犯した器官に於て行ふと云ふ復讐思想である。現在アメリカの二三の州に於て刑罰として去勢が行はれて居るが、それは治療或は民族衛生の目的を兼ぬるものであつて、純然たる應報刑ではない。

尙數に於ては少いけれども、迷信、精神病者の妄想又は衝動から自身に去勢を行ふことがある。之は勿論現在も見られる形式である。

最後に殘された尙二つの動機がある。その一つは優生學的動機である。昔アッシリアのセミラミス女王は弱い子孫を殘すことを防ぐために病弱な男子に去勢を行つた。昔は優生學的な見解は當然として見られ、斯の人道的な哲學者のセネカさへも之を肯定して居る。其後になつてキリスト教國に於ては斯かる處分を禁ぜられるやうになつた。然し、スコットランドに於ては精神病者、癲癇者其他遺傳的疾患を防止する目的で去勢を行ふところの法律が制定され、一八〇〇年には竊盜犯人の去勢さへ問題になつた。然し、斯かる優生學的立場からの去勢は現今に於ては他に無害な斷種の方法のあることが分つたので用ひられない。

結局最後に殘されたものは當人に對する治療となり惹いては社會防衛の目的を達せんとするところの去勢であつて、此問題こそ私のこれから論及しようとする中心問題である。

(一) 自然と戰の女神であつて、始め小アジアに祭られ、後ギリシヤ、ローマに輸入された。四、去勢の性生物學的考察

玆に述べるところの去勢は總て有効確實な外科的手術によるものである。何となれば、レントゲンによる去勢は簡單で無痛に行ふことが出來るけれども、効果が甚だ不確實である。殊に男子の生殖腺は斷えず新しい精絲を産出す器官であるから、ヴィートールド(Wiethold)(一)の例に見る如く、レントゲンによつて去勢された性的犯罪者は殆んど總て間もなく累犯に陷つて居る。尙女子の場合には病的な子供の生れる危險があるやうである。

去勢は心身に重大な影響を有する內分泌腺の働きをも奪ふものであるから、心身の發育の途中にあるもの、殊に思春期前に行つた場合には、その個體に有害な影響を與へる。卽ち、性的成熟一般が阻止され、皮膚は蒼白となり黃色味を帶び、化骨が遲れ、身體は縱に延び、喉頭は小兒期の儘に止まり、恥毛、腋下毛が生ぜず、甲狀腺は小さく、腦下垂體は大となり、脂肪の沈著が著明となる。精神的には性慾、熱情が起らないと云はれる。成熟を終つたものに起る去勢の故障は前者に比して遙に小である。

一九三三年十一月二十四日ナチス政府が公にした「危險なる常習犯人に對する法律並に保安

及び矯正處分法によつて獨逸刑法第四二條K號として挿入された條項によれば、(一)判決時滿二十歳に達したる男子に對して裁判所は刑罰の他に去勢を命ずることが出來る。此際立法者は年齢の限界を二十一歳に決定した。然し、省參事官ゲット(Gött)の報告によると、會議に內務省を代表した氏は十八歳を主張したが、司法省側は二十五歳として決定しようとしたと云ふことである。(二)フィンク(Fink)なども二十五歳を越えないものには去勢してはならないと云つて居るが、之は個別的に異り一概に云ふことは出來ない。滿二十三歳を越えれば大體よくはないかと思はれる。兎に角二十一歳であつても余り著しい相違はなからうと思はれる。尙此法律は男子に限り、女子に適用しないのは女子の手術は一層困難であり、男子よりも缺落現象(Ausfallserscheinung)が大であり(逆上、發汗、頭痛、刺戟亢進)、女子の此種の犯罪が比較的少いためであると思ふ。

それだから玆に殘された問題は後期去勢(Spätkastration)の效果と損害如何に就いてである。之に對して種々異る結果と主張が述べられて居る。それは去勢される人間の種類によつて種々相違する筈である。

先づ去勢が精神病例へば早發性癡呆とか癲癇の治療に役立つかどうかと云ふ問題がある。之は現今では全く否定せられて居る。

次には精神病の治療にならなくても、精神病者の狂暴性を靜めることが出來るかどうかの問題がある。ワイガント(Weygandt)(四)は自身に多くの經驗を持たないが、カイロの大精神病院の院長であつたダッヂョンと云ふ人の話を紹介して居る。此人は可なり多くの精神病に罹つた宦官を

取り扱つたが、彼等は靜かで、滿足し輕い喜悅又は悲哀の表情を作り、彼等には追跡妄想が少いと云ふことである。ワイガントは又馬などが去勢によつて溫しくなるところから推察して、殺人、侵入、追剝など激情に驅られ或は暴力に訴へる犯人の激烈な衝動を鎭靜することが期待出來ないことはなからうと云つて居るが、然し之は全く臆測であつて確な實證がない。

結局去勢の最も重要な目的は性的犯罪者を無害ならしめることである。之に對しては多數の研究報告が發表されて居る。之をなるべく詳細に檢討して「後期去勢」の效果と適應を理解することが此論文の主目的である。

ミューザーム(Mühsam)(五)の報告によれば第一例は二十九歳の男子であつて、既に十歳のときから性的觀念に惱された病的人格(所謂變質者)であつて、一方の睾丸を除去したが間もなく以前の狀態に歸り、兩方の睾丸を除去するに及んで落著き、職業に堪へるやうになつた。そして別に有害な身體的變化を認めなかつた。第二例は二十三歳の女裝の男子で五歳頃から Onanie を頻繁に行つたところの性神經症者であつて、彼は去勢後身體の具合よく、力づき、手術後六日目に於て生れて始めての交接を行ひ、而も Orgasmus を經驗し、著明な射精(攝護腺分泌液?)を見た。其後漸次性慾消退し、現在では全く性交不能である。然し、女裝慾は一層强くなり、卵巢の移植を切望したと云ふことである。今では手淫を行はない。第三例は同性愛症を有する三十九歳の巡査であつて、去勢後新鮮となり、勞働能力を獲得し、酒癖なくなり、强迫症狀も消失し、今では兩方の性に對して無關心になつたと云ふことである。

ミュラー(Müller)[十六]は一人の現在四十一歳になる男子で自殺企圖、モルヒネ中毒、偏頭痛を伴ふ癲癇樣不機嫌を呈する重い病的人格の異常な性的過度興奮性を去勢によつて治癒せしめた。去勢後四ケ月でリビドーが消失し鎭靜して勞働を好むやうになつた。體重は增加し、腰部に脂肪沈著を見、腋下毛の消失を惹起した。

マロフ(Mallow)[七]は露出症(Exhibitionismus)男性淫亂症(Satyriasis)に去勢を行つた結果を概括し、殆んど總て滿足な結果を得たと報告して居る。多くの患者は衝動がなくなり、精神的に調節され、仕事が出來るやうになり、有害な精神的現象は全く見られなかつた。

フィッシャー(Fischer)[八]は三例の結果のよくない去勢の例を報告して居る。一人は病的人格で且つ癡愚である性的犯罪者であつて、二十三歳のとき去勢されて一年後癲癇性の發作を見た。他の一人は一九一四年二十八歳のとき、睾丸に外傷を負ひ性交不能となつた。彼は尋常な人間であつたが、翌年喘息樣の發作が起り、一九一七年には失神發作起り、一九二〇年には癲癇樣發作を起し、刺戟性と不機嫌の症狀を呈し、終に自殺を企圖するに至つたと云ふことである。尙他の一人も尋常者であつて二十一歳のとき彈丸で負傷して去勢された。其後約六年間はリビドーも性交能力も保持されて居たが、種々な神經的障礙が現はれた。然し、之は普通に起る現象でないことは東洋に於ける多數の宦官や動物實驗に於て證明せられる。

デンマークのブリュッニッケ(Brünnicke)と云ふ人は一九二五年四月十一日のデンマーク保安法に從ひ十月一日以後五十五人の男子(多くは性的犯罪者)を收容し、最近五年間に二十人を試みに

釋放することが出來た。それは全く去勢の賜であると云つて居る。卽ち十四人は二十三歳から六十五歳までの間に去勢され、尙一年間觀察した後に釋放した。その結果主觀的にも客觀的にも全く滿足であつたと云ふことである。

ローデワルト(Rodewald)[九]は性的攻擊性を持つた一人の精神乖離症患者を二十八歳頃に去勢し約三年間追跡したが性的攻擊性は全く以前の如くであつて效果がなかつたと報告して居る。

ポペノー(Popenoe)[十]はアメリカ合衆國の去勢の效果に就いては全く暗黑であると云つて居る。卽ち、氏はオレゴン州では州刑務所を出る前に本人の同意を得て最も數多く去勢が行はれて居るが、此材料は充分檢討されて居ないから去勢は一般に治療手段として認められるには到つて居ないと云つて居る。

スコブツエンに就いてはタンドラー(Tandler)[十一]グロース(Gross)其他の人々によつてその異常な性格が記述されて居るが、之は單に去勢の結果ではなく、少からず彼等の生來有する異常性によるものと思はれる。

シャッレンブランド(Schallenbrand)なる人の支那の經驗によれば、宦官は利己的、狡猾、惡意を持ち、殘酷な奸計を有すると云ふことであるが、どの程度まで宮廷の空氣に影響されて居るかは分らない。オスマン(Osman)は宦官を親しく使用した經驗に基き、彼等が可なり怜悧であるが、遲徐で、甚だ丁寧、敬虔と同情心あり、主人に非常に忠實であるに反し、下の者には專橫であつて、愚痴ぽくつて、時には白人のブロンドの婦人にプラトニックな戀を持つと云つてる

を擧げて居る。之がたとへ例であるにせよ、去勢された人間にも價値の高い仕事がなされ得ることを證明するものである。

(十三) フランク(Frank)は多數の例を報告して居る。第一例は性的興奮性の亢進した病的人格で四十九歳のとき去勢され五十六歳まで觀察されたが、リビドーと性交能力共に消失し、治療的効果擧り、其他脂肪の沈着と女性的な擧動を見た。氣ではあつたが、再び刑罰に觸れなかつたやうである。其他髯と身體の毛が消失した。第二例第三例は道德的缺陷を有し、種々な風俗犯以外に他の犯罪をも行ふ男であつたが、三十四歳去勢は性慾倒錯の病的人格で種々風俗犯を行つたが、四十四歳去勢を行ひ、それから約十一年間觀察を行ひ約十一年間追跡された。彼は五年後結婚し、性交能力は存續したけれども風俗犯のために罰せられることはなくなつた。然し他の犯罪で三回刑を受けたことがある。其他抑鬱性となり多くの神經症狀を訴へた。第四例は性的興奮性亢進し、常習手淫者なる癲癇樣病的人格であつて、種々な形の犯罪を行つたが、三十歳に去勢され約十五年追跡された。彼は四年後結婚し、リビドーと性交能力は共に保持され、屢々累犯に陷り、去勢後十年に於ても尙手淫、同性愛的行爲、交接を行つた。斯くの如く治療効果はなく、只髯が消失したに過ぎなかつた。第五例は病的人格で露出症を有し、度々風俗犯に陷つたが四十歳のとき去勢を行ひ、リビドーと性交能力は消失したやうであるが、詳細は不明である。第六例兩性性慾を持つた病的人格であつて、五十歳に去

勢され約五年後まで見られたが、リビドーと性交能力共に消失したらしく、再び刑を受けることなく、社會復歸に成功した。其他には多少體重の增加した以外に變化を見なかつた。第七例は魯鈍の上に起つた露出症であるが二十九歳に去勢されて後のことが詳かでない。第八例魯鈍の病的人格、露出症其他の犯罪、第九例癲癇樣の露出症者、共に去勢後リビドー、性交能力消失したらしく、社會復歸を遂げた。第十例は癲癇樣露出症者、去勢後の記述不完全。第十一例は性的倒錯の病的人格、二十八歳去勢後四十四歳に至るまでリビドーと性交能力極く微弱にはなつたが全然消失するに至らず、尙繰り返し鷄姦を試みた。其他には髯が消失したのみである。第十二例は同性愛症者、五十九歳去勢、リビドー、性交能力消失したらしいが、救貧院に無爲な生活を送つて居る。何等身體の變化は見られないが、擧動が女性的で抑鬱性基調を持つて居る。第十三例、破瓜病、過度の手淫、同性愛的サディスムス的其他の成素を有するものであるが、二十七歳去勢し、一年後リビドー、性交能力只減弱したのみで、精神病院に收容された。其他には輕度の脂肪沈著と頭髮の退行現象を見た。第十四例、性的に攻擊性の接枝性破瓜病二十三歳去勢されたが、其後記述明かでない。第十五例、癡愚者で浮浪者且つ放火者、三十四歳去勢、六十二歳まで追跡されたが、リビドーと性交能力は減弱したらしいが、殆んど永續的に收容され、治療的に何等の變化を呈しない。其他類宦官症的脂肪沈著を見た。第十六例小兒に對する猥褻行爲をなした癡愚者であつて、二十四歳去勢され、三十二歳まで追跡された。リビドーと性交能力は五年間保持されたが、其後消失し再び累犯に陷らなかつた。身體は痩せて發毛少く、顯著な卑下感情を持ち、手術を勸

めた醫者に敵意を抱いて居た。第十七例は前例と同じカテゴリーに屬し二十七歳去勢、第十八例は性的に攻撃性の癡愚者で三十八歳去勢、共にリビドーと性交能力が消失したらしく、前者は再び刑罰に觸れず、後者に就いては不明である。第十九例は性慾異常者而も魯鈍且つ動脈硬化性癡呆の始めであつて、小兒に對する猥褻行爲を行つた。五十九歳で去勢されたが、性慾に就いては不明である。其後小兒に對する猥褻行爲は行はなかつた。身體的には新鮮な氣持であると云ふことである。

ブライロフスキー(Brailowsky)(十四)は過度の手淫に耽る三十歳の精神乖離症者に去勢を行つたが、性慾は數ケ月間は不變であつたと云ふ。其後のことは詳かでない。

マイヤー(Hans W. Maier)(十五)は渇酒症を伴ふ道徳的に缺陥のある同性愛症者に去勢を行つたが全く効果がなかつたと云ふことである。氏は去勢の適應に就いて有益な意見を述べて居る。氏によれば、リビドーが異常な仕方で智力化されて居るもの、身體的感覺を隨伴しないものに對しては去勢は始めから効果がないものである。そして去勢の適應は精神的に比較的無碍なことを必要とすると云つて居る。

ハックフィールド(Hackfield)(十六)も之と同じやうな結論に到着した。氏は去勢は適應を誤らなかつた場合には全く有効な社會復歸の手段であることを確信して居る。四十人の性慾異常者に去勢を行つた。本來の精神病者でない二十二人は直ちに良くなり、三人は遲れて治療の効果を擧げた。體重は增加し、胸や腋下の毛は消失し、精神的新鮮味と若々しさを感じ、性的

興味はなくなつたが、或者は尙暫く性交能力を保持して居た。然し、彼等は感情生活を自身に調節することの出來るやうになつたことを喜んだ。氏はリビドーの若干尙存在する事實は代償的に起る他の內分泌腺(甲狀腺、腦下垂體、松果腺)の作用によつて說明することが出來ると云つて居る。之に反して本來の精神病者に行つた去勢は良結果を得られなかつた。又女子の性的放埒(Sexuelle Haltlosigkeit)のために行はれた去勢の手術も無効に終つた。

コッレ(Kolle)(十七)は在來の文獻を涉獵し、報告のなるべく完全なものを選擇し、而も報告資料の重複して居るものを除き、四十一名の男子の去勢例に就き治療の効果を檢した。之によれば、十八名には疑もなく効果があり、十一名にはその効果が疑はしく、十二名には効果がないと云ふことを知つた。尙リビドーに就いて檢し、報告のあつた二十四名の中十三名は消失したのに反し、十一名は保持されて居たことを知り、性交能力に就いては二十五名の報告のあるものゝ中十三名は消失し、十二名には保持されて居ることを知つた。身體的變化のある場合その主なるものは骨の消失、體重の增加、脂肪沈著、不定の神經性の故障などであつた。

尙最近の重要な報告と見るべきものはデンマークに於てなされた去勢實施の結果である。ゴル(Goll)(十八)によれば、四十一名の重罪性犯人に去勢が施されたが、四十名は社會に復歸して累犯に陷らない。只一人の四十一歳の男のみが去勢して社會生活の二年を經過した後再び性的犯罪のため刑を受けることになつただけである。

最後に是非逃べなければならないものは、ランゲ(J. Lange)(十九)の精密且つ批判的な研究業績であ

る。之は多少ハックフィールドやゴルの報告に比してネガチーフである。氏は主として戰爭の負傷によつて去勢された多數の成人男子に就いて注意深い研究を行つた。此研究は數量的に優れてゐるのみならず材料が多くは精神的健康者であつたと思はれる人であること及び去勢後幾年も經過したものを追跡した點がその特徴である。全部で三百十名、其中負傷で完全に去勢されたもの百七十九名、結核で去勢されたもの六十三名、負傷で睾丸の一部を殘してゐるもの六十八名である。大部分の人は十年乃至二十年前に去勢されてゐる。而も大部分は後期去勢によるものである。

その結果を見るに、非常な不快な遺殘現象から免れたものは僅かに四分の一程に過ぎない。多數の人は類宦官症の意味での身體的變化を生じ、尙其他發作的に起る血管運動性障礙(顏面潮紅、眩暈、持續性の失神)が主なる役割を演じた。往々眞の神經衰弱症狀が見られ身體の新鮮味、緊張、イニシアチーフが喪はれた。自己の現狀に對する精神的な原因による沈鬱の他に身體的原因によると思はれるやうな情緒の易變性が見られた。而もそれは去勢後間もなく起るとは限らない。幾年も經て起つた例がある。去勢によつて本來の病的人格が起つたり、治つたりすることはない。大部分の者は此不況時にも拘らず職業を保持して居た。彼等の熱情は一般に消退したとは云はれない。去勢後幾年も經て故殺の罪を犯した者さへある。三百十名中百四十一名に就いて性交能力とリビドーを調べた。四五%以上に於て、性交能力が直ぐ消失した。只完全去勢者の七分ノ一だけが報告の終りまで之を保持して居た(勿論減退して居た)。睾丸の一

部を殘した者の三分ノ一は性交能力に障礙のないやうに見えた。三百十名中百五十五名は去勢後に始めて結婚した。獨身で居たのは五十三名だけである。玆に注意すべきことは性交能力が消失しても尙屢々リビドーが保持されて居ることである。時には堪へられない程亢進することがある。量的に減弱しても安心は出來ない。質的の變化を起し、性慾倒錯、サディスムスマゾヒスムス的な成素が現はれたと云ふことも報告されて居る。

以上の諸研究の結果に基いて我々は兎に角、去勢の效果のある場合の方がない場合よりは數が多いと云ふことは出來やう。然し、去勢によつて影響されない場合も少くない。それだから性的犯罪者を去勢したからと云つて安心して居ることは出來ない。性交能力が保持されて居るのみならず、射精も行ひ、姙娠せしめる可能性がある。それは睾丸はなくても貯精囊の中に生きた精虫が殘つて居るからである。去勢者の自殺した者の解剖によつて貯精囊中に永く精虫の生存して居たと云ふ報告がある。

嘗てヒルシュフェルドは病的な性慾の脫線の最後の原因は腦ではなくて生殖腺にあると主張したが、此說は正しくない。スロトポルスキーとシンツは八人の性犯罪者の睾丸を組織學的に檢査したが、尋常な對照と著しく異るところを認めなかつた。スロトポルスキー(二十)(Slotopolsky)によれば、性的犯罪は勿論性的な病的人格を生殖腺の異常な內分泌に歸する根據がない。內分泌は寧ろ性慾に對する實現成素(Realisationsfaktor)であつて、その決定成素(Determinationsfaktor)は腦にあると見なければならぬ。體質性の同性愛症者は例外であるが、さうでない同性愛症の者には

之を去勢して健全な睾丸を移植しても何等積極的な効果が見られないのは此理由によると云ふ。氏は云ふ「性的異常者の去勢は原因的な治療ではなく、症候的な治療である」と。メビイウムは「腦の性慾」と云ふ言葉を使つた。兎に角我々は直接生殖腺の影響を受けないところの腦に關係ある性慾の存在することを認めなければならぬ。(二十一)

尙近頃盛に唱導される精神分析學派、殊にアドラー(Adler)の個性心理學では同性愛を幼時期の體驗によつて說明しようとする。此說は極端なところが少くないが、性慾の異常に對しても環境の狀況を顧慮しなければならない。ブリム(Belym)(二十二)はクリミナリストとしての多年の經驗から環境的影響の重要なことを述べ、豫防に重きを置いて居る。私も性的異常者に就いての經驗から外部的影響の相當大きいことを認める。

之を要するに、我々は個々の性慾異常者を心理學的に充分研究して適應を決定しなければならぬ。容易に去勢の效果なきことの推定出來る場合も少くない。去勢の效を奏するかも知れない場合でも、他の方法で治癒し得るものは之によらなければならぬ。多くの學者の云つて居る如く去勢は最後の手段と考へなければならないと思ふ。

ニイッチェ(Nitsche)は頻回累犯に陷つた一人の因人が刑務所に於て始めてサディスムス的な現象によつて注目され、鑑定を求められたことを報告して居る。そのとき「精神療法によつて治し得べきや?」「去勢によつて治し得るや?」などの質問を與へられて居る。私も現在二人の性慾異常を有する受刑者を診査中であるが、その一人は教へられないのに自發的に去勢を切望して居

る。法律的問題は別として、此治療的な適應さへも未だ決定するに至らない。恐らく將來斯かる問題の起ることは少くなからうと思ふ。

(一) Wiethold: Zur Frage der Bestrahlungsbehandlung von Sittlichkeitsverbrechen. Zeitschr. f. gerichtl Medizin B. 14, S. 432, 1930.

(二) 木村教授「ナチスの保安及び矯正處分法」「刑政」第四七卷、七號、一六頁

(三) v. Hentig: Die gesetzlichen Bestimmungen über die Entmannung gefährlicher Sittlichkeitsverbrecher vom. 24. Nov. 1933. Monatschr. Krim. 25 S. 46, 1934

(四) Weygandt: Sterilisation und Kastration als Mittel zur Rassenhebung Münch. med. Wochenschr. Bd. 33, S. 1275. 1933.

(五) Mühsam: Der Einfluss der Kastration auf Sexualneurotiker Dautscha med. Wschr. Nr. 6. S. 155. (1921)

(六) Müller: Sexualverbrechen und Kastration. Münch. med. Wschr. 24J. Nr. 4. S. 168. 1930.

(七) Mallow: Beitrag zur Kastration von Sexualverbrechern. Zeitschr. f. ges. Neurologie u. Psychiatrie B. 148. S. 501. 1933.

(八) Fischer: Die Wirkung der Kastration auf die Psyche. Zeitschr. f. ges. N. u. P. Bd. 94. S. 275. 1925.

(九) Rodewald: Sterilisation und Kastration geitig Minderwertiger im Lichte der Medizin und des Rechtes. Mon. Krim. J. 22. S. 705. 1931.

(十) Popenoe: Kastration von Verbrechern. Mon. Krim. J. 25 S. 239. 1934.

(十一) Tandler v. Gross: Untersuchungen an Skopzen. Wien. med. Wschr. 21. S. 1908.

(十二) Rieger: Die Kastration in rechtlicher, sozialer und vitaler Hinsicht. 1900.

(十三) Frank: Praktische Erfahrungen mit Kastration und Sterilisation psychisch Defekter in der Schweiz. Monatschr. Psychiatrie. B. 57. S. 58. 1925.

(十四) Brailowsky: Über einige psychiatrisch-juristische Grenzfragen. Mon. Krim. J. 23 S. 705. 1932.

(十五) Maier H. W.: Zum gegenwärtigen Stand der Frage der Kastration und Sterilisation aus psychiatrischer Indikation. Z. Neurol .B 98. S. 200. 1925
(十六) Hackfield: Über die Kastration bei vierzig sexuell Abnormen. Monatschr. Psychiatr. B. 87. S. 1. 1933.
(十七) Kolle: Sexualpsychopathalogie, Fortschritte d. Neur. Psych. 6 J. S. 238. 1934.
(十八) Goll: Die Sterilisierungspraxis in Dänemark und ihre Ergebnisse. Nitt. d. K. B. G. S. 243. 1933.
(十九) Lange: Die Folgen der Entmannung, 1934.
(二十) Slotopolsky: Über Sexualoperation, ihre biologischen Grundlagen und ihre praktischen Ergebnisse. Klin. Wschr. 7. Nr. 15. S. 675. 1928.
(二十一) Adler: Das Problem der Homosexualität 1933.
(二十二) Belym:Aspects actuels de la criminalité sexuelle. Rev. de droirt pénal. 7. 1015, 1927.
(二十三) Nitsche: Zur Indikationsstellung für die therapentische Belinflussung sexueller Anomalien durch Kastration. allg. Z. f. Psychiatrie. B. 97. S. 168. 1932.

五、結　論

早期去勢は勿論禁忌である。即ち去勢は成熟の完了したとき始めて問題となる。而もその適應を決定するためには個別的な鑑定を必要とし、尙現在の學問の狀態では豫め適確に去勢の効果を斷言することは出來ない。即ち、去勢の結果、時には性慾異常が治癒しないばかりでなく、多少不快な遺殘症狀の出現しないとは保證出來ない。然し、我々は種々な研究の結果、少なからず得るところがあつた。即ち、鑑定によつて明かに不適當と思はれる場合を陶汰することが出來るやうになつた。斯く陶汰を經た後に行はれる去勢に於ては、勿論効果を奏する可能性の方が遙に多いと思ふ。遺憾ながら我々の知識には缺くるところが多く、獨逸の學者達も近き將來

に充分な知識を得ることは困難であらうと考へて居た。然るに、圖らずも一九三三年十一月二十四日公布の法律を以てナチス政府は大々的に去勢を行ふことを可能ならしめた。此云はゞ獨逸の自國民を以てする大規模な實驗は若し裁判官が充分に醫師の鑑定を求めた場合には、玆數年を出でずして去勢の適應を明瞭ならしめることが出來ると思ふ。

我々は其日の到來を待つ次第である。只現在我々にとつて最も必要なことは適應を誤つた不適當な去勢の行はれないやうに注意することである。

刑政第47巻第11号
矯正図書館

責任・意志と操行と

——行刑累進處遇令施行規程の研究其一——

寺光忠

目次

一 序
二 採點標準の問題
三 採點者の問題

副題して「行刑累進處遇令施行規程の研究其一」と謂ふ。——その行刑累進處遇令（以下單に本令とのみいふ）は、これを事新らしくいふまでもなく、昨昭和八年十月二十五日公布の司法省令第三十五號であつて、本年一月一日をもつて實施せられたるもの。全國の刑務所は、此の劃期的法則を實施するに當り、その內規として種々の細則を規定して、本令に對してそれぞれの行刑實踐の經驗的分子を加味し、累進處遇を圓滿に、忠實に、執行しようとした。稱して區々、或ひは「施行內規」「處遇細則」（各一ヶ所）「內規」「取扱規程」（各二ヶ所）といひ、或ひは「施行手續」「施行內則」「處遇規程」（各三ヶ所）といひ、さらに或ひは「取扱細則」（四ヶ所）「施行規程」（五ヶ所）といひ、その多くはこれを「施行細則」（二十四ヶ所）といふ。かやうな名稱の相違を無視して、こゝでは一括してそれらを施行規程といふ。

その「其一」といふに至つては、たゞ後日繼いで、其二其三以下の成果を自ら期待してゐるのみ。

題して曰く「責任・意志と操行と」。語は簡にすぎて從つて或ひはその明を缺くであらうか。本令第二十三條に謂ふところの「責任觀念及意志」と「操行」。

此の比較研究を志すや直ちに、各所それぞれの施行規程及關係文書を惠送せられたき旨を全國五十二刑務所の文書主任各位に依賴し、その殆んど全部の好意ある取計らひを受けることが出來たのである。今、ともかくも一應、この研究の一部を果して、以て、それらの文書主任各位及び整理の勞を煩はしたる柏木幸雄君に感謝の意を表したい。

一

本令によれば、階級の累進には原則として、責任點數を消却することを要するものとせられ、しかしてその責任點數を消却せしめるためには、每月、作業成績並其勉否（最高六點）操行の良否（最高三點）責任觀念及び意志の强弱（最高三點）の三面から、各受刑者の行刑成績を點數を以て算定、表示すべきものとしてゐる。いま作業成績及其勉否に關してはこの論題の外におく。

行刑累進處遇令の全國的統一的實施は、その後に於ける我國の行刑が、累進處遇を一大樞軸として動くべきとを決定したのである。少くともさしあたり我國の行刑は累進處遇の良心的執行をもとめてゐるのである。しかるに累進處遇の良心的執行のためには累進を決定することが妥當に行はれることを要するのであり、しかしてその階級累進を決定するものは行刑成績に對する每月の得點であつてみれば、採點といふことが結局、累進處遇の基本的手段であるといふことになる。かくしてこゝに、採點標準如何の問題の重要性が生じ、採點の衝にあたるものの職責の重大性が生れるのである。第一が採點の標準の問題であり、第二が採點者の問題である。

二

採點標準のことに關して考へ得られることが二つある。その程度を測定するの問題と、そのしかく測定すべき對象如何の問題とである。而して、前者については次に述べる如く多く疑ひがないのであり、又、後者については、そのうち作業點に關する限りに於ては採點標準が機械的であることが可能であり、事實すべての刑務所が科程を基礎とする採點標準を揭げて居り、性質上一先づ機械的算定で足り得ると思はれるのであるが、操行と責任觀念及意志とについてはさうでない。事はしかく簡單でないと思はれるのである。しかもその累進に於ける價値は、精神的方面を代表して作業に對立し作業と相半ばしてゐるのである。

操行と責任・意志との良否强弱の程度を測定する基準に關しては、多くの問題は存在しない。各々最高が三點であるから、その程度を測定するためには、三點乃至〇點の四段階（一）に應じて基準を定めればいいわけである。卽ち操行に於ては、良、稍良、普通、不良。責任・意志に於ては、强、稍强、普通、薄弱と區別し、その程

度に應じて各々三點、二點、一點、〇點とすることが、一般であつて全國の施行規程を通じて、この點に關しては原理的差違を見出し得ない。

(一) 小數點以下の得點を認める刑務所が若干ある。不當ではない（昭和八年十一月十日「刑務所長協議會議事速記錄」第一〇二頁參照）。分數制ともいはるべきか。その場合には五乃至七段階となる。

操行と責任・意志との良否强弱の程度を測定する基準に關しては爭ひがない。爭ひ得べき問題が生じない。しかるに遡つて根本的に、操行そのものと責任・意志そのものとについては、考慮すべきものがあらう。その操行といひ、責任觀念及意志といひ、いづれとしてすでにそのまゝ明確であるであらうか。本令は、これを明らかに操行とはいかなるものであり責任・意志とはいかなるものであるかを明らかにするところがない。われわれはわづかにその責任觀念に關する具體的表現として本令第三十八條が第一級者の責任を示してゐることを知るのみであり(一)しかも當然に、一級者の責任とはその第三十八條に指示するもののみに止まるものとすることは出來ない。かくて、それぞれの概念については別にこれを定められたるところがないのであるから、運用者としての現場職員の手にその解釋決定を委ねたものと解する他なく、刑務官吏が久しく經驗的に得てゐるであらう行刑常識乃至行刑理念を信賴すべきこととなるものと云へやう。(二)

しかるに、本令實施に先だつ二ケ月、全國刑務所長協議會に於て、この操行と責任・意志とについてはその採點に關して、前述の良否强弱の程度と評點如何が問題となり、結局後日適當に決定すべきことを期した如くであるが(三)、その操行と責任・意志とがそれ自體いかなるものであり、あるべきかは論議せられず名詮自性としてゐるやうである。

名詮自性と斷じ得ないことは後揭の統計が示すが、行刑上操行とは何をいひ責任・意志とは何をいふかの定義を定めることはたしかに無用である。採點に當つては、操行と責任・意志との定義を知ることが特に必要ではなくて、たゞ、その上に立つて操行と責任・意志とを觀察する方法が具體的に、正しく明らかにつくられれば、採點上の差支へはないのである。そして、このこと卽ち觀察の方法が定められるべきことは、飜つて操行と責任・意志とがいかなるものなるかを明らかにする上に於て、最少の要請である。之を要するに操行と責任・意志との何なりやを識つて初めてその觀察の方法が規定せられ得べくその觀察の方法が規定せられて初めて、操行と責任・意志とが評價せられてゆく。

觀察の方法として、觀察場面が擧げられる。觀察場面を揭げて對象の狀況を知るものとしては、たとへば假釋放審査規程がある。假釋放審査規程に於ては、假釋放に適すべき「改悛の狀」を觀察すべき標準として、改悛の度合をその第二條乃至第四條列記の二十六項目に於て判斷すべきものとしてゐる。本令の操行と責任・意志とに關しても、亦、同じく行刑の科學的問題として同一の考察が拂はれねばならないのである。

(一) 第三十八條 第一級ノ受刑者ハ刑務所長ニ對シ其ノ級ニ於ケル檢身、居房搜檢、整頓其他秩序維持ニ關シ全責任ヲ負フ

受刑者中前項ノ責任ヲ履行セザルモノアルトキハ其ノ全員又ハ一部ニ對シ一定ノ期間本章ニ定メタル優遇ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得

本條は『責任觀念助長ノ目的』（前揭「速記錄」第四四頁）を有し『特にその責任遂行の方法を具體的に示し」（正木亮氏「自由刑に於ける累進制度」法學協會雜誌第五二卷第八號第七五頁）たるものとせられる。

(二) 前揭「速記錄」第一〇三頁に曰く『武藤久留米所長……其責任觀念ヤ意志ノ强弱ヲ測定シマスノハ之ハ私共ノ從來ノ經驗自分ノ體得シテ居リマス主觀ニ基イテ測定シタイト思フノデアリマス（圈點筆者）』。

(三) 前揭「速記錄」第一〇九頁『議長（佐藤所長）ソレデハ本問ハ結局……匆卒ニ標準ヲ決メルコトハ寧ロ危險デアルカラ大體各所ノ御意見ガ十分ニ出マシタ上、各所ノ御意見ヲ取入レテ適當ニ實行スル……』。

操行と責任・意志との觀察場面を明らかにすべきことの必要は、かくて明らかである。しかして、その觀察の基調は、一の操行に於ては受刑者の外部動作にあり、他の責任・意志に於ては主としてその心情にある(一)。施行規程に於て觀察基調を揭げてゐるものを擧げれば次の如くである。

操行については——

「言語擧動態度等客觀的狀態ヲ觀察評價スルモノトス」（岩國）、「違法服從觀念ヲ基調トシ日常ノ行狀ニ表現スルモノヲ觀察ス」（秋田）、「受刑服務意識ノ如何ヲ根底トシ因ツテ其發現スル日常ノ行狀ヲ觀察スベシ」（甲府）、「規律服從ノ外面的狀態ヲ觀察」（大阪）、「服務意識ノ如何ヲ基底トシ其發現ニ認メタル積極的行狀」（宇都宮）、「日常行狀」（金澤）、「服務意識ノ如何ヲ基底

トシ主トシテ（左ノ）發現態様ヲ觀察シテ之ヲ査定ス」（廣島）。

責任意志については……

「内面觀察」（金澤）、「日常ノ行爲ニ表現スルモノヲ察知シテ……判定」（秋田）、「受刑服務並定住營生ノ意識ヲ根底トシ其發現ニ努ムル内面的意志ノ觀察を主トシ日常ノ動作ニ留意スベシ」（甲府）、「（責任觀念）主トシテ道徳的判斷力道徳的情操ヲ觀察評價（意志）主トシテ道徳的實行力ヲ觀察」（岩國）。

（一）正木氏「最新行刑令釋義」第五二頁參照。

わたくしは、操行と責任・意志とがいかに觀察せられてゐるかを、全國刑務所の施行規程について調査したがいま調査の結果とその調査の綜合的收獲に對する私見とを述べてみたい。

第一表　操　行

	觀察場面	採擇刑務所數
イ	法令遵守ノ思念	二〇
ロ	賞罰	二〇
ハ	言語及動作ノ節度	一七
ニ	容儀及態度	一六
ホ	物品ノ取扱	一四
ヘ	他衆ニ對スル言行	一三
ト	官吏ニ對スル言行	一二
チ	教誨教育ニ關スル思念	一〇
リ	衞生ニ關スル思念	九
ヌ	作業ニ關スル思念	八
ル	親族故舊ニ對スル思念	八
ヲ	反省悔悟ノ念	七
ワ	讀書ニ關スル思念	四
カ	居房工場ニ於ケル態度	二
ヨ	攝生	二
タ	共同動作ニ於ケル態度	二
レ	掃除整頓ニ關スル思念	二
ソ	克己心	二
ツ	服從	二
ネ	情苦	一

ナ	自己操守	一
ラ	努力精神ノ意氣	一
ム	感謝ノ態度	一
ウ	美徳又ハ道義心	一
キ	宗教觀念	一
ノ	接見信書ノ度數	一
オ	忠君愛國ニ關スル思念	一
ク	其他	一三
觀察基調ヲ揭ケタルモノ		七

調査刑務所數二十六（他ハ規定ナシ）

第二表の一　責任觀念

	觀察場面	採擇刑務所數
イ	定住營生ノ思念	六
ロ	賠償ノ努力	六
ハ	家族被害者ニ對スル責任感	六
ニ	法令遵守ノ思念	六
ホ	道義觀念	五
ヘ	罪惡觀念	五
ト	感謝報恩ノ思念	五
チ	裁判ニ對スル思念	四
リ	正義ノ念	三
ヌ	贖罪ノ念	二
ル	反省悔悟ノ念	二
ヲ	宗教觀念	一
ワ	服從觀念	一
カ	社會奉仕ノ念	一
ヨ	國民意識	一
タ	親族師友ニ對スル思念	一
レ	犯罪ニ對スル思念	一
ソ	自他ノ區別	一

ツ	互譲謙抑	一
ネ	犠牲心	一
ナ	協同心	一
ラ	物品ノ取扱	一
ム	教化感受性	一
ウ	受刑服務意識	一
キ	忍耐心	一
ノ	悪癖矯正ノ思念	一
オ	自力更生ノ思念	一
ク	衞生ニ關スル思念	一
ヤ	作業ニ對スル努力	一
マ	其他	五
	調査刑務所數	十

第二表の二　意志

觀察場面	採擇刑務所數
イ　自力更生ノ思念	九
ロ　作業ニ對スル努力	八
ハ　悪癖矯正ノ思念	六
ニ　讀書ニ關スル思念	五
ホ　克己心	五
ヘ　忍耐心	五
ト　協同ノ思念	五
チ　反省悔悟ノ念	五
リ　教誨教育ニ關スル思念	五
ヌ　職員ニ對スル思念	四
ル　衞生ニ關スル思念	四
ヲ　物品ノ取扱	四
ワ　轉業思念	一
カ　歸鄉意思	一

ヨ	決斷ノ力	一
タ	教化感受性	一
レ	感恩報謝ノ念	一
ソ	法令遵守ノ思念	一
ツ	犯則	一
ネ	其他	六
	調査刑務所數	十

第二表の三　醫學的觀察

觀察場面	採擇刑務所數
イ　疾病	四
ロ　轉業	三
ハ　懲罰犯則	三
ニ　命令遵法ノ狀態	三

ホ	作業狀態	三
ヘ	精神狀態	一
ト	勞働能力	一
チ	勤勉心	一
リ	其他	四
	調査刑務所數	四

第三表　責任・意志

觀察場面	採擇刑務所數
イ　反省悔悟ノ念	一九
ロ　法令遵守ノ思念	一七
ハ　協同ノ思念	一七
ニ　自力更生ノ思念	一五
ホ　衞生ニ關スル思念	一五

ヘ	物品ノ取扱	一五
ト	作業ニ對スル努力	一四
チ	克己心	一四
リ	家族被害者ニ對スル思念	一二
ヌ	忍耐心	一〇
ル	感謝報恩ノ思念	一〇
ヲ	賠償ノ努力	九
ワ	教誨教育ニ關スル思念	九
カ	掃除整頓ニ關スル思念	九
ヨ	定住營生ノ思念	八
タ	惡癖矯正ノ思念	八
レ	調和性	八
ソ	決斷ノ力	七
ツ	罪惡觀念	六
ネ	道義觀念	六
ナ	贖罪ノ念	六
ラ	裁判ニ對スル思念	五

ム	讀書ニ關スル思念	五
ウ	教化感受性	四
キ	正義ノ念	四
ノ	宗教觀念	四
オ	親族師友ニ對スル思念	四
ク	職員ニ對スル思念	四
ヤ	犯罪ニ對スル思念	二
マ	受刑服務意識	二
ケ	犧牲心	二
フ	轉業思念	一
コ	歸鄕意思	一
エ	互讓謙抑	一
テ	正直實直	一
ア	自他ノ區別	一
サ	社會奉仕ノ念	一
キ	社會ニ對スル思念	一
ユ	接見信書ノ度數	一

メ	犯則	一
ミ	服從觀念	一
シ	國民意識	一
エ	其他	二一
	觀察基調ヲ揭ケタルモノ	四
	調査刑務所數三十二（他ハ規定ナシ）	

備考

(a) 全國五十二刑務所中施行規程を持たないものが二ある。市谷刑務所と八王子少年刑務所。市谷に於てはその刑事被告人の他に收容する若干の受刑者はすべて刑期一年未滿者であつて本令第二條第一號に該當し、八王子に於てはその本令第二條第四號に該當する者の他に收容する二三の受刑者に對しては豐摩多刑務所の施行規程を準用し、從つて當然に兩所とも別に施行規程を持つことがないのである。

(b) 殘り五十刑務所中、ついに本稿成るまでの日に入手し得なかつたものが二ある。松山刑務所と新潟刑務所。遺憾であるけれども本稿の結果には影響を及ぼすところがない。だからこの調査は右兩所を除く四十八刑務所に就いて行つたものである。

(c) 調査資料は施行規程にあらはれたるものに限る。從つて施行規程とは別に他の達示等に於て示されてゐるかも知れない場合に於ても之を採擇しなかつた。採擇し得なかつたのである。しかし、そのために本論考が動かされることのないことを信ずる。

(d) 各刑務所によつてその觀察場面の數に多少があるから、あらはされた「觀察場面採擇刑務所數」に比例してそれぞれの觀察場面の價値を計量し得ない。

(e) 文字の若干の相違に止まる同一概念は便宜上一の觀察場面に編入した。

たゞ一の刑務所に於て別々に列記せられてゐるものは、その刑務所の意思を重んじて敢へて併合するところがなかつた。各表に同一概念に屬すべきものが混在してゐるのは一にこの理由による（例へば、第一表のチとキの如し）。

(f) 第三表には第二表の一及第二表の二を併合する。

右の五の表について、說明しながら若干の私見を述べる。

(一) 操行の觀察場面を示さないものが、二十二刑務所あり、責任・意志の觀察場面を示さないものが十六刑務所ある。これに就いて考へられることは、第一に觀察場

面を示さないものが極めて多いが、これは(イ)操行とか責任・意志とかいふ概念を當然に明確なるものとしたか、(ロ)實踐後の經驗的な概念把持を待つたか、或ひは(ハ)無意識であるかであらう。すべて適當ではない。第二に、責任・意志の觀察場面を示さないものは操行のそれよりも少いが、これは、從來一般的に行狀と呼ばれてゐたものが本令の操行と相似たるものとして考へられ、從つてやゝ明確なものと思料せられたに對し、責任觀念及意志は眞新らしいものであるために若干の危惧の下に、如何なる場面からそれを觀察すべきかを特に明示することの必要を自ら感ぜられたものと思はれる。

(二) 責任觀念と意志とを分別して觀察場面を示したものが十刑務所あるが、これは、元來責任觀念と意志とが別個の概念に屬するものであることを知りそのそれぞれについて明確なる分別をしたものであり、理論上は當然に然るべきである。がしかし、本令には「責任觀念及意志の强弱」とあり綜合して採點することとなつてゐるそのであるから、むしろ此の兩者は綜合して觀察場面を示す方が適當であらう。少くともその方が採點上は便利である。

(三) 責任・意志の採點に、責任觀念と意志との二面のみならず、加ふるに醫學的觀察を以てしたものが四刑務所あるが、これに就いて考へられることは、第一に、醫學的な調査又は判斷が近時の行刑に必須なものとして一般に重要な地位を占めつゝあるのであるが、これを本令について云へば、身上調査に關しては明らかに其の規定がある(本令第九條)。また、思ふに責任觀念といふことに關しても、たとへば反射機能の所産に對して「意思」が責任を問はれるやうな錯誤を起さないやうに、研究がなされねばならないであらう。がしかし、かゝる醫學的研究は實は觀察場面をいかに決定するかに際して貢獻せらるべきにとどまり、かゝる醫學的調査研究が特に別に毎月の採點といふものゝ基礎とはなり得ないであらう。なし得ないであらう。但し、第二表の三に於て明らかなる如くこゝに揭げられた謂ふところの「醫學的觀察」場面は觀察場面として採つて敢へて不適當ではないもののみが占めて居り、この意味に於て觀察表としては不適當ではない。が、その同じ意味に於て醫學的といふ名稱が妥當しないこととなり、第二表の一又は第二表の二に併合せし得るものと思料せられる。第二に、(二)に於て述べたことがこゝにも相當る。

(四) 前揭の表には現はれないが、操行と責任・意志とについて別個に觀察場面を揭げることなく、兩者に通じて操行及責任・意志の觀察場面を揭げたものが一刑務所ある。これに對しては正しく(二)に於て述べたことの逆が相當り同じく適當ではない。

(五) 責任觀念と意志とを分別する十刑務所の觀察場面に於て、それぞれの觀察場面に重複が多く「其他」を除いて責任觀念二十九、意志十九のうち重複場面が十一ある。これに就いては次の(六)に述べるところが相當る。

(六) 操行と責任・意志との前揭表(第一表と第三表)に於て、それぞれの觀察場面に重複が多く「其他」を除いて操行二十七、責任・意志四十二のうち重複場面が十九ある。重複場面の多いことが何を教へてゐるか。これに就いて考へられることは、第一に、操行と責任・意志とについて觀念の混同が甚だしく、從てその概念は決して名詮自性ではなかつたわけである。一の刑務所に於て操行の觀察場面とせられてゐるものが、他の刑務所に於ては責任・意志の觀察場面として採擇せられてゐるのを見て、われわれは歸趨に迷はねばならない。況んやしかく概念が明確でないところから見て、かの觀察場面を全く擧げることのない數多の刑務所の實際上の運用が危惧せられねばなるまい。第二に、重複必らずしも、實は誤謬ではない。何故なら操行も責任・意志も或る場面については、同一の觀察場面から之を觀察してその程度如何を知り得るものであり、その限りに於て重複場面のうちの若干は兩者に共通の觀察場面として成立するからである。さりながら、思ふに、いま本令が操行と責任・意志とを各別に評價すべきこととしてゐる限りに於ては、兩者の觀察場面は之を分別して、何れかの一方に屬せしめ他を犧牲にすることを妥當とする。しからざれば、各別に評點すべき意味が無くなり「操行及責任・意志最高六點」と解するまでに落ち、(四)に擧げた一刑務所の方法がむしろ妥當なものと化することになる。

(七) 各表に通じて「其他」が極めて多い。この「其他」は、觀察場面のうちに『其他』と揭げてゐるものである。が、之は採點上適當でない。

こゝで採點方法について考察してみると、觀察場面といふものを示す限り、理想的には、各觀察場面毎に採點(最高三點)して之を加算した上、觀察場面數で除して得たる商をその受刑者の得點としなければならない。(その商の少數點以下は五捨六入)。

この採點方法を行ふ上に「其他」といふ觀察場面が適當でないことは云ふを俟たない。しかも、觀察場面とし

ての「其他」を掲げることによつて明らかにせられるものは、何もない。

(八) 觀察場面の數が多い。最も多數の觀察場面を掲げてゐる刑務所は次の通りである。操行について十四場面（責任觀念について十一場面、意志について十一場面）責任・意志について二十四場面。これに對して考へられることは、(七)に述べた採點方法上、徒らに採點を煩雑ならしめ、又、概念把握のためにも適當でない。

(九) 觀察場面を掲げる他に、たとへば、操行の良（三點）とはいかなるものであり、責任・意志の弱（〇點）とはいかなるものであるか等を一々示してゐる刑務所がある(廣島)。極めて親切である。たゞ、運用上の煩雑さは殘されてゐる。

(一〇) 觀察基調を示してゐるものは、さきに述べた如く操行について七刑務所、責任・意志について四刑務所といふ少數である。

(二) 觀察場面に陳腐なものが多い。その多くは明治四十一年に定められた行狀錄取扱例(一)をそのまゝに、利用又は濫用せられてゐる弊があり、それに自縛せられたために反つて、(六)に述べたやうな重複が生れて來たと思はれる。

(三) 本令第三十八條第二項は「受刑者中前項ノ責任ヲ履行セザル者アルトキハ其ノ全員又ハ一部ニ對シ一定ノ期間本章ニ定メタル優遇ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得」と規定し、第一級者について『以て累進制度を利己的な個人主義に誘ふことなからしめ』(二) てゐるのであるが、之はいはば自治責任ともいふべく、この規定に忠實には一般の個人責任に對して、別にその成績を査定すべく、そのための觀察場面が別に示されることが考へられるのである(三)。施行規程のうちに之を見ることが出來なかつたが。

(一) 明治四一年八月司法省訓令第四號「身分帳簿樣式ヲ定メ名簿原簿ニ代用方竝拘留受刑者名簿準用ノ件」中「行狀錄取扱例」の五參照。

(二) 正木氏前掲「累進制度」(法學協會雜誌第五二卷第八號第七五頁)。

(三) 相似たるものとして川越少年刑務所の規程がある。同所に於ては、その特に定むる各自治班の成績を審査委員會に於て査定し之を以て各所屬班員の個人得點として加へてゐる。そしてその自治班の責任觀念觀察表を別に作つてゐるのである。

(三) 以上の私見に沿うて、こゝに、あたらしい觀察表の一個の例を、施行規程のうちからとり上げる。參考的に。高瀬文學士の手になつたものである(巢鴨)。

責任・意思觀察表

觀察項目	觀察場面
イ	守命 違命	命令を與へラレタル場面
ロ	正直 不正直	過失ノ場面
ハ	叮寧 粗放	物品ヲ取扱フ場面
ニ	持久 易倦	作業スル時ノ場面
ホ	忍耐 安逸	病氣怪我ナドノ場面
ヘ	實直 浮薄	誘惑ニ對スル場面

注意

1 各項目ニツキ薄弱ト認ムルモノハ〇 普通ハ1 稍強固ナルモノハ2 強固ト認ムルモノハ3トシ別紙採點表ノ各相當欄ニ記入シ平均點ヲ算出スベシ（少數位以下五捨六入）

2 他ノ觀察者ト決シテ相談セザルコト

3 判斷スルニ當ツテハ私情ヲ交ヘズ公平ナル判斷ニヨルベシ

操行觀察表

觀察項目	觀察場面
イ	敬愛 不遜	上長及他囚ニ對スル態度
ロ	勤勉 怠惰	作業其他勤勞ニ對スル態度
ハ	規律 放逸	房內又ハ工場ニ於ケル態度
ニ	從順 强情	指圖ヤ訓戒ヲ受クル時ノ態度
ホ	隱忍 短氣	他囚ノ言動ニ對スル態度
ヘ	純正 猜疑	物品食物ナド貸與サルル時ノ態度

注意

1 各項目ニツキ不良ト認ムルモノハ〇 普通ハ1 稍良ナルモノハ2 良ト認ムルモノハ3トシ別紙採點表ノ各相當欄ニ記入シ平均點ヲ算出スベシ（少數位以下五捨六入）

2 他ノ觀察者ト決シテ相談セザルコト

3 判斷スルニ當ツテハ私情ヲ交ヘズ公平ナル判斷ニヨルベシ

(一四) 尚、終りに責任觀念に關して一箇の問題がある。それは責任觀念といふものは階級の累進に伴ふて程度を高くして評價すべきではないか、といふ問題であつて、操行及意志についても幾分同一のことが考へられるのである。規定上、責任觀念に就いては殊に本令第二十六條があり『本條は特にその責任累進の觀念を明らかにしたものであつて、上級に進級したものには少くとも必ずその級に相應する丈けの責任だけは遂行するといふことを誓約せしめ(一)』る。責任累進の決定がある限り、やがて責任觀念の觀察場面が各級別に設けらるべきこととなるが如くである。施行規程中にはかゝるものは見當らない。思ふに、觀察表を各級別に四箇設けることを要求してゐるわけではあるまい。そこで責任累進といふことに忠實には、級別の得點限界を定めることが考へられるやうである。が、これに對しては、責任基礎點數が級別に級數的に加重せしめられてゐるといふことが考へ合はされねばならない。殘された問題であらうか。いま私見を述べ得べきに至つてゐない。

(一) 正木氏前揭「釋義」第五六頁。

三

操行と責任・意志との採點擔當者は第一次的には誰であるか。

本令の規定上は、累進準備會をして受刑者の所得點數を審査せしめ(第七十四條第二項)累進準備會はその審査の結果を速に刑務所長に報告し刑務所長は之を刑務官會議の議に付すべきものとなつてゐる(第七十九條第二項)。從つて文字の上から見て、その累進準備會は既に採點せられてゐる受刑者の所得點數を審査するための會であり、採點を行ふものはそれ以前に存在しなければならない。それ第一次的採點者が何人であるかは規定について之を知り得ないのである。

しかるに、第一次的採點者が何人であるかは、決して輕々に看過し得ないものなのである。すでに本稿の序に於ても述べたる如く、採點の如何は累進制度そのものを動かすほどの重要性があり、ために累進準備會が創られ刑務官會議を經て刑務所長が決定する、といふほどの愼重さが認められてゐるのである。が、しかし、これとても實は第一次的採點者の採點に支配せられ若くは影響せられるのであつて、從つて、第一次的採點を何人によつて行ふかは注意する價値ありと思料する。

全國の刑務所に於て、現實に、何人が第一次的に採點してゐるかを、わたくしは、全國の施行規程のうちに見た。

第一表 操行

採點者	採擇刑務所數
イ 擔任看守部長	二〇
ロ 擔當看守	一二
ハ 教誨師	五
ニ 看守長	五
ホ 作業技手	三
ヘ 教師	二
ト 保健技師若ハ技手	一
チ 累進準備會員	一
調査刑務所數二十四(他ハ規定ナシ)	

第二表 責任・意志(及醫學的觀察)

採點者	採擇刑務所數
イ 教誨師	一六
ロ 擔當看守	一一
ハ 擔任看守部長	七
ニ 保健技師若ハ技手	四
ホ 作業技手	四
ヘ 看守長	二
ト 教師	二
チ 累進準備會員	一
調査刑務所數二十四(他ハ規定ナシ)	

備考

本表に就いては大體觀察表の集計表に於て述べたる備考を參照せられたい。

(一) 別段の規定のない刑務所が極めて多く、二十四といふ數にのぼつてゐる。從つて、この二十四刑務所での

第一次的採點者が何人であるかは不明であるが、前表のチに掲げられたる一刑務所の如く、その多くは累進準備會を構成するすべての職員をして採點に參加せしめてゐることが豫想せられるのみ。

(二) 累進準備會の構成員がすべて採點に加はることを明示したものが一刑務所。これは望ましいことである。が、それが事實上望むべからざるものであることは、今日に於て既に明瞭となつてゐる。採點がルーズになるおそれが多分にあり、知らずして採點することとなるべきおそれが多分にあるのである。そこで飜つて、(一)に述べた規定のない二十四刑務所の採點者が現に何人となつてゐるかは、全く不明となる。日と共に採點者の數が減少しつゝあるであらうことを、想像して、ひとり將來を憂ふるか。

(三) 規定するところのある刑務所について云へば、第一に、第二表責任・意志に於ては教誨師が最も多數であるが、これは刑務所に於ける教誨師への智識的信頼が未だ健在であることを示してゐると共に、今日のところ當然にしかあるべきであり、妥當であるとしなければならぬ。第二に、この教誨師を除くと、第一表及第二表を通じて、擔任部長と擔當看守とが壓倒的に多數である。日常戒護の任に當り、終始受刑者に接觸してゐるこの兩者が、採點の衝に主として當てられてゐることは、當然であると共に妥當である。たゞ激務なるが上にさらに(一)かくの如く、累進の基本たるべき採點を主として擔當してゐる責任の過重と職務の繁忙とは當局者乃至上長者の之に對するよき考慮をもとめるであらう。第三に、看守長が案外に少い。しかし、これは主として「主任に非る看守長」の居ない刑務所が多いことから緣由したものと思はれる。第四に、揭げられたその他の職員は、之を全受刑者の採點に與らしめることは、不適當又は不可能なものがあつて、むしろ反つて弊あるべきと想はれるのである。

(四) 本表は、此後に於ける第一次的採點者が、結局次のやうになることを、暗示してゐるであらう。卽ち、操行については擔任部長、擔當看守の二者、責任・意志については教誨師、擔任部長、擔當看守の三者。

(一) 拙稿「行刑警察」(刑政第四七卷第三號第四三頁下段)參照。

——(一九三四・九・六稿)——

The Progress of English Criminology

Cicely M. Craven

英國に於ける行刑政策の進展(一)

ロンドン市行刑改良ハワード聯盟名譽主事

シスリー・エム・クレーヴン

英國の裁判並びに行刑制度の中に、サイエンス(科學)ともつと精確に言ふと、サイエンテイフイツク・メソツド(科學的方法)だが、かういふものが入つて來たのは、恰も夜中賊が忽び込むようにこつそりと入り込んで來たのである。犯罪とか刑罰といふものゝ純粹な法律上の意義に代ふるに科學上の意義を以てしたり、又は、犯罪の搜査、防止又は其處置に於ける理論によらざる實地方法に代ふるに科學的方法を以てしたりして、法律や、訴訟手續や、警察行政や又は刑罰執行に思ひ切つた改革の施されたことは、未だ曾つて無かつたのである。今迄に色々の變改はあつたが、其變改は漸次に行はれたもので、時には屢々しぶ〳〵行はれたもので、大部分は、一般社會から共意義の重大なることをよく認められなかつたのである。大體の上から見て、理論は實際よりも後れてゐたのである。かくして、普通一般の國民は、自分の眼の前で、陪審制度が卽決裁判のために斷えず蠶食されて行く事實の起つてゐるにも拘らず、個人の自由の主たる保證としての陪審裁判の請求權の不可侵性についての信念を失はずにしつかり持つてゐるのである。同樣に、法律を職業としてゐる人達も、證明付の發狂者及び精神に缺陷あるものゝケースは別として、犯罪には完全に箇人に責任があるといふ信念を今猶ほ持つてゐるものゝような態度で共職務に從事してゐるのである。しかし、裁判所が刑を言ひ渡し、行刑當局が刑を執行する實際の上では表立たない微妙な變改が行はれてゐるのである。此等の變改は、犯人の個別的な必要に基いて個別的なトリート

メント（處遇）をなさゞるべからざる所以の理を次第に認識するに至つたのである。この變改の進行は遲々として且つ覺束かないものであつたが、しかし、確かに現實に變改は行はれてゐたのである。裁判官は、この變化を容す最後の人でありながら、「いや〳〵ながらのお醫者さん」になつてゐたのである。

(一) 犯罪の責任と精神錯亂

Criminal responsibility and insanity

精神の健全とか疾患とかいふものゝ研究の進むに從つて、當然、犯罪の責任の性質と範圍に關して現時抱かれてゐる信念を訂正するの必要に逼まられてきたのである。英國では、固より、精神錯亂者は其人の行爲について責を負ふものとは認められてはゐない。しかし、英國の法律は、「發狂者は起訴せられたる行爲については有罪（guilty）であるが、しかし、行爲の場合には精神錯亂してゐた」（"Guilty of the act charged but insane at the time when he did the act"）といふ極めて非論理的な評決（陪審官の）を案出することによつて、犯罪を行つたことの判明した發狂者について曖昧にごまかしてゐるのである（Trial of Lunatics Act 1883 —— 一八三年の發狂者審判に關する法律）。英國のコムモン・ロー（Common Law — 普通法（慣習法））で「有罪」（"guilt"）といふのは、罪を犯かす意（guilty intention — mens rea）を含むであつて、明かに「インサニテイ」（精神錯亂）といふことは一致しないのである。法律上の精神錯亂の判斷は、一八四三年のマツクナクテインのケースの後で普通法による判事の下したルールス（命令）の中に與へられてゐるのである。それは次の條件を要求してゐるのである。卽ち、

「精神錯亂を理由として抗辯せんとするものは、行爲の時に於て、被告が己れの爲しつゝある行爲の性質（nature）又は其善惡（quality）を識別する能はざる程度に於て、精神上の疾患のため理性を缺如してゐたことが明かに證據立てられなければならない。若し又た、其者が識別してゐたならば、罪となるべき行爲を爲しつゝあることを識別せざりしことを證據立てなければならない。」

といふのである。

一八四三年に於ける判事達の合同意見のこの發表は、最高法院の判事によりて承認せられ、且つ、其以來、このルールに基いて裁判してきたゝめに、法律と同じ効力

を有つに至つたのである。しかし、これは、精神錯亂についての何等の定義をも與へてゐないもので、只だに不明瞭であるばかりでなく、精神錯亂の問題についての近代的智識と矛盾するものとして批難されてゐるのである。或る陪審官が、一人の被告をつかまへて、「被告は自分の行爲の性質は知つてゐたが、其善惡は知らなかつた」といふ珍な決定を下したことのあつたのを見てもこのルールに對する普通人の昏迷當惑のほども知られるのである。醫學上の智識の進むに從つて、このマツクナクテイン・ルールに對する不滿不平は增加するばかりで終に、一九二三年に至りて、「精神錯亂と犯罪」（"Insanity and Crimes"）の問題を調査するために任命せられたアトキーン委員會は、犯人が精神疾患のため抵抗するの力を失つた衝動の下に行爲が爲された場合には犯罪責任無能力（irresponsibility）が認められなければならない、といふ意見を提出したのである。しかし、この「不可抗な衝動」の承認といふこと以外には、委員は實際の訴訟手續上には何等の變更をも提議しなかつたのである。且つはまた、この不可抗の衝動に關する提案に効力を與ふる何等の法律も制定せられなかつたのである。しかも、今日でも、依然、被告のインセーン（錯亂）であることを概括的に陳述する醫學上の專門家の言に重きを置いてならないといふ一九二〇年の控訴裁判所の命令（Court of Appeal's ruling）が行はれてゐるのである。殺人及び其他のケースでは、陪審官は等しく有罪又は無罪の問題で之を決定してゐるのである。而して、醫師の位地は單に被告の精神狀態の問題について專門家としての證明を與ふるにすぎないのである。かくして、檢事は、犯人が行爲の時正常な精神狀態に在つたことを證言する醫師を召喚することができるし、一方、被告は、自分が錯亂狀態に在つたことを立證するべく反對の醫學上の證人の出廷を求むることができるのである。之を要するに、インサニテイー（精神錯亂）の問題は、英國の刑事裁判所では、今日尙ほ素人によつて決定さるゝことになつてゐるのである。しかし、犯罪無責任の他の形式については特記すべき進步が見られるのである。

一九一三年の精神缺陷法（Mental Deficiency Act, 1913）は、缺陷が「出生の時又は幼時から」存在してゐた場合に、二人の醫師が白癡、耗弱、低能又は道義感の缺如者として證明したる人を刑務所又はコロニーに收容し、又は、後見に付して監視せしむることを規定したのである。この法律は、徒らに放置し顧みなければ疑もな

く所謂「クリミナル」（犯人）の仲間入りをしたであらう耗弱者の多くを監視（スーパービヂョン）の下に置くことを得せしめたのである。また、この法律は、精神に缺陷ありと見ゆる犯人にぶつかつた裁判所をして、證明（サーティフィケーション）を得るの目的で診斷中、「安全なる場所」（"a place of safety"）に本人の留置を命ずることを得せしめるのである。かくして、この法律は、かんごくの犯人仲間の語で「お天氣」（"barmies"）と謂はれる低能者や異常者の悲しむべき一群を受刑人口の中から除くことができたのである。しかし、「メンタル・デフイシエンシー」（精神缺陷）なる定義を缺陷の出生の時又は幼時から存在した人にのみ限つたことは、この一九一三年の法律の効力の及ぶ範圍を非常にせばめたのである。是に於てか、この法律は、一九二七年の精神缺陷法で修正されることになつたのである。この一九二七年度の法律は、十八才以前に缺陷の存在したことを證明させることにして、年齢の制限を寛くしたのである。これで、多くの後期の腦炎症（post-encephalitis）及び、其他の疾患がメンタル・デフイシエンシー（精神缺陷）の定義の中に入ることになつたのである。しかし、この十八歳といふ年齢さへも批難されてゐるのであつて、前きの行刑局の衞生官（Medical Commissioner of Prisons）ジー・ビー・グリフイス博士は、一九二八年の年度報告で次のように述べてゐるのである。

「一人の人がこの法律の下に證明さるゝためには、十八歳以前に精神缺陷の症狀を示したものでなくてはならず其年齢以後に缺陷にかゝつたものは證明されることはできないといふ極めて人爲的な法律上の標準の定められたことは、非常に不幸な事である。一個の發狂者の證明を考慮する場合に、精神錯亂の起つた年齢に重きを置きすぎてはならない。たゞ重きを置くべきは診斷の時に於ける精神狀態である。本人の現在の精神狀態に於て精神に缺陷あるものとして證明するのが條理の立つた方法だと思はれる」。

（二）行刑處遇とボースタル式

Institutional Treatment and Borstal

かういふ次第で、終に、犯人の科學的分類に於ける改良進歩は、ボースタル式の處遇管理によつて、プリズン・コムミツショナース（一）によつて遂行せらるゝことになつたのである。ボースタル・システム（Borstal System）といふのは、一九〇二年初めてロンドンより程遠からぬケント・カウンテイのロツチエスターに近いボースタル・プリズンに於ける未丁年受刑者（ボーイ・プリソナー）に試みられた特殊の處遇方法を呼ぶ名であつて、終に、この經驗の結果生れた一九〇八年の犯罪防止法（Prevention of Crimes Act, 1908）にもつてこのシステムに法律上の權能が與へられたものである。

（一）註――プリズン・コムミツショナー（Prison Commissioner）といふのは、プリズン・コムミツションを組織するメムバーをいふのである。このプリズン・コムミツションは日本の行刑局に相當するものであるが、組織は大分異つてゐて、ボード・システム（合議制）によるもので（Board of Commissioners）、普通四人のコムミツショナーより組織され、内務大臣（Secretary of State for Home Affairs）の統督の下に屬してゐる（英國では、行刑事務は内務省の所管に屬し、内務大臣はプリズン・システムに責任を有する長官である）。コムミツショナーは、殆んど例外なく、内務の高官、刑務所長（directors of prisons）及び保健技師（prison medical officers）中より選任せらるゝことになつてゐて、コムミツションの一人は必ずメデイカル・オフイサー（醫官）でなければならないのである。コムミツショナーは内務大臣の奏請によつて國王（キング）の任命する所で、即ち（royal commission）であるが、コムミツショナー中のチエアマン（ボードの議長）は内務大臣の指命する所となつてゐる。このプリズン・コムミツションは、制度の上でボード・システムになつてゐるが實際は、かんごく行政は大抵の場合このチエアマンの專斷に出づる所が多い。現在のチエアマンはアレキサンダー・ペーターズン（Alexander Paterson, H. M. Commissioner of Prisons）である。

このアクト（法）の下で、十六歳より二十一歳までの未丁年犯人の、年四回の巡回裁判所で懲役（penal servitude）又は禁錮（imprisonment）を科せらるべき犯罪で有罪宣告を受けたものにして、犯罪の傾向又は環境交遊の憂慮すべきものある場合には、右の犯人を二年乃至三年間ボースタル式施設（Borstal Institution）へ送致することを得ることが規定されてゐるのである。而して、一方、一九一四年の刑事裁判手續法（Criminal Justice Act, 1914）では、速決裁判所（Courts of Summary Jurisdiction）に、裁判確定後及び或る事情の存する場合、ボースタル式施設へ送致され可然哉の意見書を添へて、十六歳乃至二十一歳の犯人をクオーター・セツシヨンス（年四回の州裁判所）へ移送する權限を與へ

たのである。

ホーム・セクレタリー（内務大臣）は、犯人の性行並びに訓練の進歩を考慮し、本人のため利益なりと認めたる時は、特許狀によりボースタル施設より釋放するの權限を有つてゐる。男女を問はず、如何なる未丁年者といへども、裁判所がボースタル式訓練の有利なることを證明する犯人の健康能力及び其他の事情に關するプリズン・コムミツショナースの報告を考慮商量した後でなければボースタル式施設へ收容することはできないのである。之に關する決定權は裁判所に存するのである、が、しかし、プリズン・コムミツショナースのリポート（報告）は必ずや常に決定の要件となるのである。これがためには、プリズン・コムミツショナースは、眞箇に科學的方法の適用に於ける進歩を劃するものと稱すべき「ボースタル候補者」（"Borstal candidates"）の診斷考査の一組織を樹立したのである。

現在、ボースタル・インステイテユウシヨン（ボースタル式施設）は七箇あつて、男子未丁年者のために、ロチエスター、ポートランド、フエルサム、ノツテインガム、キヤムブ・ヒル及びローダム・グレンヂに六つ、エールスバリーに女子未丁年者の施設がある。ボーイズ（男子未丁年）のための中央の分類所（clearing house）がロンドンの西郊ワームウツド・スクラツブス・プリズン（Wormwood Scrubs Prison）に設けられて居り、玆處で、一々のケース（犯人）について愼重な研究が施さるゝのである。この研究は、保健技師（prison Medical Officers）によつて行はるゝ身體並びに精神上の診査で、普通の診斷手續によるは勿論、ビネ・シモンの智能考査（Binet-Simon test）を應用し、且つ、犯罪の原因を尋究するため總有ゆる材料から犯人の經歷を知るに努めてゐるのである。一九二二年以來、この醫學上の診査は、篤志の婦人社會事業家（voluntary women workers）のスタツフにより行はるゝ社會調査によつて益々强化せられたのである。此等のワーカーズ（社會事業家）のやる仕事といふのは、所謂ケース・ワークで、少年とインタービユウをやり、信賴をかち得た後、腹藏のない告白陳述を得るに努めるのである。できれば、彼等の家庭を訪問して、ボーイズの以前の生活の模樣や學校の成績についての洩らす所なき報告（口頭でなく書面で）を手に入れるのである。(二)

(二) Prison Commissioners' Report, 1923—1924

この調査に基いて、コムミツショナースは其意見を立て、裁判所は其決定を下すのである。更らに、コムミツショナースは、かくして、少年を分類し、それ〴〵其必要に應じた施設へ一人々々少年を送ることができるのである。此くの如くにして、フエルサムのボースタルは、身心共に正常を欠いたもの及び前科のないもののために用ひられる——これは、好ましくない混合であるが、施設の少ない今日は已むを得ないので、他日更らに多くの施設の完備した時には、之を避くる企圖が抱かれてゐる。ロチエスターは、前科のある、が、しかし、常習ではないボーイズを收容する。ポートランドは、已に犯行を累ね刑期に服した「がつちりした」連中（"toughs"）を收容する。ローダム・グレンヂは、一九三一年フエルサムから移住して來たコロニストの一隊によつて建てられたもので、此等のボーイズは、この新しいボースタルの建造中數箇月間テント生活をやつてゐた程で、皆信用されてゐたボーイズである。

各處のボースタルは、多少パブリツク・スクール（public school——有名なイートン學校のような大學の豫備校ともいふべきもの）に似た方針で管理されてゐるのである。各施設は、六十人から八十人までのボーイズを收容する「寮」（"Houses"）に分たれ、各寮には一人の「寮長」（"House-Master"）がゐて取締つてゐる。ボーイズの服裝は、フラネルのシヤーツとショウツ（半ヅボン）で、すべて普通の學校兒童のフツトボールの服裝である。ボーイズの訓練については、戶外のスポート團體競技、游泳等運動に特に重きを置かれてゐる。夜間は、技藝其他の學課に就かせる。敎習せしめる職業には種々あつて、建築、機械工、農業、蔬菜栽培、パン製造、洗濯、裁縫、製靴等其重なるものである。固よりボースタルでは、熟練した職工をこしらへ得るとは言はない、たゞ、それよりもむしろ、勞働と服從の習慣を養ひ、其上に、手工に慣れしめんと欲するものである。

一九三〇年には、前記の診査並びに社會調査に加ふるに、工業心理研究所（National Institute of Industrial Psychology）の手で、或る職業に對するボーイズの態度の差等を知るために、ボースタル式施設に於ける四百人のケースの各々について試驗が行はれたのである。先づ標準テストが一般智能について行はれ、次いで、仕事の出來ばへ、技術上の伎倆、形態大小を見分ける能力、手先の器用といふような諸點について試驗が行はれた。長時間に亘る愼重に組立てられたインタービユウで、自分の生

活の經歷についてのボーイ所見を聞きたゞした後、試問者はボーイの性格の品質、卽ち、忍耐强いか弱いか、快活であるかどうか、他との折合はどうかといふような點について評價したのである。而して、試問者は、この試驗に基き、且つ、ボースタルに於ける職業訓練の科目の狹い範圍の內で、四百人のボーイズの各自に割り當てらるべき職業についての意見を開陳したのである。この試驗のあつた一九三〇年以來引續き、ボーイズの伎倆の進歩について實査が行はれてゐるが、これは、新しく「科學的」に試驗されたボーイズと、他方には、古い方法で各自興味を有つてゐるし且つ一見した所適好らしい職業をでたらめに割り當てられたボーイズとの成績の間に精確な比較研究が爲されるためであつたのである。工業心理の原則の適用の効果が事實に證明せられたなら、この原則がボースタル施設へ收容せらるゝもの、常規の試驗手續となることは、毫も疑ひを容れないのである。

(三) 常習犯人

Habitual Criminal

一九〇八年以來、犯人分類の原則は不斷變ることなく發達してきたのである。この年に、ボースタル・システムを一時的でなく永久の基礎の上に樹立した犯罪防止法(Prevention of Crimes Act, 1908)は、同時にまた、常習犯人に對する特別の處遇について規定してゐるのである。卽ち、或る犯人が有罪の宣告を受け常習犯であることが發見さるれば、この法によつて或る期間の懲役に服した後、引き續き、五年乃至十年の豫防拘留(Preventive Detention)に處することができるのである。猶ほ亦た、ボースタルの場合と同じく、裁判所で言渡された刑期の滿了以前にあつても、適當と認むれば、內務大臣は自己の裁量に於て特赦狀で犯人を釋放し得ることを規定してゐるのである。この釋放の時期は、豫防勾留監(Preventive Detention Prison)の監察判事(Visiting Justices——一八七七年のかんごく法(Prison Act)によつて任命さるゝもの)の一人を委員長にせる諮問委員(Advisory Committee)によつて作製せられた報告書に基いて決定さるゝのである。豫防勾留に關するこの犯罪防止法は、一般社會の輿論が不定期刑のような進んだ主義理論を容るゝ程に熟してゐなかつた時代に制定されたもので、英國下院(House of Commons)では、臣民の自由が危うされはしないかといふ懸念を抱いて居り、且つ、この法で規定されてゐる釋放權のある行政機關には、自由生活への適格者なるや否を決定すべき專門家の心理診斷が要求されてゐないのであつて、爲めに、實際には、この豫防勾留は適用されることは稀れだつたのである。これ、主として、豫防勾留といふ先立つての刑の言渡が職務上爲さなければならないものではないのであるから判事が、一定の懲役期間に續く此種の刑を言渡すことを好まなかつたからである。此の法の制定されてより二十年の經驗を經た一九二八年に於ては、豫防勾留の言渡を受けたものは僅かに三人で、豫防勾留監に於ける一日の平均人口は僅かに百四十三人であつたのである。

然りと雖、とにかく、一九〇八年の此法は、犯罪に對する刑罰といふ稅の一部をなしてゐる確定刑は、受刑者が自由生活に歸り正直に働く意志があり且つ立派にさうできると見えた時期に於て終了する彈力性のある不定期刑によつて取つて代られねばならないといふ新しい主義の種子ともいふべきものを保有してゐるがために、センテイメンタルでない科學的(合理的)なピーナル・システムの進化の上に重要視すべきものである。(未完)

Journal of Criminal Law and Criminology
(Century of Progress number), May-June,
1933

ニューヨーク市の貧民裁判所

つい最近去年の議會の決議の結果、ニユウヨーク市に「市立裁判所特殊請求部」(Special Claims Division of the Municipal Court)といふ新らしい裁判所ができたが、これは所謂「貧民裁判所」("poor man's court")で、五十ダラ以下の小さな請求事件を取扱ふのである。裁判費用はたつた一ダラ二十五仙で、原告が支拂ふのである。手續上のむづかしいルールはなく、辯護士も不必要で、原告も被告も、極めて率直に判事に事件の次第を語り、判事は双方の言ふ所を聽いた後、法規に從つて決定を下すのである。この貧民裁判所は、已に、シカゴ、フイラデルフイア、クリーブランド及びスポケーンの諸都市並びに、マサチユセツツ、カリホルニア、南ダコタ、アイダホ、ネバダ及びオレゴンの諸州に建設されてゐるもので、ニユウヨーク市はこれ等のものに倣つたのである。

海外時報

ニューヨーク州ワーウイツクの少年訓練所の壁畫

去る七月の初めのこと、ニューヨーク州のワーウイツク市に近い州立少年訓練所（New York State Training School for Boys）と呼ばれるリホーメートリー（矯正院）で、セキスピア劇團の一派が玆處に收容されてゐる三百五十人の少年犯人の前で、沙翁の「悍婦慣らし」（"The Taming of the Shrew"）を演つたが、今迄につまらないムービーか下等な笑劇位しか看たことのない少年たちなので、かういふクラシツクなものは折角看せてやつてもよく解からないので、退屈して、騒ぎ出しはしないかと、所長はてつきり其覺悟でシアター（所内の演技場）に入つたのであるが、所がさて始まつてみると所長も其他の職員も、ウイーク・エンド（週末）の訪問客も、みんな彼等の靜肅な態度に驚いてしまつたのである。一と聲のキヤツトコール（演劇のつまらない時などに發する罵聲）も聞えないのである。時には心を奪はれたようにうつとりとして舞臺に見入り、時には熱中の餘り思はず聲を洩らすといふ風で、俳優の熱技はすつかり少年を魅了してしまつたのである。

かういふ風に、演劇を看せて彼等を愉しませるといふことは、このリホーメートリー——いやな厭ふべき臭ひのするこの語がモダーンな試みとしての箇のトレーニング・スクウルの名に用ひられて差支ないとすれば——では稀らしいことではないのであつて、この施設に於けるソーシアル・ライフ（集團生活）の一箇の特色のある催しとして、始終時を定めて行はれてゐるのである。これは、單純なエンターテーンメント（娯樂）として與へらるゝのではなく、巨匠の傑作を翫味するは、廣い意味での敎養上（カルチユラル）の効果の大なるものあるを考慮したためである。しかし、かういふ催しがリホーメートリーにはめづらしいといふのなら、このリホーメートリーにはもつとめづらしい敎養上の特色と見做すべきものがあるのである。それは、このインステイチユウシヨン（施設）の内部の壁上の裝飾である。このトレーニング・スクウルは勞働の尊嚴と有用なる公民生活の價値についての觀念を皷吹するの目的で描かれた繪畫で共壁を飾るの任務を一

人の藝術家に託した最初のリホーム・スクウル（矯正院）で、かういふスクウルは廣い合衆國にも未だ一つもなかつたのである。

このスクウルは、僅か一年余り前に建築せられたばかりであるが、當時玆處の所長たるロバート・ローゼンブルース氏は、規則づくめの施設内の生活の單調を避けるために、室々を異つた色で塗るばかりでなく、このスクールの精神にかなつた色彩に富んだ繪畫で、ただ空しい壁面の數千フイートを飾つてやらうといふ考案を思ひついて、この仕事を畫家ヂオー・ケーン氏に托したのである。

この結果、學校のビルデイングのエントランス・ホール（表入口のホール）の壁畫の一連と廳舍のホールに於けるパネルの一と組とが出來上つたのである。學校の入口に面する三方の壁には、ボーイズが玆處を出てから入つていくであらう色々の職業を描き出した目覺ましい油繪のカンバスが揭げられてゐるのである。

中央のカンバスには、動力文明を表象するダイナモが描かれてゐて、其左右に恰もダイナモからラデイエート（輻射）するように、若い勞働者が勇しく働いてゐる所が描かれてゐる。電話線の修理をするものがある。鐵骨建築の鋲打をやつてゐるものがある。石炭を掘つてゐる。地層を檢査してゐる。列車を運轉してゐる。森林の伐採をやつてゐる。土地を耕してゐる。飛行機を操縱してゐる。ビルデイングを組み上げてゐる。家をペーント（ペンキを塗る）してゐる。ヂヤングル（密林）を探險してゐる。ヂヤズ・バンドで演奏してゐる。顯微鏡をのぞいてゐる。すべてが活動のリズムとなつて融け合つてゐるのである。

固より、玆處を出るボーイは、一人として、パステユール（Louis Pasteur (1822—1895)——フランスの大化學者にして同時に細菌學者。初めて血清注射で恐水病を治したのは此人。フランスの恩人として郵便切手にまで此人の肖像が入つてゐる）、リンドバーク、又はリービングストン（David Livingstone (1813—1893)。スコツトランドの宣敎師で、單身アフリカの奥地を探り、終に蠻人の手に死んだ）になるものは、恐らくあるまいが、しかし、彼等の功名心を刺戟する何物かはこの畫の中に漲つてゐるのである。

前記の廳舍のホールにあるパネルは、この施設の目的としてゐる事業、卽ち、街上からボーイズを收容し、彼等の一身の問題を研究し、眞面目な勞働に對する興味を喚起せしめ、訓練によつて職業上の或る能力を與へ、而

して後、深切な科學的な監視方法の下に彼等を外部社會に送り歸す、といふ色々の仕事を繪畫にして示すものである。

此等の繪畫は、ボーイズの爲めよりは、むしろ、施設訪問者のために物せられたもので、ボーイズの學校のホールに掲げられた壁畫、並びに、寮舍、職業教習所、食堂、遊技室、圖書室、及び、病舍等のため考案せられたものには見ることのできない表徴主義を大分取り入れてゐるのである。

序ながら言ふが、この小さな病院は、凡ての點で最新式で、ニューヨーク市立のメデイカル・センター（診療所）の管理下に屬してゐて、其外科室の如きは、如何なる急場の手術にも間に合ふだけの設備があり、病室は陽氣で、ベツドの數も適當で多うすぎない。

このワーウイツクの訓練所のボーイズは、「コツテージ」（cottage——寮舍）に住むでゐるのである。寮舍には、「マスター」（master——舍長）がゐて、このマスターが行狀佳良なりと認めたボーイは、一人一人自室を宛てがはれるのである。食事は總て寮舍の食堂でする、此等の共同の食堂も亦た、科學、藝術、文學、宗教、政治、ソーシアル・ワーク、スポーツ、農工、交通運輸等の如き、産業上並びに文化上の活動に於ける人類の進歩を示す壁畫で飾られる筈である。

チヤペル（禮拜堂）の壁は、バイブルを題材とした宗教畫で飾られ、廳舍のボード・ルーム（會議室）には、この施設の設立者並びに其他の重立者の肖像畫が掲げられる筈である。

このスクール（訓練所）に入るボーイズは、十二歳から十六歳までのもので、學校の無斷缺席から十六歳以上のものゝ行つた場合には殺人罪（マーダー）となるものに至る犯行のために、少年審判所に引つぱられた後、判事の命令で玆處へ送致せらるゝのである。ニューヨークのステート（州）では、十六歳以下の場合には、殺人罪はフエロニー（重罪）でなく、デリケンシー（輕罪）の一種として取扱はるゝのである。このワーウイツク・スクールは、教化薫陶の宜しきを得なかつた少年を有用なシテイズンに鑄直すためには、すばらしい機會を有つてゐるといつて可いのである。しかも、今や、彼等のために創造されつゝある藝術的の氣圍氣は、恐らくは、彼等の改善進歩の上に、普通の學校の教育上のプログラムの有つてゐる智的な社會的な、と同時に、娯樂上の諸の要素と等しい重要な役割を演ずることゝならう。

Literary Digest, July 28, 1934

ベルヌに於ける國際刑法行刑委員會の會同

最近、國際刑法——行刑委員會（Commission Internationale Pénale et Pénitentiaire）の書記長シモン・ヴアン・デル・アア（和蘭グローニンゲン大學刑法教授）より委員會のメンバーたる正木司法書記官宛にて、今年度の委員會の會同についての通信があつたが、今年度の會同は去る八月二十日より二十五日まで、スイスの首都ベルヌ市で開催せられたもので（會場は聯邦議院内）、我が司法省からは、司法書記官岡五朗氏をデレゲ（委員）として參列せしめた。五日間に亘つた會同の議事日程は次の如くである。

第一日　會務報告
委員資格檢査
事務報告
會計報告
諸通信の朗讀

第二日　四小委員會の事業
1、犯人引渡條約草案起草の件（委員會の收受したる批評並びに意見に基ける起草事業の續行）
2、外國人受刑者にして釋放せられたるもの、本國送還の件（昨年委員會に提出せられたる報告の補修）
3、收容者の科學的審査の件（各國政府に發したる問合に對する回答の成績）
4、刑法及び行刑に關する國際統計の件（混合委員の業績）

第三日　次回國際刑法及刑務會議
1、會期に關する件
2、會議の内部組織の件
A會議規定
B討議の準備並に進行に關する大會委員の提議
3、會議の外部組織の件
豫選
4、議事報告委員の選定の件
會議參列委員の招待の件

第四日　委員會の財務
1、本年度豫算の件
2、明年度豫算の件

第五日　委員會の活動
1、調査報告書（"Recueil"）發行の件
2、各種行刑制度の調査摘要の件
3、諸調査の題目の件
右の外日程に上れる議題は次の如くであつた。

(一)國際聯盟との關係並に協力
1、少年審判所に關する調査の續行の件（第四回目の調査可否）
2、受刑者處遇規則（L'Ensemble de règles pour le traitement des prisonniers）の修正の件（聯盟加盟國並びに不加盟國に向け發したる問合せに對する回答についての聯盟よりの臨時報告）
3、犯人引渡手續に關する統計を一定するの件
尚ほ、次回の委員會の會同について商議する所があつた。

關西風水害罹災情報

去る九月二十一日朝、關西地方を襲つた颱風は風速實に六十メートル、風速計を破壊し去つて呪ふべき記錄を樹立したが、颱風一過の後には海に陸に餘りにも痛ましき慘禍が傳へられた。殊に夥しき校舍の倒壞による無心な學童達の悲慘な壓死は最も人の胸を打つた處であり、その他樹木の倒壞も、被害地域の荒廢等、質的な深刻さにおいては關東大震災に及ばぬとしても、日本が有史以來蒙つた第二回の廣汎、人畜の被害の甚大なる點において、日本が有史以來蒙つた第二回の自然難と云はれる。この爲め關西、四國地方所在の刑務所も亦工場の損壞、浸水、樹木の倒壞等、大小强弱の差こそあれ、皆多少の損害を蒙り、その損害額は總計五十萬圓を超えた。刑務協會は曩に取敢ず伊藤大原兩主事を關西、四國各刑務所に派遣して見舞の微意を傳へる處があつたが、玆に各地被害の情報を概括すれば大体以下の通りである。

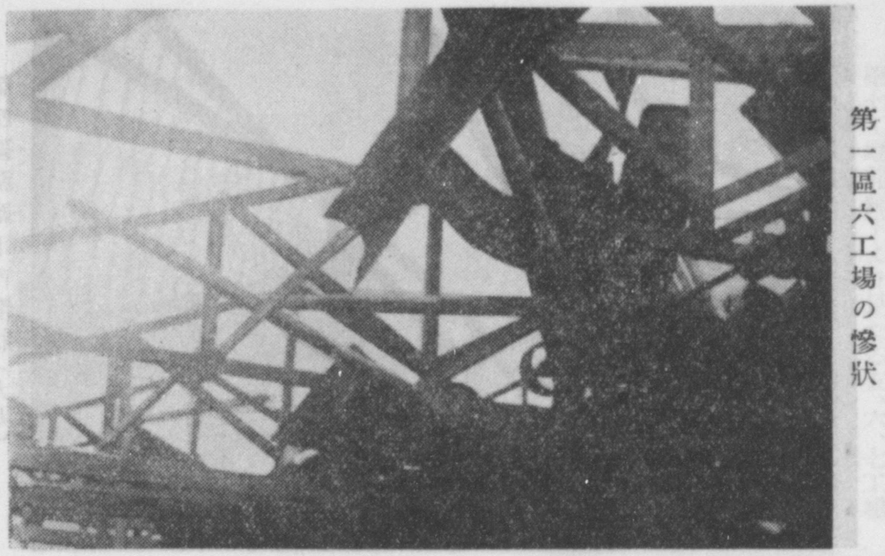
大阪刑務所

一、暴風雨の狀況

昭和九年九月廿一日午前六時頃より突如荒天模樣となり、東南の疾風吹き荒び天候漸次險惡を加へ、同七時頃より豪雨を伴ふ烈風は益々風速を增し、七時三十分頃には瓦を飛ばし樹木を拔き全く大暴風雨となり、午前八時前後約一時間に亙り猛威を振ひ、測候所の報ずる處によれば風速六十メートルを示して、誠に凄慘の光景筆紙に盡し難き狀態であつた。

二、被害狀況

各屋共屋根瓦は大半剝離墜飛し、官舍の如きは全室雨漏りとなり、又居房並に領置米麥倉庫も同斷にて、不取敢古瓦、古亞鉛板、古莚等を以て應急の措置を施した。又第三區內工場及第四區內工場の數棟は窓硝子先づ破壞せられ、屋根裏に風勢を受け全屋根を吹き上げられた爲め合掌母屋等の切合せ喰違ひを生じ、中には約三寸餘落下したるものもある。殊に演武場の如きは被害甚だしく何時屋根全體の墜落を見るやも計り難き狀態に瀕し居り、其他板塀、雨樋、硝子障子、窓硝子等の殘骸を止ざる迄に損傷したる個所無數、第一區內木造亞鉛葺工場二棟は小屋根の大部分を拂ぎ取られて倒壞に瀕した。尙作業の製素品は暴風雨襲來と同時に急遽應急の措置を施した爲め格別の被害はなかつた。



第一區六工場の慘狀

三、收容者に對する處置

前日來既に警報を發せられ居り又朝來の天候不穩なりしを以て豫め警戒注意を爲すべき旨を戒護主任に通知して置いた處、晝夜勤務有守交替時たる午前七時には既に相當の强風となつたので、先以て耕耘掃除夫等の屋外出業者の出業を見合せ、非番者は歸休せしめず待機せしめたるに、果して十數分の後には大暴風雨狀態となつたので、直に非常勤務に服せしめ門衞立番に增配し又は危險なる工場に增員配置する等機宜の處置を取らしめ、戒護上萬全を期すると共に危險に瀕せる工場出業者は各々適當なる箇所に避難せしめた爲め一人の負傷者なかりしは不幸中の幸であつた。且收容者何れも責任を重んじ極めて靜肅溫順に指揮命令を守り、囚情平



第一區七工場の慘狀



第四區渡廊下の慘狀（大阪）

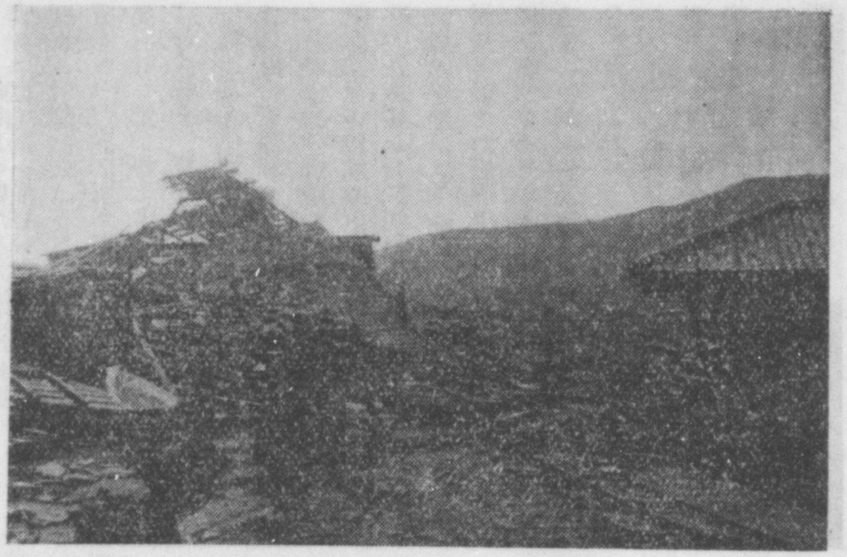
穩に終始し殊に夜間は送電不能の爲め午後十一時迄全監暗黒と化したるに拘らず、平常に比し却て靜肅にして些かの違令反則等のなかつた事は誠に欣幸に堪へない次第である。尚午前十時に至り風雨は全く靜まつたが各工場内は硝子、瓦、木片の散亂、雨漏等の爲め就業不能なると衆情の動搖逃走事故の發生を慮り、已むなく作業を中止せしめ午後一時より第一級の全部及第二級の一部をして構内の危險物の取片付及洒掃に從事せしめた。

四、職員の被害

職員は何れも相當の損害を蒙つたが就中自己所有住家の倒壞せしもの三名、半壞二名、浸水による半潰一名、借家の倒壞一名あり、又看守岩本貞一の次男勇當十一歳は當日堺市錦壽常小學校に登校し、同校教室倒壞のため壓死、雇瀧本清次郎の妻女は自宅前通路に於て一小學生の暴風に吹き倒されて居るのを救助せんと硝子戸を開け、之を扶け入れた瞬間、其隙より暴風吹き飛込み、商品（文具紙類を小賣す）の大部分を吹き飛ばされ且硝子障子數枚破損し、其破片で顔面に治療二週間の切創を受けた外幸に格別の負傷はなかつた。

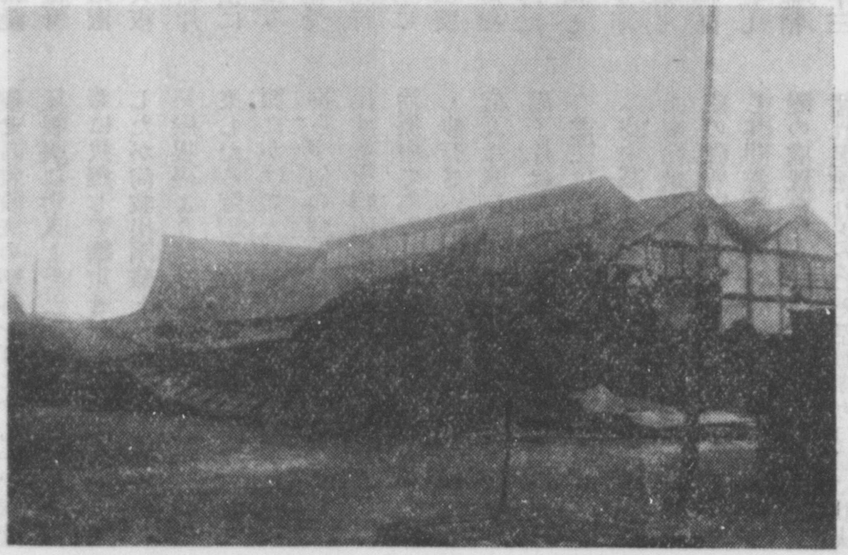
京都刑務所

前日來新聞紙上にも暴風雨の警報あり旁々同所工場の大部分は同所新築の際舊京都市二條在當時のものを其儘移轉假設した臨時的の建物である爲め比較的危險なるを慮り、工場要所に支柱を爲し、豫防工作を施す等豫て準備し、一方戒護者の如きは當日非番の看守部長及看守は此朝武道訓練の豫定日だつたのを天候險惡の兆があるので構内の應援警戒を爲さしめるため配置を命ずる等相當警戒をしてゐたが午前七時頃に至り、强風雨化し愈々天候險惡の度を加へて來たので午前七時五十分當日の並出出勤看守の出勤を待



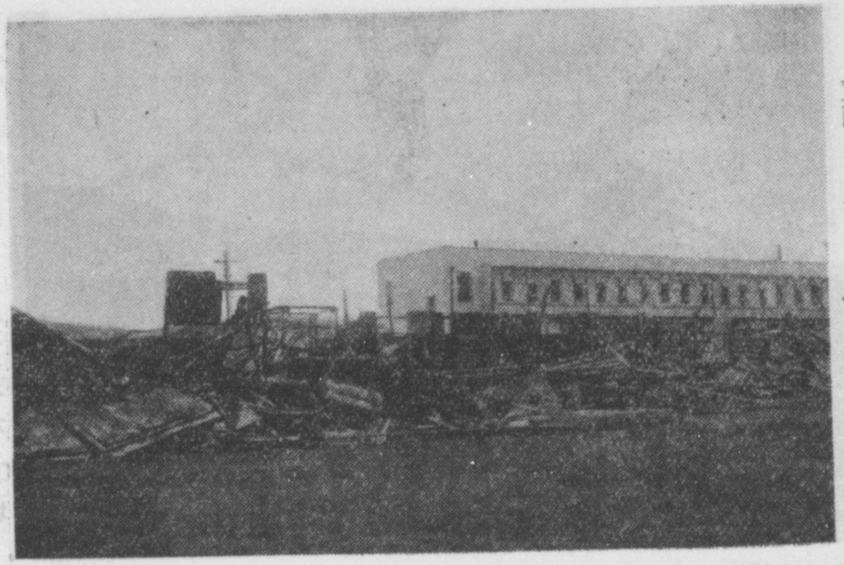
第七工場前廊下より見たる五、六、七工場

ち、直ちに交代せしめ、前記非番者をして各工場に應援配置せしめると共に、比較的危險率の多い第四、五、六、七、八の各工場には更に增員應援配置を爲して萬一の場合に備へ終つた折柄二三分の後、卽ち午前八時十分頃忽然一大颶風凄まじき勢を以て襲來し來たのである。アツと云ふ間もなく忽ち第七工場は一大音響と共に北寄に倒壞し、此驚音に他の工場へは時を移さず就業者全部を工場前庭に避難せしめるやう傳令し約二、三分間の內に出場せしめた處、間髮を入れず第五、六工場は同時に倒潰し、引續き第四工場は工場裏の大電柱が四工場の中央部に倒壞すると同時に全部倒壞し、又同時に第八工場も半壞したので折柄應援として現場に馳せ付けて居た戒護看守及事務職員の一部



三號見張より四工場を望む

矯正図書館



東南より見たる大工工場倒壊

をして直ちに第七工場倒壊下敷の負傷者救出に全力を用ふると同時に他の職員をして全工場出役者を各檢身所に通ずる廊下に一時集禁せしめ置き、一面各舍屋廊下の天窓硝子大板は全部微塵に破損し、廊下硝子破片散亂し且つ舍房内も其窓硝子破損に依り全室硝子破片散亂し、足の踏み處さへない狀態なので掃除夫其他受刑者を選定、急遽之れが整理を速行せしめた上三十分の後全部各舍房に集禁せしめた。而して第七工場倒壊家屋の下敷となつてゐたものは救出に努力した結果漸く全部救出し得たが内一名は大梁下に壓せられ如何ともなし難いので營繕用ジヤツキを用ひて梁を持ち上げ、辛うじて救出し直ちに醫務所に擔ひ込み、保健技師に於て應急手當を施したが重傷にして目下極力治療中である。其の他稍々重傷一名輕傷十名、擦過傷四十三名あり、七工場倒壊に際し直に馳け付けた應援看守茅野讓平は前記梁下に壓倒せる雜役夫の絶叫を耳にするや、倒壊屋根裏に潛入したが如何ともなし難く直ちに拔劍して結束せる梁木の副木を切斷したが尚救出困難と見るや鋸を持來るため屋根裏より這ひ出したる刹那猛烈に飛來したる窓硝子の破片にて口邊口角より顎にかけて大裂傷を負ひ鮮血淋漓たるに拘らず他の應援者と協力して遂に之を救出するを得直ちに醫師の手當を受け目下治療中である。其間颶風は約五十分繼續し歩行さへ困難なる峻烈さで、構内到る處瓦は飛び屋根は剝がれ壁は吹き拔かれ硝子片は飛散し樹木は根こそぎ倒れ各所の電柱は續々倒壞し、假設建物のトタンは空中高く各所に飛散して面を向けることも出來ない。四面暗灰色に化し倒壞風威の騒音響ふるに物なく愕絶その極に達し其間避難及人員點檢引卒整理等臨機應變の處置をなし職員も就業者も凡てずぶ濡れ泥塗れとなつた活動振りは眞に壯凄なるものがあつた。

神戸刑務所

一、風雨襲來狀況

九月廿一日拂曉より關西地方を中心に席捲したる颶風及豪雨は秒速六十米、雨量八三ミリと稱する激烈を極め、爲めに樹木建物の動搖名狀し難きものがあつたが、幸ひ同刑務所は敷地が市内の窪地に在るので風向の猛威幾分減ぜられ建物の倒壞等は辛うじて免れ得たが廊下工場の屋根の如きは强烈なる風に吹き搖られ、又場内に累積してあつた作業用素品の板類の散亂甚しく、倉庫其他の壁の脫落、橘通支所の煉瓦塀の倒壞等の被害があつたし然るに一方豪雨による一時の出水に伴ひ構外を圍繞する濠渠は氾濫し、之れが爲め排水を閉された雨水は至る所溢水狀況を呈し、其深さは膝を沒する程度に及んだ。從て砂土を以て敷地とする同刑務所の建造物地盤は緩みを生じ風雨に耐弄せられ動搖激しく、炊事場、十五工場物置の如きは一時殆んど倒壞に瀕したが應急の支柱其他人爲的被害排除に依つて辛うじて倒壞を免れ得た。

二、職員及收容者の動靜

暴風雨襲來となるや、所長始め各職員は時を移さず逐次登廳して收容者の動靜に注意し各職員を其部所に就かしめ風水害の排除用務に懸命に活動せしめ、風雨激甚の最高潮時に於ては收容者の避難對策を講じたが漸次風雨の減ずるに從ひ事なきを得た。電動力は風雨の强烈に依つて停止し、動力作業は休止の已むなきに至り、電燈は廿三日迄點燈せず、當時工場内作業製素品風雨に濡れたものが夥しくなかつたが作業用途に支障を生ずる程度に至らず、而も衆情は終始靜穩を持する事を得た事は幸であつた。

橘通支所外塀の崩壞

名であつた。

岡山刑務所

廿日夜來暴風雨襲來し翌廿一日朝に至り風雨一層强烈を加へ本支所を通じ建物屋根の飛散、壁の剝落、板塀の倒壞等相當被害を受けた。而して同所表門約四間を距る河流旭川增水氾濫し廿一日午前十時頃より著しくその度を增し殆ど岡山全市に浸水したが、同所に於ては表門及非常門、拘置場通用門の三ヶ所より滔々たる濁水構內に浸入し他方官舍又危險に立至つたので看守の非常召集を行ひ受刑者を繰出し不用品に屬する米麥の空俵を利用し構內の土を掘り、之を詰め込み以て早急に防水工作を加へたる結果、浸水の程度に至らず保安する事を得た。此時表門路上約二尺餘の增水であつた。職員の住宅に於ては概ね床下浸水に止まり、實害少きもの多數を占め、其の床上に及び且つ家屋の破損什器衣類等の流失に因り被害甚大なるもの看守履等を通じ十一

廣島刑務所

同地方を襲つた颱風は廿一日午前二時頃より同七時頃迄に於て愈々猛烈を極め爲めに同所內仕切塀の倒壞、各工場、事務所倉庫の土壁の崩落、其他殆ど全般に亙る各建物、屋根瓦の故障等近年稀なる大風雨害を蒙り同七時三十分頃より平穩となつた。又尾道支所の築造物は比較的新らしきも何分同支所は海拔六十米餘の丘上に位置する關係上風當り强く尙又三次、吳兩支所は共に舊式なる建造物なる爲何れも相當損害を蒙つた。

山口刑務所

廿日午後十時頃より翌廿一日午前七時頃に至る間暴風雨襲來し爲めに同所並に下關、船木兩支所は被害を受けたが、本所は構內及各附屬官舍の境界板塀倒壞、各建物の屋根瓦剝脫飛散、各所の寮の破損等であり殊に甚しきは下關支所の亞鉛引鐵板葺屋根の剝脫五十坪に及び雨漏の爲め居房の如きは各居房とも殆ど龜裂墜落した。

德島刑務所

二十日夕刻より暴風雨次第に激しく特に警戒をしてゐた處翌二十一日午前二時頃より市內の電燈全部消燈し水道も亦斷絕するなどの狀況で戒護主任を始め幹部職員は臨時登廳を爲し、警戒に從事してゐた處、同日午前四時頃より暴風雨激烈を加へ、刑務所北側に並行する前川逆流の爲市內に氾濫し、一丈餘の增水と爲り東門に接續する耕耘地四千八百坪は泥海と爲り、前川に繫留する貯木場の木材は耕耘地に流入する狀態で全市交通全く遮斷せられたが幹部職員並一般職員は既に全部登廳してゐたので幸ひ警戒上缺陷を生ずることはなかつた。午前五時頃に至り暴風雨益々猛烈を加へ、舍房工場の瓦硝子障子等は處を擇ばず飛散し其危險甚しく、職員の全部は舍房の警戒に全力を



第十一工場の全潰（德島）

用ひ、收容者の騷擾を防ぐと共に一面舍房倒壞の場合に於ける準備を爲してゐた處、同五時五十分頃に至り防具仕上工場は一大音響と共に全く倒壞し次で同工場に隣るバラック工場も倒壞し、硝子並瓦の破片等飛散し當時の慘狀は恐怖に堪へざるものがあつた。午前七時頃に至り漸く暴風の方向西方に變り同九時頃に至り暴風雨の勢は消散するに至つた。其他工場舍房の破損、連絡廊下の全部倒壞、女區男區の境界等も全く倒壞。官舍區域も亦前川に接續せるを以て逆流の水害を蒙ると共に周圍板塀全く倒壞破損の箇所多大。收容者の狀況は一時暴風雨に伴ふ舍房震動の爲恐怖心を起したが多數職員の警戒に安心の狀あり、天候收まると共に平靜に歸した。



麻繩假工場の全潰（德島）

高松刑務所

九月廿一日午前二時頃より拂曉にかけ同地方を襲つた暴風雨は風速實に三十二米、雨量四十粍にして近來稀なる慘害を止めたが同所職員に於ても之を知るや逸早く不時登廳、夫々部署に就き極力防備を盡したが前記風力は屋根瓦を吹き飛ばし、廊下其他建築物に渺からず損害を與へ、剩へ豪雨をも伴ひ且つ構外近接地方の排水設備不完全なる關係上外部の雨水は忽ち構内に逆流し來り、廿一日は終日水が引かない程だつたので、之等に妨げられて防備の困難なること言語に絶するばかりで、爲めに人力を盡して尚次の如き損害を蒙るに至つた。

一、女區廊下倒壊　廊下六坪は年所の經過に伴ひ腐蝕し居り、補足修理に依て支持してあつたもの全部倒壊。

二、女區浴場倒壊　目下物置に利用し居り腐朽甚しく全部倒壊。

三、教誨堂廊下倒壊　廊下、七舍、教誨堂間渡廊下二十間は全部倒壊、殘り二十三間は舍房に連絡してゐたため屋根張全部脫落。

四、獨居運動場倒壊、外圍上塗脫落、倉庫工場上塗脫落、屋根瓦破損、窓硝子破損、等。

高知刑務所

二十日夜より翌朝に亙り同地方に稀有の暴風雨あり收容者には何等の異狀がなかつたが左記建築物に被害を蒙つた。

一、外圍板塀五拾八間倒壊。

一、官舍板塀百二十間倒壊又は傾斜

一、區劃板塀拾貳間倒壊

一、樹木一本倒折

右の外工場天窓硝子破損、屋根瓦、土塀等各所に小破の被害があつた。

松山刑務所

二十日夜縣下一帶に亙り稀なる豪雨あり更に翌二十一日午前三時頃より未明まで大暴風雨となり縣下に於て家屋の倒壊漁船の顚覆多數の爲死傷者夥しかつたが幸ひ本支所を通じ被害は

樹木の倒壊、屋根瓦及戸樋並庇の破壊硝子戸及雨戸の破損、板塀並通用門扉及生垣の倒壊、電話線及電柱の破損、土留の潰壊。

松江刑務所

本月二十日、廿一日に於ける關西方面大暴風雨に付ては管内島根、鳥取兩縣下とも相當甚大なる損害を被つたが幸ひ刑務所としては鳥取刑務支所建造物に多大の損害があつた外本支所を通じ殆んど擧示すべき被害無く、衆情極めて平穩に經過した。唯通信、交通兩機關一時全く杜絶し郵便、電信の遲着甚しく事務進捗の円滑を缺きたると釋放者にして歸住不能の爲已むなく所在地保護會に一時收容したるもの相當數を出した。

滋賀刑務所

本月廿一日午前八時より同九時に亙り同地方に未曾有の大暴風雨襲來、爲に壁落ち硝子、瓦等飛散且立木、電柱傾斜挫折、各所の電線切斷し一時は殆ど名狀すべからざる慘憺たる狀況を呈し、工場の一部其他の建物の倒壞するの慘事を生じたが極力警備に努めた爲倒壞工場出業の受刑者中僅か二、三名の輕傷者及擦過傷程度のもの二十名を生じた外衆情平穩なる事を得た。此間蒙つた建物其他の損害左記の通りである。

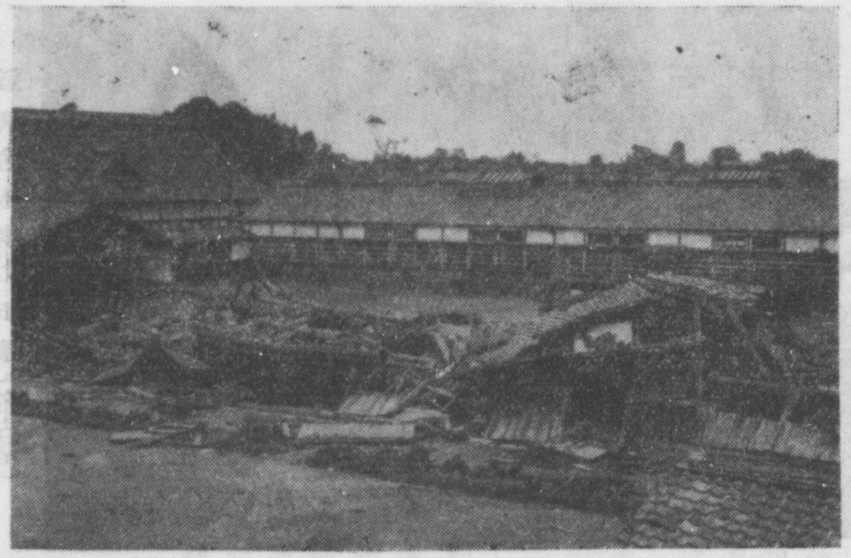
本所　第三、四工場倒壊

同　第一、二中門倒壊

同　木造塀　二一間

其他瓦破損、硝子障子破損、雨樋破損、外塀其他壁剝落、各官舍板塀倒壊、生垣破損、瓦破損、戸障子破損、木造門倒壊雨樋破損。

彦根支所　板塀全部倒壊、瓦破損、硝子障子破損、雨樋破損、官舍板塀全部倒壊、木造門全部倒壊、瓦破損、雨樋破損。



第三、四工場の倒壊（滋賀）

奈良刑務所

一、工場倒壊

第一工場西部木造瓦葺平屋建々坪四拾六坪一棟は長年月を經過したものであつたが今回の暴風激振に不堪、俄然倒壊したゝめ各柱、梁木屋根瓦、戸障子等殆んど粉碎した。

二、工場の破損

第二工場東部木造瓦葺平屋建々坪五十七坪一棟、第二工場西部木造瓦葺平屋建々坪八十七坪一棟は各柱及梁木等に縱裂を來し靜動加重に堪へざる損傷を蒙つた。

三、看守教習所兼演武場の損傷。

四、其他工場、舍房、廳舍、各倉庫官舍等全建物に亙り瓦、窓硝子、天窓硝子雨樋、板塀等飛散破壞。

五、電柱電線電氣器具類及水道裝置の破損。

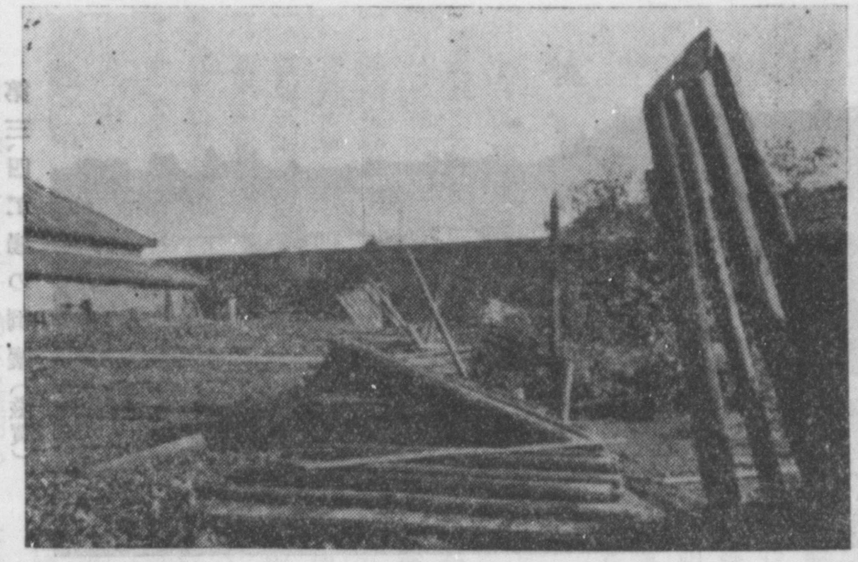
六、外塀及建物各室壁の墜落

名古屋刑務所

廿一日午前六時頃より風雨強く遂に全市一帶の停電となり、動力工場は全部休止し、交通機關杜絶の狀態に陷り、同八時頃より風勢最も猛烈に屋根瓦を飛ばし樹木を倒す等凄慘を極め同九時頃より稍々減退全く平靜に歸したるは正午であつた。當地測候所の報ずる處に依れば風速實に三十二米九にして大正元年九月以來の强風と云はれ市內の立看板、廣告塔は吹き飛ばされ倒壞家屋も亦尠からず、當所の如きは構內自轉車置場一棟を倒し其他板塀の倒壞、屋根瓦、雨樋、硝子等の損傷甚しく官舍も板塀の倒壞屋根瓦の飛散等同樣の被害程度であつた。

岡崎少年刑務所

同所被害の大要は電燈電話線の切斷、動力線の故障、居房、工場、教誨堂、教室、事務所、倉庫等の屋根瓦飛散し、各所硝子窓大破し演武場並官舍板塀約百四十間全部倒壞、井戸屋形二ヶ所、其他樹木燒却竈煙突等の倒壞あり、殊に瓦葺平屋建四十九坪の第五號工場は辛くも倒壞を免かれたが將來此儘に存置することは頗る危險を感ずる程度の損害を受けた。



避病舍板塀の倒壞（名古屋）

三重刑務所

廿一日の午前零時頃より同九時頃に至る間南々東秒速平均十四米、最强十八米雨量三十五ミリの暴風雨襲來し幸ひ人畜に損傷はなかつたが建造物其他に被害があつた。

一、裁判所留置場外塀高さ九尺長さ三十九間五歩倒壞、

一、本所外塀上塗壁面約四十坪及四日市支所同上二坪剝落、

一、第一工場第五工場第十工場及四日市支所舍房に於て天窓五箇所損壞、

一、本所及裁判所留置場の瓦約六百枚剝落破損、

一、同上雨樋約百間破損、

一、本所廳舍、工場、舍房、及倉庫等の窓硝子約六百枚破損、

一、本所構內外及官舍敷地內樹木約三十本轉倒。

岐阜刑務所

二十一日朝同地方は未曾有の暴風雨に襲はれ屋上の瓦又はスレートは所々剝離して飛散し電柱、樹木の折損する等心膽を寒からしめるものがあつたので、全職員は危險を冒して專ら收容者の避難と建造物の倒壞防護に努めたが漸次風力加はり、午前九時頃に至り工場、舍房方面の外壕壁が南西に亙り、延長百六十間並に工場と舍房間の區劃壕壁延長二十八間が殆ど同時に倒壞し更に高山支所に於ても同樣板塀十五間倒壞其他屋根瓦等剝離した。

關西風水害の特別表彰者

本年九月廿一日關西方面を襲ひし風水害に際し刑務職員にして克く任務を完ふし其の功勞顯著にして他の龜鑑とするに足る左の諸氏に對し本會は寄附行爲第五條に依準して表彰狀に金一封を添へ表彰せり

京都刑務所	看守部長	森下勇
同	看守	關內田吉太郎
同	同	茅野議平
同	同	茶園五平
同	看守部長	小牧祐二
同	同	田中直之
同	同	河合寬一
同	同	長山厚
同	看守	松村喜藏
同	同	福田益太郎
同	同	佐藤米次郎
同	同	三宅彌太郎
大阪刑務所	看守部長	松井岩多郎
同	看守	山本善四郎
同	同	瀨戶山祐利
同	同	南鶴太郎
同	同	山本喜代藏
同	同	浦野米司

以上

矯正図書館

第二十六回刑務官練習所開所式

第二十六回刑務官練習所開所式は十月一日午前十一時より刑務協會樓上に於て開催、正木、東兩司法書記官、芥川衞生官、金澤保護課長、黒川、船津、齋藤、平野、堀内各司法書記官、佐藤、岡部、吉田、谷内、小橋川各刑務所長、中尾、森口兩典獄補並に伊藤、大原兩刑務協會主事、印南於ㇾ吉氏等列席、伊藤主事の開會の辭につぎ、正木書記官より、岩松練習所長の代理として左の訓示があり、伊藤主事の挨拶で十一時半閉式した。

本日第二十六回刑務官練習所の開所式を擧行するに當り、行刑局長卽ち練習所長から各位に對し、訓示旁々一場の御挨拶を申上げる筈でありましたが、生憎局長は公用を以て北海道へ御出張中でありますので、僭越ながら私が代つて一言御挨拶を申し述べることにいたします。

刑務官練習所は今回第二十六回目の開所といふことになつてゐますが、事實はそれよりもずつと古いので、警察監獄學校と稱した時代から起算すれば約四十年の歳月を閲してゐるのであります。この種の施設としては、恐らく世界中何處を探してもかやうに古い歴史を有つてゐるものは唯の一つもないのであります。かくわが國は四十年間に亘つて刑務官の教育を繼續して來てゐるのであります。特に練習所となつて以來、昨年までの第二十五回目までは、各刑務所における入所志願者に對して試驗を行ひ、その中から比較的優秀な人々を選抜し、又朝鮮、臺灣からも選抜して、それ等の人々を東京に集め、毎年當練習所に於て、行刑に關する教育を施して來たのでありますが今年はやゝ方針をかへまして、從來の如く入所試驗に合格した人としては割合にその數が少く、僅に三十名にすぎませんん。これ等の人々は、全國三百二十名の志願者の中から拔群の成績を以て選抜された人々であります。その代り今年は、前例にないことでありますが、新に聽講生といふ制度を設けまして、現に今日御見えになつてゐますのが、男子十八名、女子五名の方々ですが、女子五名の中、二名は入所試驗に合格されてゐますから、受驗されないのは三名だけで、つまり都合二十一名といふ方々が、試驗を經ずして同じくこの講習を受けらるゝことになつてゐるのであります。右二十一名の方には試驗こそ受けられないが、何れも二十年以上も刑務所に勤務され、實地の經驗に於ては斯界のオーソリチーとも認むべき、尊重すべき方々であります。勿論試驗制度もいゝのですが、試驗に合格しないからとて必ずしもその人が實力がないとは申されないのです。或は文章が下手で自己の思想をうまく表現出來なかつたゝめとか、或は、いはゆる試驗運のないためとか、さういつた理由で入所に困難を感じてゐらるゝ人々も相當

ある道理です。しかもさういつた人々は多くは實務にかけては天下一品ともいふべき人々でありますから、かういふ人にこの練習所で更に教育を受けてもらつたならば、嘸立派な刑務官が出來るであらう、七千の刑務官の中さういつた人が二百人や三百人ゐない筈はない、といふので、今回全國の刑務所に對してその推薦方を依頼し、その結果右二十一名の方々が聽講生としてこの練習所に入所されることになつたのであります。試驗を受けて入所された人々は年も若く、比較的經驗の淺い方々が多いのですから、さういふ人々が多年の經驗を有する人々と一緒に講義を聽き、數ヶ月間の生活を共にするといふことは、刑務の實際について質問し、又指導を受くる上に於て何かと便益の多いことでありませうし、同時に多年の經驗者が若い人と一緒に新智識を獲得するといふことも最も願はしいことでありますので、その點、私共としても、學科と實地との相互扶助、相互增進的効果を深くも期待してゐる次第であります。

右の如く試驗合格者と聽講生と合せて五十三名になりますがその外に、朝鮮から十三名、臺灣から四名の方々が、ひとしく入所されてゐます。

次にこの機會に各位に御紹介いたしたいと思ひますのは、こゝには上田滿洲國行刑科長以下典獄長隨員の方々が御列席になつてゐられますが、今回滿洲國の刑務官七名の方々が當練習所に入所なされたことであります。御承知の如く滿洲國は建國以來未だ三ヶ年にすぎません。しかもその三年間の奮鬪努力は實に非常なものでありまして、國運の發展は日に日に盛んなるものがありますが、しかし御承知の如くこの國家は中華民國から分離獨立して間もないことなので、その傳統に於て未だ治外法權の撤廢を見てゐないのです。立派な獨立國でありながら、自分の國で完全な裁判が行はれないといふことが最も必要であります。外國人が監獄の設備等を見て、監獄があんな工合では、治外法權はまだ〳〵早い、といふやうなわけになり、この問題は行刑制度の權の維持されてゐるといふことは、その國が一種の劣等國視されてゐることを證明するに外ならぬものであります。そこで滿洲國當路に於ても、折角莫大の土地を擁し、新興國として起ち上つた面目にかけても、是非治外法權の撤廢を實現させねばならぬと大に努力されてゐるとのことでありますが、いかにもしかあるべきことゝ存じます。思ふに友邦滿洲國の獨立を援助し、且つこれを一番先きに承認した國はわが日本でありまして、實に兩國の間柄は脣齒輔車と申しますか、緊密不離の關係にあるのでありますから、滿洲國の治外法權撤廢についても、同國の獨立を援助したと同じ精神を以てこれに援助を與へ、以て同國法權の確立を期待するのが當然であると思ひます。ところが治外法權を撤廢するについては、それと最も關係の深い行刑制度の改善といふことが最も必要であります。外國人が監獄の設備等を見て、監獄があんな工合では、治外法權はまだ〳〵早い、といふやうなわけになり、この問題は行刑制度

に關係するところが、非常に深いのであります。恐らく滿洲國當局に於てもその點を考慮されてのことでありませう、今回七名の刑務官をわが國に派遣されて、當練習所に入所せしめ、愼重に行刑制度を研究の上、歸國後、自國の行刑制度の確立に資せしめやうとなさるといふことは、まことに當を得た處置と考へらるゝのであります。しかし滿洲國の刑務官各位としては、生活も異れば、言葉もよく通じないといふやうなわけで、何かにつけて嚊不便を感ぜらるゝことでありませうから、各位としても、遠來の客の立場を深く諒として、萬事に指導、援助を吝まれざらんことを特に私から希望いたす次第であります。さすれば恐らく半年後には、滿洲國の刑務官各位も、研鑽の功成り、立派な日本式刑務官として、歸國なさることが出來るだらうと信ずるのであります。右で今回の講習生は總計七十七名となり、昨年に比すれば十數名も多いことになるのであります。

以上で大體の報告が終りましたから、次に一言、私の所懷を述べて、各位の御理解を得たいと存じます。近時の世界の大勢を見まするに、何れの方面にも六ケしい問題が續出してゐるのでありますが私共の關係してゐる行刑事業に於ても、その思潮は混沌としてゐるのであります。殊にイタリーに於てファッショが起り、ドイツに於てナチスが擡頭してからといふものは、世界の刑事思想は、俄に混雜を極めてまゐつたのであります。御承知の如く、ファッショもナチスも專ら强權主義の立前をとり、一切の政治施設もそれに基いて工作を進めてゐまするので、今日のドイツ刑法の如き酷い法律が出來るのも或は已むを得ぬことかもしれませんしかしそのドイツに於てすら、いかなる囚人でも、改過遷善をなし得るものならば、出來るかぎりこれを改過遷善せしめやうといふ教育刑主義の根本思想には少しも變るところがないのであります。成程ドイツには、死刑の方法とか又は氣狂ひの種を絶やすために荒療治をするとか、隨分慘酷なこともありますがしかしそれ等の特殊なものを除く大多數の囚人に對しては、ワイマール憲法以來確定してゐる行刑法、――囚人を人間として取扱ひ、改過遷善の後、再び國家のために働かさしめやうといふ意味の條文を今日と雖もそのまゝに適用してゐるのであります。要するに强權主義のナチスと雖も、行刑即教育といふ根本思想はこれを行刑方面から撤退せしむることが出來なかつたのでありまして、政治關係や時代思潮の如何に拘らず、囚人の改過遷善といふことがいかに行刑の本質的要素をなすものであるか、といふことを裏書するものだと思ひます。

それについて私は、各位に對して一つの悲しい報告をしなければならぬことを甚だ遺憾とするものであります。これは當時新聞にも出たことでありますが、或地の刑務支所で、ある不祥なる事件があつたのです。元來今日の刑務官の頭には囚人に對し時として鞭の必要ありとしても、それは愛の鞭でなければならぬ、といふことが常にこびりついてゐる筈なの

に、意外にも、かやうな無理解な人々が現れるのでは、これを地方の一事件として輕々に看過しておくわけには行かないのであります。私共がどうか一人でも囚人達を善き道へ導いてやらうと努力してゐるのに、かやうな不祥事が勃發しては、かれ等に對し、いかなる影響を及ぼすでありませうか、何人にも直に判斷出來ることであります。まことに嘆はしいことであります。ではかゝる沒分曉の刑務官に對しては、誰れがこれを指導すべきでありませうか、以後斷じてかやうなことのないやうに、誰れがこれを監視すべきでありませうか、といふにそれは、當練習所に於て講義を受けらるゝ各位御自身並に各位の先輩諸氏としての當然の責任でなくてはなるまいと存ずるのであります。行刑にも學ぶべき科目はいろいろありませうが、根本觀念の把握を見失つたのでは、すべては殆んど無意味に歸するのであります。根本觀念とは申すまでもなく、行刑は愛の上に立たねばならぬといふことであります。極端にいへば各位は、學科は落第點をとつてもいゝから、先づ囚人に對する人間的愛を自己の中に十分に養はねばならぬのであります。人間改造といふ六ケしい事業もかくしてこそ出來るのである、と思ふのであります。何れにせよ、右の如き不祥事の再び出來することのなきやうに、各位に對し切望してやまぬのであります。

當練習所で講習を引きうけて下さる講師の方々には、何れも斯道の專門家でありまして、地方に在つては各位のとても接觸し得られない方々であります。さうした諸先生方について各位が直接講義を受けらるゝことは、各位の今後容易に得られぬ幸福な機會でありますから、絶大の敬意を以て御謹聽あらんことを希望する次第です。終りに臨み、來賓各位が御多忙中態々御臨席の榮を賜りましたことを深く感謝いたす次第であります。



第八回刑務教誨研究所開會式

第八回刑務教誨研究所開所式は十月一日午前十時より刑務協會樓上に於て擧行司法省側より金澤保護課長、正木、船津東の各司法書記官、芥川衞生官、岡部、吉田、小橋川の各刑務所長、本願寺側より岡部輪番、沼波淺草出張所長、高木執行、中神社會部長、高濱社會課長、英贊事、岩橋錄事、研究所側より後藤研究所長、富井、藤井、加藤、大村の各理事、香川主事、藤岡囑託、外に伊藤刑務協會主事參列、香川主事の開會の辭につぎ、後藤研究所長より左の挨拶をなした、

本日第八回刑務教誨研究會を擧行するに當りまして、行刑當局並に各講師の方々には御多忙中何かと御繰り合せ下され御臨席の榮を賜りましたることは、私共主催者側として此上もなく欣幸とするところでありまして、深く謝意を表する次第であります。

近時わが國の國力の發展、文化の向上は實に非常なものでありまして、今や世界的一大脅威として殆んど、前古未曾有の躍進的踏歩をふみ出しつゝあることは、われ〳〵國民としまして、御同樣まことに慶賀の至りに堪えぬところであります。それに伴ひ、わが國の行刑事業も、明治以來引續き向上進歩の一途を辿つてまゐりまして、今日歐米先進國に比し些の遜色を見ないまでに立ち至りましたることは、その方面のことに尠からず關心を有する私共としましても、不尠心强く感じてゐる次第でありまして、それにつけても行刑當局の並々ならぬ御苦心と御努力とに對しては、深く感謝に堪えない次第であります。殊に本年一月からは、わが國行刑史上に特筆すべき累進處遇令が實施されまして、行刑の教育主義といふことがいよ〳〵實際的に具體化され、同時にわが國行刑の根本精神が一層明確となり、名實具有の實を擧ぐるに至りましたことは、明治初年、わが行刑の搖籃時代以來、この事業に不斷の關係を保つてまゐりましたわが兩本願寺に於ても、衷心からの愉悦を禁じ得ない次第であります。

顧みれば、わが兩本願寺が、教誨事業に手を染め初めましたのは遠く明治五年の頃でありまして、その後神佛各派の人々も同樣この事業に從事さるゝことゝなりましたが、申すまでもなくこの事業は、一種特殊の教化事業でありまして、勞多くして酬ゐらるゝところ尠く、何分にも困難な上にも困難な仕事でありますので、他の方面の方々は、次第に一人手を引き二人手を引きして、明治十二年に初めて監獄規則が制定され、專任の教誨師を置くことゝなりました際に、教誨師は東西兩本願寺から出すことゝなり、爾來引續き今日に至つてゐるのであります。かやうに兩本願寺と教誨事業との因緣は實に久しいものでありまして、この古い傳

統と、その間、兩本願寺當局がこの事業のために多少共貢獻し又積み重ねて來た經驗とはまことに貴重なものといはねばならぬのであります。今後教誨事業が、時代の進運に伴ふて、如何に發展し又如何に新樣式を備ふるに至りましても、諸君としては、この古い傳統の下に、諸君の先輩諸氏が相承け相傳へて來た貴重な經驗と業蹟とは決してこれを忘れてはならぬのであります。諸君がもしそれを忘れるやうなことがあつては恐らく諸君の事業は、精神と氣魄とを失ひ、その職務に對しても自ら愧ぢなければならぬことにも立ちいたるでありませう。何卒諸君は深くこのことを心に銘し、諸君の先輩諸氏の良き後繼者として、先輩諸氏にもまさる一段の工夫と努力とを怠らないやうに特に御願ひいたす次第であります。

勿論教誨事業とても、時代の要求に應じて、これに適應し、進展して行かなければならぬことは申すまでもないことであります。近時行刑事業について、或は學術上に或は實務上にいろ〳〵な說が出てゐるとのことでありますが、同時に教誨事業に對しても種々な說のあることを耳にするのであります。時代の推移に伴つて之れ亦當然のことでありませうから教誨事業に從事する人々としては、又それ等の點に關する不斷の研究と判斷とを怠つてはならぬのであります。兩本願寺としても、夙にこの點を考慮してすでに十數年前から刑務教誨研究會なるものを設置し、例年東京に於て講習會を開催し行刑當局の御援助の下に、社會各方面に於ける知名の學者諸先生方を招聘して、講習生に對し、教誨事業に必要なる諸學科並に時代の進歩によつて要求さるゝ新智識等を習得せしめてゐるのであります。殊に近來わが國では、社會問題に關する議論が八ヶ間しく叫ばれ、延いては數刑務所に收容さるゝ人といふやうなものも多いはゆる思想犯人といふことゝなりましたので、講習會に於ても昨年から社會思想乃至社會問題に關する諸科目を多數差し加へ、思想犯人等に對する教誨にも、出來得るかぎり遺憾なきことを期すると同時に、累進處遇令の實施以來、人格の陶冶といふことが一層その重要性を加へてまゐりましたので、今回の講習に於てはその方面の效果をも十分に期待して、そのため多大の時間を割愛してゐるやうな次第であります。同時に累進處遇令實施の記念すべき第一年といふやうな意味で教誨學に關する諸科目をも多數に差し加へまして、幾分なりと行刑當局のさうした方面の御期待に副はんものと窃に心がけてゐる次第であります。

更に例年この研究會を開催いたしまして、諸君を遠方からわざ〳〵東京へ召集し、又やゝ長期に亙つて講習を開始いたす所以は、右申した教誨に關する諸學科、新智識の習得といふことがその根本目的であることは勿論でありますが一面には、日本の中心たるこの東京に在つて、諸君をしてわが國の政治、經濟の狀態乃至發溂たる文化生活等に直接接觸せしめ、諸君の胸懷に一きわの生氣を呼び起さしめやうとの意圖も存してゐるのであります。ですから毎年開會期間中は、講習生

をして教誨事業に關係ある各種の社會事業は勿論、その他各般の文化施設等を歷訪せしめ、以てその見聞を擴め、敎化意識を長養せしむることに努めてゐるのでありますが、本年もこれ等の點に注意を拂つて、出來得るかぎり汎く、有益なる諸施設を見學していたゞくやうな方針でゐますから、諸君も、兩本願寺の存意を諒として、その方面のことにも努力を吝まれないやうに特に希望いたす次第であります。

最後に諸君に一言申上げておきますが元來敎誨に對する方法は、いろ〳〵な方面から觀察することが出來、從つて人によつてその考へ方にも自ら差異のあることは免れないことであらうと思はれます。その人の地位なり、見識なり、又經驗なりによつて考へ方が變つて來ることは當然に想像し得ることであります。東京に於ても諸君の先輩たる各敎務主任によつて、夫々異つた見方があるでありませう。これはむしろ當然のことであります。從つて諸君が歸任後各自の職務に從事さるゝについても、或は諸君の先輩の考へ方と諸君の考へ方とが異るやうな場合があるかも知れません。諸君の是とするところを諸君の先輩は非とするといふやうな場合があるかも知れません。しかしさうした場合、諸君は、かやうに異つた考へ方があるからこそ、研究の必要があるのだ、といふことを先づ知らなければならぬのであります。實はこの研究會を開く根本趣旨もその點に存するのであります。必ずしも自分の考へ方のみがよいとは限つたものでありません。敎誨といふことは、その人の智識、見識、經驗、能力、人格といつたやうなものゝ綜合的效果に待つて始めて十全を期し得べきものでありまして、理窟だけで出來るものではありません。一人の生命には限りがありますが敎誨事業そのものは、今後幾十年と長期の生命を有するものでありますから、その點を深く考慮して、異つた考へ方に對しても、自己を空うしてよくこれを研究玩味し自分の考へ方も或はこれを先輩、同僚等に訊して、獨斷に陷ることを避け、以て結局に於て敎誨の效果十分に擧ぐるといふことを目的として努力されたいのであります。時代の思潮の流れによつて敎誨の方針にも手心を加へなければならぬことがありますので、それ等の點にも深く注意を拂つて、常に大局の見地に立ち、不斷の研鑽を怠らぬやうに希望いたします。右開會式に當りまして、一言所懷を申し述べた次第であります。

次で正木書記官は、岩松行刑局長の代理として左の訓示を行つた。

今日は行刑局長から各位に對し御挨拶がある筈でしたが、生憎局長は公用で北海道地方を御旅行中でありますので、僭越ながら私が代つて、一言御挨拶申し上げることにいたします。

刑務敎誨研究會は今年が第八回目の開會なさうでありますが、この會の第一回目、第二回目、第三回目の頃は、丁度私が敎化主任官をしてゐた折でしたので、私としても思出深いことなのですが、今日圖らずも當時を追想いたしまして、私の眼前に髣髴として浮んでまゐりますものは、故河野純孝氏の面影であります。河野先生とは私が敎化主任官であつた關係上御近づきになつたのでしたが、何といひますか、かう非常に朴訥で、口不調法な方で、時折私の家で讀經を上げていたゞいたりしても、御世辭にも御上手とは申し上げられないのです、尤も私は僧侶ではありませんので、讀經の技術上の巧拙については、何ともはつきりしたことは判りませんのですが、素人耳にもあんまり御上手の方とは受けとれなかつたのでした。それにも拘らず、私は先生に御目にかゝる度に、先生の人格から滲み出て來る、何とも知れぬ一種の力に打たれるのが常でした。殊に當時、私はまだ三十そこ〳〵の若僧で、敎化主任官なんて自分でも氣恥かしい位だつたのですが先生はお前のやうな小僧に何が分るものか、といつた素振りはけぶりにもなく、何處々々までも親切に、懇篤に、この年若く經驗の淺い私を指導、啓發して下すつたのでありまして、その先生の溫情と人格とは今なほ私の感謝して忘れ得ないところであります。その後先生は老齡で退任を望まれ、今の豐多摩刑務所の附近に隱棲さるゝことになつたのでしたが、いま先生に去られたのではこの若僧の敎化主任官が何とも足掻きがとれなくなりますので、折角隱居所まで作つたのだから、この際是非辭めさせてくれ、と仰つしやる先生に、私はたつてお願ひして、いや先生の御新宅にはこの私を入れていたゞくことにして、先生には何うかもう少しの間、つとめてゐて下さい、といふやうなことで、殆んど强制的妥協の下に早速私が先生の御宅に借主として一番乘りをするやら何かして、その後數ケ月間先生にゐていたゞいたことがありました。私はこの家では先生と御隣りづき合ひで、日夕先生に親炙し、先生の御亡くなりになるまで心からの御交際を願つたのでしたが、その間私は、只の一度も先生から宗敎の話や阿彌陀樣の御話を聽かされたことはありませんでした。それ等の御話は承らなくとも、しかも私は、日常生活に於ける最も不用意な先生の動作譯常茶飯事を語るにすぎない先生の片言隻語、それ等の中から、私は私共の眞に學ばねばならぬ多くの敎訓を受け取つてゐたのであります。前にも申す如く當時私はまだ年が若かつたので、學生上りの多くの人がさうであるやうに、坊さんならば御說敎がうまいとか、或は理窟や文章が達者であるとか、さういつた人がやはりエライものと考へてゐたのでしたがしばらく先生の人格に觸れてゐる間に、次第々々に私の考へがいかにも幼稚未熟のものであるといふことが分つて、無言の敎化こそ眞の敎化であるといふことにやつと眼が開き、同時に先生の如き人こそ眞の意味の敎誨師であると深くも痛感するに至つたのであります。

爾來私は引き續き行刑事業に携つてゐますが、少くも敎誨に關しては、その昔河野先生によつて植ゑ付けられたこの人格の力、無言の敎化といふことが、私の支配的觀念として殘つてゐるのでございます。敎壇で御說敎をし、文章で訓話を

述べる、それも勿論結構なことではありませうが、根本的には飽くまでも教誨師その人の人格でなければならない、教誨師その人の人格の力が如實に具現されてそこに始めて教化の美しい實が結ばれるのであるといふことを私は今日確信して疑はないのであります。教誨について囚人の書いたものなどを見ますと、よく教誨はつまらぬといふやうなことをいつてゐます。殊に思想犯人などに對しては教誨がいか程の力を有つものか、不審疑つてゐる人もあります。かうした問題は勿論われ〳〵としても輕々に附してはならぬことですが、しかし受刑者に對して人格の力がいかに反映してゐるかといふやうなことは決して統計的に判ることではないのです。統計的につかめない故に、一般世間としてはやゝもすれば、教誨の效果を認むることに吝かとなるのでありませうが、一面からいへば、その效果を適確に認め得ない程に、その力——人格の力といふものは微妙にして且つ大きいものであるともいへるのであります。

私がかやうに申すのは、釋迦に說法でもありませうが、決して各位に對するおべつかではありません。各位はまことに物質的にも效果的にも酬ゐらるゝことの少き仕事に專心從事されてゐるのでありまして、その點私共としましても滿腔の同情を表してゐるのであります。各位の中にも或は私共俗物と同じく、現實生活の豐富さを希ひ、自己の地位の低くしてしかも緣の下の力持といつた仕事をしてゐるのを不滿に思はるゝ方があるかもしれません。若い人には有り勝ちのことで私共の經驗からいつても決して無理とは思ひません。しかしわが河野先生となると、さすがにちがつたもので、下積結構緣の下の力持結構、唯人が少しでも自分の眞似をしてくれゝばいゝ、といふ高い心境にまで達してゐられたのでした。累進處遇令には「責任」といふことがよくいはれてゐますが、先生のやうな高い心境に達した人には、かやうなことは、白雲の動くが如くに、無心にして且つ自然に出來ることゝ思ひます。

私は佛敎徒でありませぬから、每朝御念佛は唱へません。しかし私はかういふ人生觀を有つてゐます。どうかして人の迷惑となることをすまい、約束は必らず守らう、人の忌がることは出來るだけ避けやう、人に後指をさゝれるやうなことは斷じてすまい、と及ばずながら私は、かうした人生觀を以て、每日の自分の行動を自分で監視することに努めてゐるのですが、この心持ちを以て私は每朝ラヂオの聖典講義を聽いてゐます。聽いてゐるとなか〳〵面白いのです。聖典講義の中には私の考へてゐるやうなことが皆出て來るのです。歎異抄の講義も聽きましたが、私の淺薄な人生觀が、昔のエライ坊さんの說かれた敎義と全く一致してゐるのを知つて私は實に愉快になつたのです。私は宗敎のことは何も知りませぬがかりに私が一人の囚徒であるとしましてさて親鸞聖人が私に向つて、御前は念佛の唱へ方が下手だから救はれない、とは仰つしやらないだらう。人に後指をさゝれぬやうにさへなれば必ず救はれるだらう、とかう仰つしやるであらう、と私が考へたとしても、人は納得してくれるであらうと思つてます。

單に敎誨が技術的に巧みなだけでは囚人は導けないと私は思ひます。御說敎の巧拙ではない、敎誨師その人の人格の力愛の力、日常の行動等が囚人を動かすのであると私は考へてゐます。滔々千言萬語を陳ねなくとも、あゝ今日も亦あの方の御話がある、と囚人たちに迎へられるやうになれば、それで敎誨の目的は立派に屆いてゐるのだと私は思ひます。私のドグマかもしれませんが、宗敎も敎誨も結局こゝまで來なければウソだと思ひます。宗敎なるが故に唯有り難いといふものではないと思ひます。要するに人間は自分は勿論惡い事をせぬ、人にもさせぬやうにする、理窟でなしに、これを日々の生活に於て實行する、といふこの平凡で卑近なことが、結局宗敎的精神の極致ではあるまいかと私は考へてゐるのであります。

數年前のことでしたが、練習所が終つて、この下の部屋で送別の宴みたいなものが開かれた折、ある方が可なり御酒をめし上つて、氣焰萬丈といつた形でしたがすると、今後囚人を改心させやうといふやうな六ケしい仕事に從事する人は、先づその元氣、々々々といつた風が肝かんつたのでした。私はこれを聞いて實に苦々しく感じたのです。勿論酒席に於ける一場の戲言にすぎないとは存じますが、しかしかうした考へは間違つてゐると思ひます。申すまでもなく酒のために罪に墮ちて行く人は澤山にあります。苟も敎誨師であるなれば、酒をやめよ、私も好きな酒をやめるから御前もやめなさい、と身を以て囚人に誨へるのが本當だと思ひます。祖道の宴だけは酒にさゞめきつゝ別れても、一旦任地についた以上この決心を以て仕事に當るのが本當だと思ひます。煙草とても同じことでせう。かく酒や煙草の刺激で元氣を呼ぶのは愼しむべきことだと思ひますが、といつて、反對にグルーミーで引込思案になつては勿論いけないのです。敎誨は何處までも明るく朗かな氣持で情熱を伴はなければならないのであります。唯酒や煙草の刺激によつて元氣を出すといつたやうなことは出來るだけは避けられたいと思ふのです。先刻後藤所長の御話にもありましたやうに、累進處遇令の實施によつて、敎誨はその軌道に乘つて來てゐます。そしてその軌道の精神は結局「責任」といふことに歸着するのですが、この責任觀念がやがては信念を作り上げて行くのであると思ひます。人と約束したこと、賴まれたことは萬難を排しても必ずこれを實行する。そして人の鯁骨をあばかない、人の幸福を害しない、といふこれが責任觀念の妙味の存するところであります。同時に宗敎の方でいへばこれが信念ともなりませうし、更に進んでは信仰をも生むのであらうと思ひます。

次に私はこの機會において、先輩の方々に一言御諒解を得ておきたいことがございます。私は從來累進處遇令等に關していろ〳〵なものを書いてゐますが、それ等に於て私は從來の如き他力的改善主

義を捨てゝ自力的改善主義によらなければならない、といふ意味のことをしばゝ〳〵申してをります。ところがそれに對して、一部の宗教家の方がある誤解を抱いてゐらるゝかに聞いてゐます。宗教の方で眞宗は他力本願であり、禪宗は自力本願であるといふことは私も承知してをりますが、私が毎朝ラヂオで聖典の講義を聽いたところによりますと、眞宗の他力本願と私の申す自力改善主義とは、少しも違つてはゐないことを發見したのであります。宗教で他力本願と申しても、自分はどんなことをしてもかまはぬ、唯御念佛を唱へ、阿彌陀樣にすがり、親鸞聖人を拜んでさへゐればそれで人生が明るくなる、極樂往生が出來るといふ意味のものではあるまいと思ふのです。ところが田舍などに行くと愚かにもそのやうな考へを有つてゐる人がまだ〳〵澤山にあります。現に、御寺詣りをするために他から金を盜んで來て御賽錢にする、といつた犯罪が相當多いのです。泥棒した金で御賽錢を上げたのでは祖師も御喜びにはなられまいと思ふのですが、それでもその人たちは他力本願で極樂往生が出來ると思つてゐるのかもしれません。他力本願も一つ解釋を誤るとかうした結果にもなります。祖師とても、阿彌陀樣にして、それにより自分の力を生み出し、それによつて自分の心の汚れを洗ひ、眞直な行ひをして行くことに努めてこそ、滿足さるゝにちがひない、と私は考へてゐます。ですから眞宗の他力本願も私の申す自力改善主義も結局は同じことだといつた犯罪が相當多いのです。泥棒した金で御賽錢を上げたのでは祖師も御喜びであります。私が他力改善主義を捨てゝ自力改善主義によれ、と申すのはその意味に外ならぬのであります。この研究會は教誨方法について種々分科的に研究されてゐるとのことですが、本願寺で作られた『平明の理論』といふ書物も拜見しましたが、結局右の說と一致するものではないかと考へられるのであります。理論や學說やはいろ〳〵あり、又勿論傾聽に値することではありませうが、囚人の敎化といふことについては、根本は一つところに歸着するものであると思ひます。

最後に東西兩本願寺が、明治初年以來わが國の行刑に對し盡された御功績については、今更喋々を要しないところでありまして、精神的にも物質的にも多大の犧牲を拂はれ、しかも些の不平不滿も有たれず、囚人の改善といふ最も困難な事業に終始かはらず御盡力下さいましたことは、私共の深く敬意を表し、又感謝の意を表するところであります。右甚だ雜駁でドグマ中心の御挨拶を申上げ、恐縮に存ずる次第であります。

最後に金澤保護課長は來賓を代表して左の祝辭を述べ、終つて香川主事の挨拶にて十時四十分閉式した。

本日第八回刑務敎誨研究會を開催さるゝに際して、私共が御招きにあづかり、この席上に於て祝詞を申し述ぶることを得ますのは、私の大に光榮とするところであります。

私は行刑については、殆んど門外漢と申してもよい位のもので、現にその方面の實務に當つてをられ、申さば專門家である方々の前で、行刑の御話をいたすなどゝはまことにおこがましいことでありますので、極く簡單に所感を申し述べます。今日の行刑の重點が敎育刑主義に存するといふことは、もはや異論のないところでございませうが、その目的のためには刑務所としての主なる仕事―戒護、作業、敎誨この三方面の仕事が互に一體となつて囚人の改過遷善に努め、その社會適應性を更新せしむるといふことが最も願はしいことではないかと存ずるのであります。ところが戒護といへばいかにも行刑の第一線に立つてゐるやうに思へますが作業、敎誨となりますと、何やら銃後の人、非戰鬪員といつた感じがいたすのであります。これは行刑事務の性質や組織から申せば、これは寧ろ當然なことではありませうが、しかし又一つ見方をかへれば、右のやうな差別觀は全く無意味のもので、眞に囚人を改過遷善せしむるためには、戒護も必要であり、作業も必要であり、勿論敎誨も必要であるのであります。而して、その間些の徑庭するところはなく、三者みな同一の重要性を有つてをり、その三位一體の働きが完全に行はれてこそ、行刑の效果は十二分に擧がるのであります。行刑の重點が敎育刑主義に存するといふことは左程重要にして且つ有意義なものとは存ずるのでありますが、各位が日々の事務が相當多端なる上に、自己の榮達を顧みずして專に人を救ふといふ尊貴な御心持で、この仕事に專念從事さるゝといふことは、私の衷心から敬意を表してやまぬところであります。大體囚人といふものは、累犯者などになると殊にさうですが、多くは意志薄弱で、いはゆる堅忍不拔の精神を缺いてゐるといふのが普通であります。それがために社會各般の事情に左右されて、思はずも罪に墜ちて行くといつたことになるのであります。申さば信念の足りぬことが多くの場合犯罪の原因となるのでありますから、敎誨の眼目は先づかれ等に信念を作り上げてやることに存するのではないかと思ひます。信念といひましても、何か賴るべき對象がなければならぬことですから、その意味で宗敎は有り難いものであると思ふてゐます。私は常々信仰を有つてゐる人程幸福なものはないと考へてゐます。いかなる宗敎であれ、それによつて信仰を得られさへすれば、どんな場合にも安心立命の境地を見出し、短き人生を最も有意義に送ることが出來るのであると思ふてゐます。迷妄の結果、邪路に踏み込むといふやうなことは決してないのであります。一般の人々がうした信念を有つことが出來るならば、人生はさぞ明るくなる

であらうと存じます。先刻正木書記官の御話に、教誨は人を救ひ導く仕事であるから、その人の人格といふことが最も大切な要素である、といふ御話がありまして、勿論それに相違ないと私も考へてゐますが、しかしこれとても結局は信念の問題になつて來ませうし、内に勤ずることなき信念あつてこそ、いはゆる言訥に行ひ敏なる人格が輝き出で、それによつて始めて教誨の美果も結ばれるのであらうと考へるのであります。

その意味に於て宗教家たる各位が、この二ヶ月間、各自の信念の下に、教誨に關する諸學科、新智識等を習得され、一方社會各般の人物並に文化的施設等に接觸、見學さるゝことによつて、益々自己の人格の陶冶に努められ、以て將來各位の神聖なる天職に從事さるゝ上に於ての有意義にして有益なる準備をなさるゝといふことは、各位自身にとつても又受刑者にとりましても、非常に幸福のことゝ存じます。何卒その御つもりで各位は身を以て受刑者を率ゐる底の大覺悟の下に、講習期間、折角御精勵御努力あらんことを希望いたす次第であります。謹んで年若くして將來ある各位の前途を祝福し、聊か蕪辭を陳ねて祝辭に代へた次第であります。



練習生見學記

小菅刑務所見學記

中島末義

十月七日、昨夜來氣遣れた雨模樣は今朝に到るも尚晴れやらず、おし被つた樣な雲間より大都の空にしとしとゝ秋雨が煙つてゐる。今日は入所以來最初の見學のことゝて一行（七十六名）は異常な期待と見學欲に唆られ乍ら蕭條として降りしきる冷雨を侵して目指す小菅刑務所に到着したのは午前九時四十分であつた。かねて名に聞く當所、今その奇妙な形をした天に沖する見張塔の眞下、廳舍前に立つた吾々一行の探心は既に所内深く吸ひ込まれてゐるのであつた。程なく氣持よい事務室の廊下を通り抜け案内されたのは如何にも明るい、廣い、美しい教誨堂であつた。正面に安置された佛像に暫し默禱を捧げるとき何かしら清淨なそして莊嚴なものが胸にこみ上げて來るを覺え肅然として襟を正したのであつた。やがて木下用度主任殿より當所の沿革、其他概況に就いて説明あり、それによると明治十年西南戰爭の際囚人激增し此所に收容したのが始りで當時は刑事局の所管であつた。明治十二年に到り東京懲治獄と名稱を改めたが當時はまだ内務省の所管下であつたとのことである。其後明治四十五年に到り改築されたが不幸大正十二年のかの關東大震火災に遭遇し甚大な損害を被つた爲翌大正十三年四月復舊工事に着手昭和四年十月に到り始めて今日の如き現代行刑建築の粋を集めた現刑務所の竣成を見たものでこの復舊工事に要した總工費百四十一萬一千圓とのこと、以つて當所が如何に堂々たるものかが窺はれるのである。總面積六七、二九〇坪、建物延坪五四、三六五坪、建物敷地一一、一七〇坪。本日現在の收容者總數一、一九名、その刑期別の主なるものは無期が一六八名、十五年以上が一七〇名、十五年以下一八八名十年以下四一八名（以下略）此の外被告人が六〇名含まれてゐる、尚之を犯罪別に見るとき一番多いのは强盜の三一九名、殺人の三一二名が之に次ぎ以下窃盜放火詐欺の順とのことであつた。受刑者の處遇は累進處遇を實施されてゐる結果今日現在の各階級別人員は一級一九七名、二級二八〇名、三級三一一名、四級二〇六名、考査級三四名其の他が九三名あり、夫々階級に應じ決められた處遇が行はれてゐる。尚當所作業は官司業を主とし昨年の作業收入の如きは六七〇、三五四圓の多きに達してゐるにも不拘、尚且昨年は七十萬圓の收入を擧げ得なかつたのは遺憾であるとの御説明を拜聽するとき如何に當所が作業に向つて全力を集注せられ且つ、甚大の努力を拂はれてゐるかが充分察知されるのである。其他種々興味津々たる説明に一同我を忘れたがやがて之が終ると共に西看守長殿の案内説明により構内の參觀が始められた。先づ通されたのは雜居房、そ

當所構内を流れる一流の河あり、所外の綾瀬川に續いてゐるもので此の流れより用材を搬入するとのこと、この河の兩岸の堤には如何にも古木を想はせ當所往古よりの幾變遷を物語りげな櫻木が多く見受けられた。此處は往時小菅御殿と稱せられ德川家の別邸として一時壯觀美麗を極めたとは案内の西看守長殿より設明された。次に醫務室、それから各事務室食堂、休憩所等案内され最後に當所の見張臺三角塔に上る、此處は地上八十尺の所にあり、眼下所内が一目瞭然として雙眸に收めることが出來、尚近く荒川放水路を隔てゝ大東京の櫛比せる建物が模糊として遙か遠くまで續いてゐる、「今日若し天氣であつて吳れたらなあ！」とは期せずして洩した一同の嘆聲であつた。

以上で恙なく見學を終へた一行は食堂に通され此處で少憩後、心の籠つた中食の御馳走を頂いた。中食後二班に別れ先づ一班は次の目的地たる眞哉會の見學へと向つた。

最後に一言したきは、今日の見學に於て何よりも力強く印象付けられたのは總體を通じて先づ『明るい氣持よい』行刑であると云ふことである。建物然り、職員の方々また然り。しかして所内の秩序整然として物品またよく整頓され、受刑者もまたよく各自に課せられたる作業に向つて營々として仕事を續け、そこに少しの不平不滿らしそうな動作擧動の見受けられる樣なことはなく生々として明日の希望に燃えつゝある樣を目擊したときこれこそ今日我國行刑のモットーとする『明るい行刑』を力強く直感され印象付けられたのであつた。深い期待を以つて見學の第一歩に足を踏み入れた當所、果して豫想以上の結構な諸施設、理想的な行刑を見せつけられた吾々は、これでこそその名に恥じざる當所であると云ふことを無言の中に力強く裏書きされてゐることを知つたのであつた。かゝる名實具り近代的、典型的行刑の實を擧げつゝある當所を我行刑界に持つことは如何にも

れから獨居房、何れもその設備の立派さには一驚を喫した。かゝる完備せる設備の中に日夜處遇されつゝある收容者こそ實に幸福と謂はねばならない。各舍房の中央又は見易き所に、色別に印刷された「反省ナキ生活ニハ進行ナシ」「反省ハ更生ノ第一歩」「恨ムナ憎ムナ省ミヨ」「責任ハ最後迄」「不平ハ曇ル感謝ハ晴レル」「姿ニ鏡心ニ反省」「克己ニ勝ル自愛ナシ」「百薗言ヨリ無言ノ反省」「克己ト反省ハ更生ノ父母」等々書き出されたるポスターが貼付されてあるのが一同の目を惹く。それより機織、鍛冶、印刷木工と次々に各工場を案内されたが、何れもみな獨立して堂々たる工場を爲すの觀あり、その間に立つて各受刑者が更生の念に燃え乍ら各自の課せられたる作業に忙しく立働いてゐるのを見るとき如何にも力強くもまた賴母しく感じさせられる。かくした所にこそ行刑最後の目的たる犯人改善の實が擧げ得らるるのであらう。

力强く吾人は聲を大にして海外に迄誇り叫びたいと云ふ强い衝動に驅られた。吾々は今日の見學に於て得たところ多大にして當所を模範とし、基礎とし更に明日の行刑に向つて精進しなければならないことを强く意識させられた。

こゝに到る迄の當所職員の方々の並ならぬ熱意と勞苦、更に收容者に到るまでの一致協力のその眞摯な努力に對し深い敬意を捧げると共に本日の見學に於て寄せられたる幾多の御好意に對し一同に代つて厚く感謝の意を表するものである。

（終り）

眞哉會見學記

葉賀高士

寄宿舍第二號室の前には一匹の猿公が居る。每朝每夕茶目振を發揮して私等の徒然を慰め又笑せてくれるのだが、雨が嫌ひなのか今朝は屋根の下に丸くなつて眼ばかりぱち〳〵させて居る。最初の見學日だといふのに昨夜から降り出した雨が止みそうにもない。拾月六日午前八時三十分千住新橋集合のはずだつたが降雨の爲め淺草雷門驛に變更せられた。

九時十分練習生七十數名を乘せた電車は約二十分で小菅驛に到着した。小菅刑務所見學の後晝食を御馳走になり十一時半より二組に分れて愈々目的地たる眞哉會を見學するのだ。

彼の立派な小菅刑務所を出所した人々は何處へ行く？ 私等は直感する、偉大な所からは偉大な處へ！ 立派な建築物からモダンな保護會の御世話になるだらう事を。

小菅刑務所から徒歩で約三十分の後到着した。驚いた事には想像と全く反對だ。是れが又彼の小菅を出所した人が保護を受ける所なのかと！ 入口には眞哉倶樂部と印した縦一尺巾四寸位な極めて質素な札が掛けてあるのみだ。しかし一度其の內容を見學した者は等しく敬服する事だらう。建物ばかりが偉大で、內容が又空虛で、殺風景で見榮ばかりのものが實質的であるか、小さくとも着板が貧弱であるとも內容が充實し保護の目的を實徹して居るものが形式的だと謂へやうか。

眞哉倶樂部と書かれた表札が其の內容を物語り何となく奥床しさと魅力を持つて居る。

保護會は釋放者の保護を爲す所では有るが、如何にも私は保護するものであるぞと公表して居る感があり其處に言ひ難きギゴチなさがある樣だ。然し此處では倶樂部と銘打つて如何にも軟かく親切味があり其の內容に保護の目的を最善に表現して居るではなからうか。

先着の組が本會の主事横田藤太郎氏より說明されて居るので私等は此處で小憩する。

本會の被保護者らしい四十歲前後の勞働者風の男が私等を見てピヨコンと挨拶した。そして懷しそうに休憩甲の練習生

を見つめて居る。炊事當番らしい六十歳前後の男が釜を洗つて居た。其の男は約六年前小菅刑務所を假釋放になつたとかそして本會の御世話になつた者であるとの事である。本會の保護を受けて五年間に二町餘りの土地を買つた感心な者が居ますよと話して聞かせた。

私は一人で食堂に入つてみた。更生に保護の杖、門出に保護の光、更生の曉保護の明星、等新たな記憶を呼起す司法保護宣傳ポスターが體裁良く掛けて有つたが被保護者が毎日之を見るのは一面に面白くない感情を抱かせるものではなからうか。然し整頓し完備せる食卓と設備には感服する。本會の規則及役員の教示を確保すべき事、品行を正しくし職業を勵み獨立自營の心得あるべき事等十數項に亙りて本會舍生心得が貼付けてあるのが目につく。やがて一組が終つて私等は二階の廣間に案内された。其處で茶菓を御馳走になりつゝ本會主事横田氏より起源及沿革、直接保護收容者二五名、間接保護者三七三名、一時保護件數三一四件、職業別或は釋放刑務所等の統計或は又保護に關する意見等詳細に亙つて說明を受けたのである。私の本會を觀たる特徴を擧げれば

(一)警察官署との連絡が殊更に行屆いて居る點、一例を擧げれば警察官署より嫌疑を受けて調べらるゝ時は必ず主事の意見を警官は聽く。又本會が直接間接に保護した人が調べらるゝ時は本會の名を以つて呼出す爲めに第三者より前科者の疑を掛けられぬ事等

(二)直接被保護者は本會が彼氏等自身の生活場にして成る可く此處の職員は干涉せぬから働くも、遊ぶも、全く自由である。從つて保護會が第二の刑務所であるといふ觀念は毛頭ない點

(三)最も不安を感ずる事であらう事の就職口は完全に近きまでに世話されて居る事し又比較的長期刑釋放者なるが故に職業は刑務所で克く訓練され熟達して居る點

(四)獨立獨行自立自營の精神が此の修養場で不知不識の間に習得され大底直接保護から間接保護に移る間近々二三ヶ月にて一家を構へ且つ每月二回位の集會には會長及主事が招待されて懇談會を開催する點

(五)殊に本會主事は保護に關して他に見られ得ぬ熱心さが溢れて居る點等である。

大東京の一角に小さいながらも內容の豐富と保護の充實した此の一保護會を見學する事を得て小菅刑務所見學と共に本日の二大收獲であり吾等が好資料と爲し得た事を感謝し紙上を以て世話係大森氏に謝意を表す。

午後三時自由解散。

千住新橋電車停留場より大木戸までやがて暮れんとする秋の雨中の都を眺めつゝ寄宿舍に歸つた。

猿公はねぐらに入つたのか姿が見えない。(終)



讀者の頁

⊙看守の修養時間

高知筒井春重

世の文明に伴ふて、種々雜多な智能的犯罪の續出を見るは甚だ遺憾とする處である。勿論、社會防衞の爲めには之を監獄に排出するは止むを得ざる事である。爰に犯人の改善を施さねば、犯罪は走馬燈の如く繰返へさる事は事新しく謂ふ迄もない。幸にして行刑に改善主義が擡頭し刑の教育化が生れ、威嚇應報は取除けられ、累進處遇に次で囚人自治制迄も設けられ、是が改善に努めつゝあるは眞に喜ぶ可きである。然るに、目的主義の核髓たる教育的機能の不振の點より觀れば我が行刑は不具の狀態にある。

吾人の對照とする、斯の鋭き警察網を潜る奸智に長けたる受刑者は現行々刑に對して如何なる感を抱くだらうか。

私達は晨に星を戴きて出務し、夕に月を踏んで我家に歸り、家族中笑顏の食卓を圍む如きは稀に、況んや親しみの親や最愛の子供の顏さへ見る事は殆どなく、週々見んとすれば無邪氣に眠むる寢顏のみ。斯く不眠不休の激務に盡粹する爲め、社會報道機關たる新聞すら看讀する暇もなく社會とは全く隔たり、世事に暗くなる。之を以て「官吏タルモノハ世事ニ通曉シ世道ノ指南タルベシ」との本分を全ふする事が出來得るや否、世の文明に後れ勝ちなる私達は、受刑者をして、全く社會知識拂き、單なる傀儡師の如く侮り、或は牢番の如く嘲けり、其境遇に迄及んで罵倒する、眞に慷慨の至りではないか。

其反面に前否を悔い人倫に蘇へらんとするものは「吾れを救へよ更生の道を教へよ」と迫輝きを與へよ更生の道を教へよ」と迫る。私達は飢へたる乳兒に母として與ふる乳房なく、教化を與ふる資料なきを如何にせん。

先決問題として私達は國家に對し宜敷く修養時間を與へよと要求せざるを得ぬ。

各官廳は統制的に八時間制度を採つて居るが爲め、所屬の就業員は修養時間も豐かなれば休養も自由であるに伴ふて之が知識は社會の進歩と共に發達する。刑務所と雖も等しく八時間制度は採りつゝも其の實質は、僅か事務官吏のみにして戒護官吏としては只形式あるのみ。況んや監獄が刑務所と變り監獄官が刑務官と改稱される現今、苟も行刑の重責を双肩に擔へる、吾人の勤務時間に斯く差別を付するは不穩當でなくて何であらう。一般官吏執務時間の統制及び刑務官同一體の原則より觀て餘りにも心善き感を抱くまい。

戒護官吏と雖も事務官吏に準じ、八時間制度を採らしめるのは統制上より見て最も公平なものではあるまいか。之が實現するに及ばゞ自然に修養時間は捻出さ

れ、行刑の淵源たる諸科學の研究は日に〳〵進歩し社會狀勢は綽々として其の知識を吸集し豐富なる材料を得、受刑者に對する教育者たる立場は明らかとなり、敎化の徹底を期し、社會防衞作用の端緒は繙かるゝ、如上吾人使命を盡さんが爲め爰に八時間制度の實現を願ひ、修養時間の捻出を祈る事として筆を擱く。

⊙未婚刑餘者の妻帶に就ての愚感

長野　大日向生

今年一月一日より實施の累進處遇令が新聞紙上に發表され社會人心が行刑に對し驚異の眼を以て其成行を重視し居るとき、過日の當地方新聞の三面記事の見出しに、大きく『刑餘者の妻帶を理解ある女囚から』と題して在つたので私は興味的好奇心に、かられて讀んでみた。

其内容を概略すれば「當地方聯合保護會では繋放者の更生策を研究の結果、先づ未婚刑餘者に嫁を斡旋し溫い家庭愛に惠ませ傷ついた心を柔らげるをにした。無傷の女性は將來破婚の虞れがあり、是れが最も理解ある家庭的な女囚より物色する方針の下に當地保護會書記は女監栃木刑務支所へ近く出張する事に決した。是れは全國的に最初の計畫で注目してゐる」と云ふ樣な記事であつた。新聞は總ての物事を針小棒大に報道するものなるが故に其眞僞の程は計り知れざれど も惟ふに斯やうに累進處遇實施に伴つて繋放者保護事業が加速度的に躍進しつゝある事は刑餘者の爲めにも、社會の爲めにも將又行刑上の立場からも寔に喜ぶべき好現象と云はなければならない。

凡そ犯罪の原因否累犯の原因を探究するならば彼等が働くべき仕事、卽ち就職等の困難なる結果も重大なる原因を爲すものであるが就中、未婚刑餘者の如き前科と云ふ肩書が禍いして妻帶に比較的惠まれず、家庭的慰安と云ふものを味はい得ない處から勢ひ花柳の巷に出入し遊興費に窮し再び犯罪に陷る結果を招致する事を吾人は屢耳にし或は彼等より直接言語にも接し、特に環境に支配され易い事を痛感せしめられて居るのである。

況や新聞にも報道しある如く刑餘者に無傷の女性を求むる事は非常に困難な問題であり、殊に累犯刑餘者に於ては一層この感が深いのである。又好んで來る程の女性のある可くも考へ得られないのである。併し假に左樣な女性が僥倖にして在つたとしても刑餘者に眞の理解なくして永久的の融合は到底望み得るものではないと云ふ事を何人が之を否定し得樣や斯く思考するとき未婚刑餘者の好伴侶としての妻を最も理解ある女刑餘者に着眼せられたことは雙方の將來の爲めにも洵に當を得た試みとして私は彼等を直接指導敎化の重責にある刑務官吏として當地方保護會當局者に對し心から敬意を表したい。

廿五年勤續者並に十五年皆勤者表彰

大正十四年から每年恒例として表彰を施行して來た判任官以下職員の廿五年勤續者並に十五年皆勤者の表彰は囘を重ねること本年で丁度十囘に及んだ。顧るに每年の表彰者は廿五年勤續者も十五年皆勤者も逐年其の數を增加して行く傾向があつた。昨年迄は兩者合して每年七八拾名内外に過ぎなかつたのである。然るに本年は一躍其のレコードを突破して左記の通り兩者合して百四十二名と尙且つ、廿五年勤續者にして十五年皆勤を兼ねて表彰される者が更に五名あつて合計百四十七名の多數の表彰者を出すに至り夫々記念の銀杯を贈り表彰された。

これは刑務職員が巷間周知の通り激務中の激務であるに拘らず一意專心恪勤精勵された努力の結果であることは言を俟たず、洵に我行刑界にとつて喜ばしい現象で慶賀に堪へない次第である。表彰者に對して滿腔の敬意を表する。今後益〻表彰者の多數に上ることを希望し且つ期待してやまない所である。

因に本年は外國の銀政策の影響を多分に受け銀價は暴騰し、從つて表彰記念品の銀杯に多額の費用を要したのである。

廿五年以上勤續表彰者（銀杯壹個）

同	廣島	荒川祐一	
同	山口	中村久吉	
同	岡山	關谷源太郎	
同	古川末四郎	田中萬次郎	
松江	前田信治		
長崎	西村久吉		
福岡	高木幸雄		
熊本	松本篤		
同	竹坂乙平		
秋田	仙北谷禮治		
同	阿部恒助		
札幌	三浦秀文		
函館	渡邊太一郎		
網走	赤間政治		
同	齋藤孫重		
釧路	小中喜助		
京城	遠藤讓也		
臺中	岩崎兵吉		
臺南	鈴木庄五郎		
金澤	久保井覺治		
同	高井辰之亟		
同	岸三八四郎		
野口一成			
工藤政吉			
水崎義太			
枇杷橋喜一			
都築勝熊			
同	島田作祐		
同	鈴木與一		
同	橋本三重		

横濱　高田清治
同　岡崎少年　山内嘉市
同　水野兼吉
以上三十六名

十五年以上皆勤表彰者（銀杯壹個）

新潟　小林菅樹
京都　木下榮記
同　物江豐
同　小谷暮治
大阪　豐水上友吉
同　多摩川重光
同　清水十崎嘉
同　矢ヶ瀬幸一
同　村加藤平治
同　鴨巣静賢
千葉　錦織之介
水戸　宮永芳直
宇都宮　邊廣司
神戸　渡堀勘三
同　小柳信吉
滋賀　八木次郎
同　香山二郎
同　城田三雄
前橋　小串助青
同　小泉三郎
埼玉　鴻田善一
同　高藤延市
同　伊藤駒茂
同　石田榮
同　稲崎忠重
同　山川一郎
同　藤田三郎
同　菊池榮
同　吉田造
同　生田德
名古屋　井上太郎
同　蒔田勇次
阪　白木清吉
同　北村則
同　西堀三郎
同　金澤幸二
同　岡本二
同　土橋太郎
廣島　河本雄
同　大塚亘
山口　小林七
同　秋山キク
函館　青木柳吾
同　佐藤惠
札幌　藤善三郎
青森　小串助久
福岡　小原了三
同　小檜山德一
長崎　中西勘三
同　脇米松
同　御厨勘三
秋田　土井秀作
同　松尾治雄
同　奥村長治
同　織田末喜
同　寺本庄作
網走　熊本富永一
同　山口小七
同　秋山キク
函館　青木柳吾
同　佐藤惠
札幌　藤善三郎
青森　小串助久
福岡　小原了三
同　小檜山德一
長崎　中西勘三
同　脇米松
同　御厨勘三
秋田　土井秀作
同　松尾治雄
同　奥村長治
同　織田末喜
同　寺本庄作
網走　熊本富永一
同　篠原久次郎
同　猿渡重雄
釧路　鹿兒島
同　竹下小吉
川越少年　大河平靜子
姫路少年　三原正行
宮崎　川越寅次
同　南條正巳
岩國少年　大塚保
久留米少年　森峻
盛岡少年

横濱　阿部源三郎
以上百六名

廿五年勤續並二十五年皆勤併表彰者（銀杯壹組）

豐多摩　星景輔
高知　玉木泰作
三重　中谷兵三郎
青森　小鮒房吉
姫路少年　松尾修次
以上五名

矯正図書館

忍術の話

甲賀流第十四世
藤田西湖

本文は甲賀流第十四世藤田西湖氏の茶話會に於ける講演を筆記したものである。間違ひ、聽違ひ等あらばすべて記者の責任である。

(一)

今日忍術といへば芝居や活動や講談等で御目にかゝるだけで、これを實際に行ふ場合が極めて少いところから一般の觀念としては非常に誤解されてゐる。何やらグロテスクな魔訶不可思議なことをして見せる一種の魔法、幻術のやうに思つてゐる。九字の印を結び、呪文を唱へると身體が忽然として消えてなくなり、しかも自由自在に空中を驅けまはつて、見えぬ手で相手の頭をつかんだり、首を引つぱつたりする、あの猿飛佐助式のものだと思つてゐる。しかしこれは全くの誤解で、いかに忍術だとて、事實あんなことが出來るものではない。忍術の方ではさしわたし五寸から六寸の穴があればそこから忍び込んで行けることになつてゐるが、いかに何でも鼠の通るやうな穴からは男一疋が入つて行けるものではない。又忍術では拳骨一つ、髪毛一本、針金一本で錠前を外すことも出來るし、どんな警戒の嚴重な場所へももぐり込んで行く方法がある。そんなことから忍術といへば何か魔訶不可思議な一種の魔法のやうに思はれてゐるのであらうが、人間のすることだから不可能のことを可能にするわけには行かない。忍び込んだとてドロ〳〵と消えてなくなつたわけではない。しかしそれがいかにも素迅いので消えてなくなつたやうにも見える。そんなところから一種の幻術でもあるかのやうに思はれてゐるのかもしれぬ。忍術の使命は一口でいへば軍事探偵にある。昔からさうであるし、今日でもさうである。これ以外には實際に行ふ場合がない、又行つてはいけない。いろんな姿に變裝して敵地へ忍び込んで、敵狀を偵察したり、密書を奪取したり、秘密を暴露したり、又敵城へ放火したり、敵將を暗殺したりする、それが忍者の役目である。表の役目でない、何處までも影の役目である。一人で敵地へ乘り込んでいつて、別に監督者もないことであるから、しようと思へば何でも出來る。味方に不利なことでも出來るし、惡い事も出來る。だが、そんなことをしてはならない。そんなことをしては何よりも忍者自らの破壞である。さやうなわけで、昔から忍者は先づ人間としての素質のよいものでなければならぬといふことになつてゐる。第一が正直でなければならない。二心があつたり、アテにならぬ人間ではダメである。第二に私利私慾があつてはならぬ。自分の利益のために仕事をするのでは忍者の役目は果せない。忍者は昔ならば主家のために、今日ならば國家非常の場合に、一身を亡きものとして奉公を抽んずるといふのがその立前である。主家や國家のために自分といふものを第一線的の犧牲として差しおくるのである。名も知れずにいつ何處で殺されるかも分らない。奉公一圖の考でなくては出來ることではない。それにも拘らず忍者は昔からあまり世間から重く見られない。普通に武士交りも出來ないやうな有樣であつた。そして忍術そのものも他の武術のやうに、廣く世に傳つてゐない。それは何故かといふと、武士といふものは弓馬槍劍を以て表藝として身を立て功を成すものである。それでこそ武士の本懷である。忍術といふやうな詐謀に似た影の仕事は、武士としては恥づべき卑怯な振舞である、といつたやうな考から、自づと忍者を輕視するやうなことになつたのであらう。それだけに忍術は或特殊な人々の間にだけ研究され、普及性が甚だ乏しかつたのでそれでその流派等も自ら後世に傳はることが少かつたのである。しかし私共忍者の側からいへば、忍者は鍛練、氣魄等の點において決して武士にも劣らぬ、むしろ武士以上のものを要求され、そして名もなく人にも知られずに、いつ何處で死ぬかも分らぬといふ仕事に甘んじて服するのであるから、覺悟がなければならない。全く忠誠奉公の一念に凝つたものでなければ出來得ないことであると思ふ。

忍術とは伊賀流、甲賀流を始めとして松田流、扶桑流、忍甲流、甲陽流、紀州流等凡そ二十五の流派があつた。中でも伊賀流と甲賀流とは忍術の本流をなすもので、前者の伊賀流の名は、昔の伊賀の國、卽ち現在の三重縣の那賀郡及阿山郡の地名伊賀から起つたものであり、後者の甲賀流は、滋賀縣の甲賀郡の地名が轉じて流名となつたものである。忍術は武藝十八般の一つで、他の十七般の武藝が多く技術を主として精神を從とするに對して忍術は精神を主として技藝を從とするところに著しい特色がある。各流派を通じてみなさうである。

(二)

忍術の歷史は非常に古く、元來は支那に起つたものである。神農伏羲の時に兵法が出來、軒轅皇帝の時代にそれが次第に擴充され、太公といふ人が七十一編の兵法の術を作つた。「太公の言」と呼ばれてゐるもので、これが忍術の元祖である。次で孫子の兵法十三編の最後に「用間」の編といふのがあるが、この「間」といふのが忍術のことで、孫子はこれを反間、死間、生間、內間、鄕間の五つに分ち五間といつてゐる。その後春秋時代に入ると、忍術のことを「諜」といつた。今日でもスパイのことを「間諜」といふが、これは孫子のいふ「間」と春秋時代

のこの「牒」とを結び合せたもので、淵源の遠いことを物語つてゐる。更に降つて支那の戰國時代になると、忍者のことを「細作」、「遊偵」、「姦細」などゝ呼び有名な六韜三略の中では「遊士」といつてゐる。又季全の「陰經」では「行人」と稱してゐる。かやうに支那では、時代に依て種々異つた名稱の下に、忍術が行はれてゐたのである。忍術が日本に行はれてからも相當年處を經てゐる。日本武尊が女裝して川上梟に近づき、一刀の下にこれを誅せられたといふ話は、慥に忍術の一手であつたと思へる。歷史的、文獻的にいへば、天武天皇の御宇に、清光親王が山城國愛宕郡に城廓を築いて叛旗を翻された。その時朝廷から多胡彌といふ忍者が城の中へ忍び込んで放火し、その驚ぎに乘じて外部から城を攻め落したといふことがあるが、これは忍術を利用したものである。その後では例の源九郎判官義經、この人は自分でも忍術をやり、又多くの忍者を使つて、戰爭にしば〳〵奇捷を博してゐる。義經の牛若丸が五條の橋の上で辨慶を降參させたといふ話は有名であるが、これが忍術である。それから鵯越の逆落し、これ又忍術の應用である。義經は先づ陰の忍者を一の谷の城中に忍び込ませ、偵察の結果、鵯越から攻め下りるのが一番有效であるといふことを知つた、と同時に陽の忍者を三十人許り商人に仕立て、敵の陣中に入り込ませて、酒、肴、小間物等を普通の商人よりも安くあきなはせて仔細に偵察を行ひ陰陽の連絡を全うした上で一氣に鵯越から攻め下つたのである。即ち陰陽二つの忍術を併用して一の谷の戰捷を得たのである。能登守教經に追跡されたとき、八艘飛びによつて辛くも危機を脫したなどいふのも忍術である。それは鬼一法眼、卽ち黃石公の忍術によつたものである。義經の家來の伊勢三郎もまた忍術の達人であつた。義經が忍術を百首の歌に仕立て書いたものが今日殘つてゐる。これが日本での忍術の傳書の最古のものである。降つては楠正成も、常に四十八人の忍者を手足の如くに巧に驅使し、以つてしば〳〵寡を以つて衆に勝つてゐる。ワラ人形や泣男を使つたといふのもそれである。當時は忍者をスッパと呼んでゐた、關東ではランパといつた。

群雄割據の戰國時代に入ると、虎視眈々、互に攻防に寧日がなかつたので、特に忍者が活躍した。北條氏政はカザマといつて、丈が七尺もあり、聲は五丁四方に響いたといふ忍者を使つてゐたし、上杉謙信はノキザルといふ名で多くの忍者を使ひ、武田信玄は三者（みつもの）と呼んで忍者を巧に利用した。織用信長もキョーダン（？）と呼んで同じく忍者を利用した。何れもそれ等を敵地に潛入させて、動靜を探らせたのである。その他の諸將とても何等かの形式において忍者を使用しないものはなかつた。恐らく當時の武將の中で、忍者を使用しなかつたのは豐臣秀吉一人であらう。しかし忍者を使はなかつた秀吉も、自分自身では少年時代にこの忍術をやつたのだから面白い。例の蜂須賀小六の手下となり、豪家に押入つた

き、井戸の中に大きな石を投げ込んで、巧に逃げ了せたと傳へられてゐるが、これは水遁の術を利用したものである。又ウドリの術を利用して、雨の夜傘を庭先に立てゝおいて室内に忍び込み、まんまと小六の愛刀を手に入れ、流石の蜂須賀小六に一泡吹かしたなどいふ話も殘つてゐるが、忍術の一手たるに相違ない。しかし秀吉は、自分ではやつても決して他の者にはやらせなかつた。秀吉は忍術を餘り好まなかつたらしい。

德川家康となると、忍者を最も重用した一人であらう。忍者の大なるパトロンであつた。それにはかうした理由があつた。例の本能寺の變が勃發したとき、家康は泉州堺の町を見物中であつたが、踵をかへして信長のために弔合戰をしようにも兵が足りない。そこで酒井忠勝等の忠言によつて一旦居城濱松に歸ることになつたが、歸途の處々には野武士がみて甚だ危險である。で、伊賀の忍者服部半藏、穴山梅雪、柘植三之丞以下二百人程の忍者が護衞のためについていつた。伊賀路にかゝつて果して野武士が蜂起したが、忍者達のために助けられ、無事歸城することが出來た。家康はそれを德として、後年天下の兵權を握り江戸城の主人となるに及んで、服部半藏以下伊賀、甲賀の忍者二百人のものに屋敷を與へ、當時麴町御門と呼んでゐた現今の半藏門を守護せしめ、服部半藏をその指揮者としたのである。これが今日の半藏門の名の起りである。今日四谷に伊賀町といふ町名があるが、これは德川時代に伊賀流の忍者が居住してゐた場所である。又附近は忍町といふのがあるが、忍といふのは忍術の忍の名ごりである。甲賀流の忍者は今はなくなつたが、神田駿河臺の甲賀町に住んでゐた。そして麻布には比較的下つ端の忍者が、橋を隔てゝ甲賀組、伊賀組の二組に分れて住んでゐた。橋の名前も當時は甲賀伊賀橋と稱してゐたが、その後現今のやうに、笄町（甲賀伊賀町）笄橋といふ風に轉訛したといふことである。かやうなわけで、德川期には忍者は相當多かつた。家康歿後も德川政府は全國三百諸侯の動靜を探知する必要上、忍者をいはゆる隱密として諸國へ派遣したものである。隱密といふのは主として紀州流の忍者で、表面はお庭番、お風呂番などになり、將軍直々の命令を受けて、諸大名の生活ぶりとか、財政狀態等を細大洩らさず探り、これを將軍に報告してゐたのである。

（三）

以上が忍術の大體の歷史であるが、武藝十八般の一つとしてそれ程長い間續いて來た忍術が何故、今日傳はることが少いのであらうか。それは前にも述べたやうに、忍術は影の仕事で、いかにも卑怯なものゝやうに見え、武士があまり喜ばなかつたといふことも一つの理由であるが、第二の理由としては忍術は非常に六ケしいものである。忍術としての餘程よい素質を有つてゐるものでなければ出來る仕事ではない。忍術ばかりではない、武藝十八般に通じてゐなければならぬ。その間の練磨といふものが又一通りのも

のではない。これは後に述べるが、忍者は何でも出來なければならない、何にでもなれなければならない。そして曲つた心を有つてはならない。私利私慾のために動いてはならない、といふのだから誰れでも出來るといふものではないのである。しかしそれにもまして、忍術が傳はらない最も大きい理由は、必ずしも父子相傳でなかつたといふことであらう。右にいふやうに、忍者には非常に六ヶしい條件がつく。何でも出來て、そして悪いことをしてならぬ、といふのだから流派の後繼者には餘程人物の選擇といふことが必要になつて來る。自分の子だとて、その資格のないものには秘密を譲るわけに行かない。さうした場合には他の方面から適當な人物を連れて來て、自分の後繼者とする外はないのである。もし適當な後繼者を得ることが出來なかつた場合には、忍術の傳書一切を火中にして了ふといふのが、忍者間の掟とされてをり、いかなる場合にもこれを他に洩すことがなかつたのである。もしこれを他へ洩すやうなものがあれば、忽ち同士から暗殺の制裁を受けることを覺悟してゐなければならぬ程、嚴重なものであつたのである。で、昔から何れの忍者も固くその掟を守つてゐたので、後繼者に人を缺き、それが忍術の衰へる大きな原因となつたものと思ふ。從つて一般からも誤解され果ては芝居や講談によつて歪曲されて、今日の如く忍術といへば何か荒唐無稽な魔術か妖術の一種でもあるやうに思はるゝに至つたものである。

忍者たらんとするものは、その素質として先づ三つの要件を具へたものでなくてはならない。即ち第一に正直でなければならない。いかに窮迫した場合でも、いかに退つ引きならぬやうな場合でも、自分一身のため、又不正のために使つてはならない。君國のために敵地へ乘り込んでいつて、危險に出合つたとき、逃脱の方便としてトリックを用ふることはあるが、その目的は飽くまでも君國に對する奉公といふことになければならぬ。第二には私利私慾のために忍術を利用する念があつてはならない。これは前にもいつたが、忍者にとつては絶對の禁斷である。第三には頭の働きが鋭敏で、人並以上に目端が利かなければならない。すべての現象、出來事に對する感度が鋭く、認識が正しくなければならない。第四には意志の力が強く、頭丈な肉體力を有つてゐなければならない。傳書にも「忍術の忍は、忍び込むの忍にあらず、耐忍の忍なり」とあるやうに、耐忍力のあることが忍者の必須要件である。それ等の四要件を具備したものゝ中から忍者の候補者を選ぶのであるが、それには最初二つの試驗が課せられる。その一つは、四斗樽のやうな容器に水を一ぱい入れ、その中に首を突込ませるのである。これは呼吸即ち肺臟の力を試すもので、長時間堪えるほどいゝが、少くも三十分間位堪えるものでなければ合格は六ヶしい。大ていのものは十分、二十分で首を上げてしまふ。も一つは、唐紙の上に紙を貼り、それを水で濡らし、その上を紙を破らないやうに歩かせる試驗で、この二つの試

驗をパスして後始めて忍術を學ぶ資格者たり得るのである。そして更に嚴格にして且つ本格的な練磨に取りかゝるのである。

（四）

練磨の第一は「整息の術」といつて、今の複式呼吸に似たやうな練習をする。イキを吸ひ、これを臍下丹田に送つてぐつと押へ、そして靜に吐き出すのであるが、その時鼻孔を輕い綿屑のやうなもので被ひ、それが微動だもせぬやうになれば整息の術はパスする。忍者は何かといつて呼吸をはづませるやうではダメなんで、つまりその練習なのである。呼吸ばかりでない、忍者はいかなる場合でも、顔色一つ、眉一つ動かしてはならない。整息の術を行ふと、その邊のコツ合ひが自得出來るのである。「整息の術」に次で「歩行の術」を練磨する。「歩行の術」には先づ基礎の三法といふのをやる。爪先の背で歩いたり、足の甲で歩いたりする。それをやつて六法を學ぶ。前、横、斜前、斜後、倒行それからX字型に足を組んで歩く方法がそれである。忍者は恐ろしく足達者でなければならぬ。普通には一時間に四里平均といふのが定法で、一日十時間歩くとすれば四十里、それ位の歩行力がなくては忍者として一人前とはいへない。私共の先輩には片道三十五里を一日で歩いたといふ人がある。中里介山氏の「大菩薩峠」に「はがんりきの七兵衛といふ韋駄天のやうな男がゐて、一日四十里を歩いたとある」が、かやうな人間は實際にいくらもみたのである。私自身も三十五里歩いた經驗を有つてゐる。忍者は實に奇妙な歩き方をする。足をX字型に組んで横歩きをするなどがそれであるが、例へば塀に沿ふて歩く場合など、普通に歩けば一尺なり二尺なりの幅を取るので、自分の胸の厚さの僅か五六寸の狭い間隔で、容易に通ることが出來るやうにかやうな歩き方をしたものである。倒行即ち這つて歩くのは、闇の中で物を見る力を養ふためである。元來人間が闇の中で物が見えないといふのは視神經細胞が怠けてゐるからである。晝見えるのは円錐體の働きであり夜見えるのは円柱體の働きである。梟は夜見えて晝見えない。鶏は晝見えて夜見えない。何れも一方だけの働きしか有たぬ。ところが猫は晝も夜も見える。兩方の働きがあるのである。人間も元來は兩方の働きを有つてゐる筈だから、闇の中でも見えなければならないのに、それが出來ぬといふのは、人間が横着になつて円柱體の働きを失つたのである。それが猫のやうに這つて歩くと、自づと首を上げることになるので、それが視神經の働きを刺激して夜でも物を見る力が出て來るのである。それは今日の醫學からでも證明出來ることだらうが、忍術の方ではトクの昔に實行してゐる。練磨によつてそれが可能なのである。

歩き方の六法を終へると、飛六法といふのを練磨する。飛び方の練習である。忍者は何等道具を用ゐないで、五十尺の高さから飛び降り、幅飛びは一飛び三間高飛びは九尺といふのが定法である。こ

の外に前飛び、後飛び、飛歩きの三法を加へて飛六法と稱するのである。私は四十五尺の高さから飛び降りたことがある。今日でもオリムピックなどで高飛一米半とか何とかいふが飛べば尻持をつく。幅飛びでも駈けていつて、飛んで尻持をついたところから計ることになつてゐる。しかるに忍術は立つたまゝに飛び飛び切りである。この飛びの練習をするには、一間四方位の地面に成長の早い麻の實を蒔き、それが手頃の丈に伸びたところで、その上を毎日いろ〳〵の方向から飛び越える練習をする。麻が伸びるに從つて高度がまして行くわけである。こんな練習を三年間續ける。その他高處から飛び降りては起ち上りする練習も積む。前にいつた牛若丸の五條橋や屋島浦の義經の八艘飛でも、みなこの飛びの練磨から來てゐるのである。泳ぎの練磨には、忍び泳ぎといつて、音も立てず波も立てず、手足も動かさずして、流れるやうに泳いで行く方法を練習する。一旦水中へもぐつたら、下手なものでも三十分間は水中にもぐつてゐたもので、多少道具を用ふれば數時間は平氣で水中につかつてゐた。要するに今日の潜水艦は今から四百年前にパラシュートは七百年前に、グライダーは四百年前に、忍者の手によつて出來てゐた、といふも過言ではないのである。それは多少共忍者が道具を使つての場合であるが、道具がなければないやうに方法がある。例へば飛び下りの際に、手拭を口はくはへて飛ぶ、手拭が風を孕んで身輕く飛び下りることが出來る。羽織をふわりと開き、風を孕ませて飛び下りるのも同じことである。幕府が倒れたとき、忍者たちは祿にはなれて生活に困つた。そこで堀の鯉を捕りそれを賣つて生活することを考へついたが、一度堀へ飛び込むと、頸、兩脇、股等五疋も一緒に鯉をかゝへて浮び上つて來たといふ。忍者でなければ出來ぬ藝當であらう。戰國時代に長篠城の圍みを突破した鳥居强右衞門の水潜りは恐らく忍術の泳ぎの代表的なものであらう。川に繩を張り、それに鳴子や鈴をつけて城中からの脫出者を嚴重に見張つてゐた敵の眼をかすめて、强右衞門は先づ塵芥を川上から流し、いはゆる忍術の「草流し」をやつて、自分の身體に油を塗り、鍋底に穴を開けて竹の管を通し、(空氣を吸ふため)それを被つて川に入り鍋には草をかけてカモフラージユし、巧に川中に張られた繩をくゞりながら對岸に達して岡崎城にゐた家康に急を告げたといふのは餘りに有名な話である。



海外異聞錄

◇囚人釋放四億元の節約陳情

支那には昔から「囚を以て戎に充つ」といふ言葉がある。監獄の中に收容されてゐる囚人を外に出して兵隊に使つたり、土木事業に利用したり、或は政治犯等の大物になると、直にこれを官吏に登庸して、公共の事業に當らせる等といふ慣習があるのだ。日華事件の責任者として處罰された湯玉麟が忽然として北平軍事分會最高顧問に復活した如きその適例で、極刑に値する犯人と雖も、これを生かして公衆の爲に使ふといふ觀念が支那人の頭には存してゐる。從つて犯人たる者も亦公然と釋放嘆願運動なんかをやる事が出來る。最近にも廣東の第一監獄に收容されてゐる囚人達は中央に對し、大赦釋放方を要請する嘆願書を提出したが、その中に逃べてゐる釋放要求の理由がまた振つてゐるのである。曰く「政府は全國各所の監獄に收容されてゐる多數の囚人を養つて行く爲めには年々四億元の巨費を要してゐるが、若しこれ等の囚人を釋放してこの巨額の費用を產業開發、國防强化、又は救濟事業に充てれば正に一擧兩得の國家的大節約となるだらう。昨年八月の中央政治委員會は我等の大赦を決定しながら未だに之を實行しないのは甚だ遺憾である」

◇殺人犯に三十日の拘留

「その方殺人の罪につき拘留三十日に處す」は一寸英獨日佛各國の法律常識を總動員しても判斷に苦しむが、コロラド州デンヴアーの刑事法廷で判事チヤールス・サックマン氏から左樣宣告があつたのだから正しく事實である。而も判事さんは老犯人チヤールス・フイツシヤー君(六八)に對してニコ〳〵顏で「旨くでかしたネ」と附加へたのだから、流石米國ならではである。

事件は斯うだ。犯人フイツシヤー君のところへ、ルンペンがやつて來た。

「俺らに五十仙呉んねえ、ムーンが一杯え引つかけてえンで」

このムーンとは精確にはムーンシヤイン(月光)といはれる安酒だ。

「アに言つてやがるんでエ、おいらもお上の救濟金でやつと食つちよる御身分ぢやて」

とフイツシヤー老人が答へるとルンペンは老人の腕をつかんで示威に出た。かつとなつた老人いきなりルンペンの後頭部へゴーンと來たのである。

ところで、此の寸話的殺人事件審理中フイツシヤー老人は、最早三十日近く警察へ繫がれてゐたので「三十日間の拘留に處す」も事實上は全然空文となつたわけ。

◇絞刑吏は狂ふ

オーストリアの政治犯人係の絞刑吏ヨハンラング氏は、今年の二月以來ナチス黨員十二名。社會黨員九名を死刑に處したが、その都度神經と感情の緊張の結果、遂に氣が狂つて瘋癲院に入ることを餘儀なくされた。何しろ絞刑吏の慣習として處刑毎に禮服を着け、死刑囚室に入ると丁寧に帽子を脫いで

矯正図書館

「私はランゲと申す政府の絞刑吏で御座います」と自己紹介をする。それから「之は私の助手です」と二人の助手を紹介してから更に

「私は貴方が死刑に處せられることを極めて氣の毒に存ずるものであります。御家族に御傳言が御座いますれば數時間の猶豫がありますからその間に御願ひ致します」

之だけ苦勞して一回の處刑料は三十三弗五十仙（平價換算六十七圓）この中半分の一六弗七二仙は二人の助手に呉れなければならぬから、正味は一六弗七二仙、これでは神經がどうかならざるを得まいとのこと。

◇毒ガス入り殺人金庫

ドルの國の大豪所を預かる米國財務省で堅牢無比を誇る大金庫の建造を急いでゐるといふ。この新造金庫は全米の保有する金銀通貨は勿論のこと、重要證券まで一切藏ひ込めるといふ宏大なもの、勿論建造は地下室だが、機關銃携帶のギャングがゴロ〳〵してゐる米國のこと、その防禦設備は全米建築家の智嚢を絞つて安全度世界一を誇るものだ。周圍の壁は鐵筋コンクリートでその厚さが二十七吋、此の上にギャングの七つ道具鑽孔機も燒切り機も一切うけつけぬといふ特殊金屬板を張りめぐらす、これに取付ける扉は全鋼鐵製で厚さ三十吋、その內部には恐るべき殺人毒ガス發生器を置してあるといふ物凄いもの。もしギャングが鑿孔機で此の鋼鐵製の扉に孔を明けにかゝれば、ものゝ十五吋と行かぬうちに毒ガス發生器が作用して盛んに殺人ガスを噴出してギャング先生などひとたまりもなく敢ない最後を遂げる仕掛になつてゐる。尤もこれまでゆかぬうちに精巧な强盜報知機と時計仕掛の鍵でギャングの御入來は直に速報されることになつてゐる。その上に地下金庫を圍んで上下左右に隧道を掘り、こゝには常に戰時武裝に身を固めた守衞が日夜を別たず警戒の眼を光らせることになつてゐる。

◇髭を生やすが是か非か

惡漢を一睨みで縮み上らせるから犯罪豫防上から云つても、官吏としての威嚴といふ點から考へても、警官には是非とも髭を——然も成るべく大きなのを——生やさせなければいけない、と云ふ愉快な主張が先頃からウインナの新聞上を賑はしてゐた。ところが、この名案？は本家のオーストリアより一足先に隣りのハンガリアで採用され、ブダペストの警視廳では早速に管下勤務巡査に對して、一齊に髭を生やすことを嚴命した。お株を奪はれたかたちのウインナ新聞は、それ見たことかとばかり、又々聲を大にして當局に同案の採用を迫つたが、ウインナ警視廳ではこの髭の心理的効果を認めないのみか「ウインナ警察官吏の容貌の美は、周知の如くウインナ婦人の信用を高めつゝあり、長大なる髭は警察官從來の人氣を半減するにより、斷じて該案採用不可能なり」といふ朗かな返答を發表して、たうとう頭を横に振つてしまつた。

◇小學校で喫煙教授

未成年者の喫煙は一般文明國で禁じられてゐるが、東部セルビアでは老若男女を問はず强制的に喫煙をさせられてゐる、といふのは最近この地方にダニューブ流域から猛毒性の毒蛇が入り込むので、その防止策として煙草の煙が一番良くきくといふところから、小學校の先生等が率先してスパ〳〵やりながら、兒童に喫煙法を教へてゐるといふわけ。

選句所感

靖蘭君の山茶花の句、境地は新しくないが、晩秋の寂しい情景は充分に味はれる、即ち東洋的藝術味の豐かなところを採つたわけである。山茶花といふ花が寂し味を持つた花である。それは陽の光りが弱々しく大氣が澄んで冷たい中に置かれるためでもあらうし、花の色が春の花などの如く濃艶なものでないためもあらう。その寂しい花を冷たい時雨が濡らすのである。時雨といふものは部分的のもので、他所の空は晴れてゐて、時雨雲の通るところだけに降る、慌しく空を流れる一塊の灰色雲は地上にその影を大きく落しながら通る、その雲の陰になつたと思ふとバラ〳〵と雨がこぼれる。これに陽があたつて雨脚は冷たく光つて見える。忙しくあわたゞしいものは時雨の日である。山茶花の花はまたゝく間に濡らされて、花瓣の露が冷たく光る。漸くその露の乾いたと見る頃にまた來て濡らして行く。時雨催ひの日には何度ともなく降つて來て、その度花を濡らして行くのである。濡れたのが乾いたと見る間もなくまた冷たく濡らされる、そこに寂しい花の寂しさが一層感じられるのである。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意　〆切毎月十五日限　用紙官私製葉書

編輯部選

天
山茶花や折々晝の時雨來る　德島　靖蘭
地
煎藥のにほひ洩れ來ぬ秋の雨　福岡　楳城
人
バス過ぎしあとに落葉の轉びけり　靜岡　幸月

秀逸

銚はまだ霧深くしてもずの聲　高知　幽居
雨に似て障子にあたる落葉かな　飯田　中洲
虫鳴くや屋上園に暮るる草　大曲　華白
朝寒や市場へ運ぶ葱の艶　名古屋　一心
遠足に疲れし子等や鰯雲　群山　銀嶺

佳作

風やんで落葉にきくや夜半の雨　大曲　刀羅象
蜩や注連に風ある御神木　新義州　青塵

□

楳城君の句も、その季題こそ違へ、句の持つ境地は共通のものと云へる。そして前句が純客觀的なのに反してこれは主觀的の句である。秋雨のふる中に煎藥のにほひが漂ひ流れてゐるのをふと嗅いで、何となく寂しさを感じたのである。秋の雨はおのづから人の心を寂寥に誘ひ、しみ〴〵と落着を與へるものだ。かうした日に香水のやうな挑發的な陽性のにほひは反つて受け入れがたいものだ。周圍に調和しないのである。そしていつもなら氣にも止めぬ煎藥のにほひが何となしに心に觸れるところを反つて持つてゐるのは、そのにほひが周圍に調和してゐるからであつて、冷たさを感じ寂しさを持つ雨が、その陰性のにほひを加へて、愈程寂しまれるのである。俳句は繪のやうでなければならぬとか、何か勿體をつけねばならぬと思ふ人がまだ〳〵相當に多い。繪のやうにするは易い、勿體をつけるのも雜作ない、それは拵へるのだからである。然し拵へものには生命がない。いかに美しくても造花の美は遂に無名の野の草の小さい花の美にも及ばない。そこには生命がないからである、生きてゐないからである。日常茶飯事に取材した句でも生命が宿れば秀句となる。此の句などもその例で、作者の心がよく働いてゐる。

□

幸月君の落葉の句、その取材を街中にとつたところが面白い。落葉は山中深きところのものとばかり限らない。都會の街路樹も落葉する。生活に忙しい都會の人々はおそらくその落葉に心をとめぬであらう。しかし藝術心の働く者は些少なる一物といへども見逃がさうとしない。街路の上に落ち散つた葉は行人の足や車輛にかゝつて落着きなく翻弄されるが、作者の眼にとまつたのは、乘合自動車の勢よく走り過ぎた後にその煽りの風を喰つて慌しく轉がり出した落葉なのである。片隅に寄つてゐたのが、急に眼をさまされたやうに車に隨いて轉がり出し、後を追ふやうに飛んで行つたが、また息が絶えたやうにパッタリとその先で止つてしまつた。その落葉のさまに都會でなければ見られぬあはれさがある。

□

今月は非常に多く集つたが、どうしたことか秀句のないのに驚いた次第である。切に諸君の努力と發奮とを祈る。

一むらの芒の庭や秋の雨　大曲　呑洋
大銀杏散り盡したり墓地の雨　名古屋　明峯
無花果や嵐の後の倒れ垣　水戸　麗月
一望の芒にみゆる月夜風　名古屋　伸太郎
糸瓜棚取りて明るし小縁側　名古屋　春汀
鳴子繩柱に結ぶ山家かな　千葉　竹風
コスモスや僅かの庭の町住屋　小菅　櫻草子
山遠く夕づきにけり鰯雲　小菅　壺秋
一本の柿に晴れたる山家かな　千葉　夜詩王
刈田跡あさる鶏あり秋日和　大曲　秋郊
噴煙にまがふや阿蘇の朝の霧　熊本　銀杏城
客去つてたゞ更くる夜や虫の聲　大曲　月舟
流燈や風波に寄る芦の際　甲府　夕雨
帆を張りし船の眞上や渡り鳥　高知　双輪
山染めて落つる日さむし草紅葉　新潟　水鏡
炭燒の煙紫や秋の山　旭川　痩松
水害のバラック寒し虫の聲　高知　枯木
薄れ陽の消えたる庭や桐一葉　飯田　SH生
大芭蕉騒ぐともなし秋の雨　福岡　松南
色づきし柿の村々秋晴るゝ　福岡　素水
霧晴るゝ沖に亘船かゝりけり　福岡　琴松
山裾や草家をつゝむ柿紅葉　青森　紫潤
聖賢の書と親しみぬ夜の秋　長崎　淳男

吊橋や見上げ見下す谿紅葉　大曲　船風
秋晴や野に飛ぶ鳥の羽根光る　市谷　崎陽
コスモスや夜明の露の冷かに　高知　初風
初霜や堰にかけたる板の上　旭川　石亭
縁に出て眠る仔猫や秋日和　飯田　史生
城跡や殘る老樹に蔦紅葉　北支　幽泉
朝露の花に動かぬ蝶々かな　大曲　庵茶
靜か夜の庭に音する落葉かな　三重　總天
虫の音に小窓の灯流れをり　福岡　紫陽
犬連れし異人通るや花野原　小菅　法外
見えてゐて渡舟場遠き花野かな　新義州　青村
破れ垣や風に搖れゐる烏瓜　千葉　若芽
牧童の口笛高き花野かな　新義州　鄭義生
朝霧の庭に浮出し花芙蓉　静岡　微笑
暴風あとの夜は靜かなり虫の聲　八王子　貞二生
白樺の林明るし啄木鳥　小菅　瞳帆
女工舍や庭一杯の秋ざくら　高雄　三川
輝きて冷たき露や葉鶏頭　名古屋　静鼓
暴風に荒れたる庭や秋日和　千葉　溪月
戻る山日のある山や暮の秋　松山　月光
木洩れ日の下草むらや晝の虫　盛岡　覺治
黄昏るゝ窓に紫苑の影ありぬ　小菅　甘藥
枝高き柿に子供の竿動く　福岡　龍月

牧野博士編輯 **法律學叢書**

東京神田 **有斐閣**

振替東京 370番

法學博士 牧野英一先生著

第三十一編 法律における文化と價値 定價 2.00 送料 14

「十九世紀から二十世紀へかけての學者たちは、いろいろの方面から、いろいろの方法を以て、いろいろの資料を、いろいろに處理しつゝ、價値を見出すの論理を、われわれに教へ、價値の發展すべき歸趨をわれわれに示したのであつた。わたくしは、それをいかに學ぶべきかを、今此の小著において考へなほしたいのである。さうしてそれによつて正義の法律から公平の法律へ、公平の法律から文化の法律へ、さうして更に價値の法律への展開をいかに理解すべきかの方法論を反省したのである……」(序文より)

法學博士 牧野英一先生著

第三十編 法律における倫理と技術 定價 3.30 送料 14

「倫理は畢竟技術を進める。これは十九世紀における法律の發達についてわれわれの目撃したところといふべきではあるまいか。しかも又技術は畢竟倫理を進める。われわれは二十世紀の法律として、國家の觀念においては從來の法治主義から新しく文化主義に進み、取引關係においては從來の自由主義から新しく信義誠實の原則に進みさうして刑罰に於ては從來の害惡刑の原理から新しく教育刑のそれに進むことになつた。倫理と技術とのかやうな關係を洞察することに因りわれわれは今法律思想の轉回に關して新しき或ものを把握せねばならぬのではあるまいか」(序文)

法學士 武藤文雄先生著

第二十九編 刑法における概念の規範的構成 定價 2.50 送料 14

「法律は規範の學である。われわれは法律を規範として理解し、規範として解釋し、規範として運用し、規範として改造せねばならぬ。二十世紀の刑法論は罪刑法定主義の意義を規範的に轉回することを考へ新しき學說は多かれ少なかれ刑法におけるすべての概念の規範的構成といふことの意識の上に發展しつゝあるのである…」(序文より)

法學士 木村龜二先生著

第二十八編 刑事政策の諸問題 定價 4.30 送料 22

世の非常時とともに犯罪問題は閑却すべからざる社會問題となり、今や、刑事政策の原理は社會の要求である。教授は本書において、理論と實際との見地から刑罰の本質を論定し、歷史と社會との上から刑事政策の諸問題を明らかにし、現代の犯罪の中心問題たる常習犯人と確信犯とについてその深遠なる論策を展開せられた。本書は犯罪を通しての思想問題、刑罰を通しての社會問題につき確乎たる原理を持たんと欲する世の人にとりて缺くべからざる著書である。

法學博士 牧野英一先生著

第二十七編 刑法研究 第四卷 定價 3.50 送料 22

「刑法研究」は、博士の終始一貫した自由法論の意味と適用とを、刑法について示されたものとして、常に我が學界を指導して來た。博士は第四卷において、判例研究の外に、刑法における新機運の半世紀を回顧し、世界最新の刑事立法を批判し、又、我が國最近の立法を論じ、更に、その自由法論に善意と技術との新見地を加味して、そこから新しい國家理念を展開せられてゐる。新思想に敏感なる總ての人は、本書について、無限の示唆と指導とを求むべきである。

矯正図書館

敍任及辭令

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

支所長 内山隆治(札幌)

看守長 野並勝治(宇和島)(十月一日)

従七位 典獄 内山隆治(札幌)

同 同 鈴木英三郎(同)

正八位 作業技師 三宅定男(小菅)(八月十五日)

従七位 典獄補 瀧澤勝司(名古屋)(九月一日)

願免 看守長 小澤傳藏(横手支)

横手支長 秋田兼看守長 橘井吉治(秋田)

看守長(秋田)看守 上野德(大阪)(九月十四日)

死亡 看守長 中野五平(水戸)(九月十六日)

死亡 保健技師 泉米次郎(滋賀)(九月十八日)

勤八等 看守長 中野五平(水戸)(九月十六日)

水戸看守長 田中繁太郎(千葉)

看守長(千葉)看守 久保豐隆(豐多摩)(九月二十七日)

支所長 緒方安章(德山支)

看守長 小室利市(高知)

德山支長 兼看守長 白濱佐一(大島支)

免本職 支所長 城元米吉(鹿兒島)

高知 看守長 石川榮市(廣島)

大島支長 同 岡利男(市谷)

鹿兒島 看守長 宇和島支 支所長 德山支長 免本職 高知 大島支長 鹿兒島 看守長 看守長(廣島)看守 宇和島支 支所長 看守長 德山支長 兼看守長 免本職 支所長 高知 看守長 大島支長 同 鹿兒島 看守長(廣島)看守

開城少年 同 中山傳(京城)

任看守長 六級(京城)今泉三郎(刑務官練習所)(九月三日)

任典獄補 願免 看守長小林吉三郎(晉州支)(九月八日)

任典獄補 願免 同 杉松民造(安東支)

任典獄補 願免 同 黒崎善之輔(平壤)

補晉州支所長 同 水間彪一(西大門)

同 同 渡邊福藏(大田)

同 同 芥川安壽(光州)

同 同 宮地次八(清州支)

同 同 三輪秀人(京城)

同 同 平賀一郎(木浦)

同 同 幸田永吉(平壤)

補安東支所長 同 上條章(大邱)(九月十日)

任看守長 月ゟ(平壤)東郷宜秀

同 (大邱)森永恒治

同 (西大門)中村源二郎

平壤 看守長 阿部敬夫(釜山)

釜山 同 西村渡(海州)

海州 同 相馬虎男(西大門)(九月十一日)

補高等法院檢事長 法務局長 笠井健太郎

任法務局長 高等法院長 增永正一

法務課長 行刑課長 大原龍三(法務局)

行刑課長 檢事 森浦藤郎(高等法院)(十月二日)

矯正図書館

法學志林

第三十六卷 第十號
昭和九年十月一日發行
東京 法政大學發行

法律における信義の要請と保護 ……牧野英一
□ルナール教授の『人間的所有權論』
戰爭法規の進化 ……松原一雄
勞働協約に於ける實行義務 ……後藤清
ナチス刑法の基本原理 ……木村龜二
法律における文化と價値 ……牧野英一
新刊批評及思潮概觀
□近世的大名領地制の生誕の斷面（細川龜市）
□新刊批評
判例 民事十三件 刑事十六件 行政六件
歐文 法律の制度理論と人間的刑法（佛文）（牧野英一）

法學論叢

昭和九年十一月
十一月號
第三十一卷第五號
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

所謂共犯の制限された從屬形式 ……佐伯千仞
遺言執行者の法律上の性質 ……於保不二雄
團體保險契約の法律的特質 ……大森忠夫
米國普通法の Restatement の意義(三・完)…田中保太郎
批評と紹介
ザウエル『創造的國民性』……長濱政壽
近藤英吉氏著『註釋日本民法（總則編）』……三木正雄
民事判例研究
質物の不當處分と賠償責任・賃貸借の合意解除と轉貸借・漁業組合 ……石田文次郎
不在者の置きたる財產管理人と裁判上の行爲・借地權の數次讓渡と建物買取請求權 ……田島順

法學協會雜誌

第五十二卷 第十一號 十一月一日發行

論說
「信義誠實の原則」の發展的意義 ……九州帝國大學教授 野津務
株式の債權性と其價格の維持 ……法學士 松田二郎
雇傭に於ける營業制限の特約 ……東京帝國大學教授 末延三次
資料
近世支那及び臺灣の家族共產制 ……法學士 戴炎輝
紹介
中島重著、社會哲學的法理學（田中耕太郎）——小野清一郎著 刑法に於ける名譽の保護（瀧川幸辰）
判例研究
民事訴訟法判例批評（一四七）……法學博士 加藤正治
民事法判例研究錄（昭和七年度・一九）
雜報
法理研究會記事「風俗警察の理論と實際」

東京帝大 法學協會發行

犯罪學雜誌

第八卷 第六號 昭和九年十一月發行
定價 一冊金六拾錢 一ヶ年(六冊發行)參圓參拾錢

□論說
○朝鮮特有の犯罪 本夫殺害犯の婦人科學的考察(八)……工藤武城
○行刑雜感 ……前長崎刑務所長 白井勇松
□血液型
○Ausscheider 及び Nichtausscheider に就て 醫學士 野村捷一
○血液型遺傳說の再檢討型的凝集素の產生に遺傳性があるか……金澤醫大教授 古畑種基
□犯罪研究
○捜査資料犯罪ノートの中より……安東禾村
○犯罪捜査實話(十五)自殺か他殺か……元刑事部長 永山長三郎
□法醫鑑定
○間接性孤立性腟窩蓋部骨折に就て……醫學博士 久保忠夫
○發掘遺骨の一鑑定例……醫學士 深尾立雄 醫學士 井關尙榮
□法醫學講座
○人類の性染色體に就て……金澤醫大教授 古畑種基
□史料
○檢視史資料類纂(十四)……醫學博士 法學士 山崎佐
□雜報
▽抄錄 ▽人事消息 ▽新入會員 ▽編輯後記 ▽文獻集
▽第八卷總目次 其他

金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所
〔振替口座金澤八三一八番〕
發行所

刑政第47巻第11号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十四卷第十一號　昭和九年十一月

中間省略登記の效力……講師　舟橋諄一
訴の取下による再訴の禁止……講師　高橋靜一郎
刑事法雜題(二)……講師　平井彦三郎
主參加併合訴訟に於ける參加原告の訴の申立……河本喜與之
信用委任(二)……中川一郎
恐慌とファッシスト諸法制(三)……講師　戒能通孝
獨逸法律類語異同辨(一〇)……講師　三潴信三
刑事判例研究(三一)……講師　草野豹一郎
賭博罪の既遂時效——爆發物取締罰則第八條に依る告知義務の範圍
民事判例研究(三二)……判例研究會
假裝の株式申込と發企人又は取締役の拂込(升本重夫)——預金受入の假裝と拂戻義務(片山金章)
民事訴訟法研究錄(三)……講師　前野順一
外國判例研究(五)……講師　岩田新
近著外國雜誌法律論題要目

正義

昭和九年十一月號　定價金五拾錢

○報　告
司法制度改善に關する司法省諮問案
○論　說
法律の改造運動……島田武夫
司法制度改善の標的を那邊に置くべき乎……鈴木常吉
調停の本質と其の爭訟解決手段としての限界……萬城登
鑛業法第卅六條に依る鑛業權の效力(三)……大島正義
○時　評
辯護士を濫造すること勿れ——經濟爭議裁判所設置の要——
牧野博士の裁判否認論——事務の分配
○判例批評
追徵金問題に就て……我妻源二郎
○資　料
法曹瑣談(四八)……山崎佐
司法事務協議會協定事項輯錄
○判例要旨
民事二七件——刑事二七件——行政二五件
○文　苑
和歌……播磨龍城
俳句……河西善太郎
○新刊紹介
小野清一郎氏著『刑法に於ける名譽の保護』……我妻源二郎
○會　報

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
振替口座東京七二三九〇番

編輯餘錄

□ 一九三四年版のわたくしの讀物として今わたくしの左右に二つの重要なる文獻が置かれて居る。その一つはイギリス行刑局のアシスタント・コムミショナーであるフォックス氏の輓近イギリス監獄とその二はバーマン氏のイギリスボースタル制とである。

□ わたくしは今年初頭少年犯罪に關する小論をものした關係上まづその後者より讀書しつつあるのであるが、それによれば少年行刑の今日あることがいかに先人改良家の努力によつて導かれて居るかといふことが涙ぐましくも感ぜられるのである。小さな兒童が僅かな盜みの爲め死刑に處せられた昔より今日の感化制に至るまでの改良家の努力を一個の私見を以て冷酷に批判するものがあれば、それこそ人類文化史を味ひ得ぬ野人ともいへよう。

□ 今日イギリスの感化制の大本は愛と自由と自治との三大原則の上に立つて居ると書かれて居る。殊に少年行刑の如きはこの愛の原則が最も要望されねばならぬことはいふまでもないことであるとわたくしは思ふ。愛とはあまやかしのことではない。愛するが爲め不斷の努力をすすめることもその愛の發露である。さるをわれらの叫びがいかにもなまやさしきものであるかの如く考へ之を非難しあげつらふものがありとすれば、それは愛の哲理を知らぬ田夫に等しいとわたくしは思ふ。

□ 久し振りにて牧野先生の玉稿をいただくことが出來た。本號はおそらく讀者諸君から時の問題として斷種論を頂いたので、絕讃を受けることであらうと信じる。牧野先生と吉益兄とに萬謝せねばならぬ。

□ 目下行刑界の出來ごととして擧ぐべきものは刑務官練習所、刑務教誨練習所開催中。滿洲國に赴任すべき行刑事務官一名、司法屬五名、典獄佐二十二名、看守長七十名入選中來月確定の豫定。刑務所長會同は十一月八日九日十日の三日間、全國武道大會は府中建築場の道場で十一月十一日開催に決定。

——あき羅——

昭和九年十月廿三日夜

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
　　六冊(稅共)　金一圓五十錢
　　十二冊(稅共)　金三圓
廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年十一月五日印刷納本
昭和九年十一月八日發　行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座一二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第47巻第11号

矯正図書館

47e Année No 11 Novembre 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Makino, E. —De passé, présent et avenir de droit pénal.

Yoshimasu, S. —De la castration, son application et son effet.

Mouvement des idées à l'étranger:

C. M. Craven, The progress of English criminology.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice